

各自治会・町内会長 様

刑法犯認知件数（4月末 暫定値）225件（昨年同期比+21件）

1 主な犯罪	○空き巣	4件(+1件)
	○自転車盗	45件(-11件)
	○車上ねらい	15件(+11件)
	○部品ねらい	15件(+4件)
	○オートバイ盗	9件(-4件)

特殊詐欺 9件（4月末 暫定値） 被害総額 6,399,600円（前年同期比+5件）

(内訳)

オレオレ詐欺	0件	被害金額	0円
預貯金詐欺	7件	被害金額	2,500,000円
融資保証詐欺	1件	被害金額	200,000円
架空料金請求詐欺	1件	被害金額	3,699,600円
還付金詐欺	0件	被害金額	0円
キャッシュカード詐欺盗	0件	被害金額	0円
その他の手口	0件	被害総額	0円

(令和6年4月末 現在)

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町		真金町	
井土ヶ谷中町		清水ヶ丘	
井土ヶ谷下町		西中町	
浦舟町		前里町	
永楽町		大岡	1
永田みなみ台	1	大橋町	
永田山王台		中村町	
永田台		中島町	1
永田東	1	中里	
永田南		通町	
永田北	1	唐沢	
榎町		東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉野町		南太田	
宮元町		伏見町	
共進町	1	二葉町	
庚台		日枝町	
弘明寺		白金町	
高根町		白妙町	
高砂町		八幡町	
三春台		平楽	
山王町		別所	
山谷		別所中里台	
蒔田町		睦町	
若宮町		堀ノ内町	1
宿町		万世町	
新川町		六ツ川	2
その他		合計	9

詐欺の被害に遭わない
ためにも、防犯機能付
電話を活用しましょう!



市役所



警官



デパート



★特殊詐欺を防止するためのNTT東日本の取組みについて★

NTT東日本では特殊詐欺を防止するため、

- ① ナンバーディスプレイ及びナンバーリクエストの高齢者無償化受付
- ② 特殊詐欺対策サービスの無償化
- ③ 電話番号の変更に関する工事費の無償化

の3つの取組みを実施しています。

取組みに関する詳細のお問い合わせはNTT東日本特殊詐欺対策ダイヤル(0120-722-455)まで。

担当：南防犯協会事務局
(南警察署内：生活安全課)
電話045-742-0110



南区交通事故統計《5月》

令和6年4月末現在 概数



発生件数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	6715	7012	-297
横浜市内	2435	2512	-77
南区内	137	120	17

死者数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	32	35	-3
横浜市内	11	10	1
南区内	1	0	1

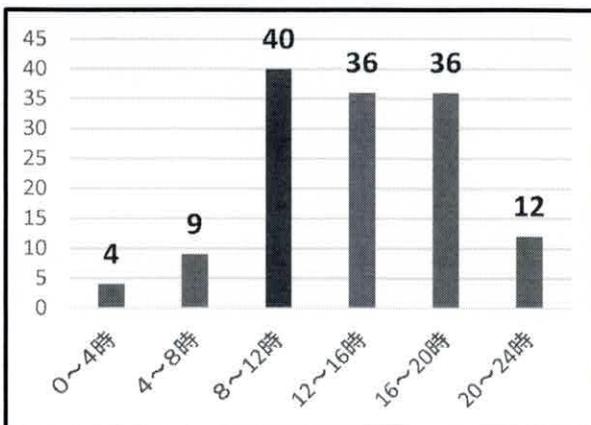
負傷者数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	7807	8271	-464
横浜市内	2765	2925	-160
南区内	156	129	27

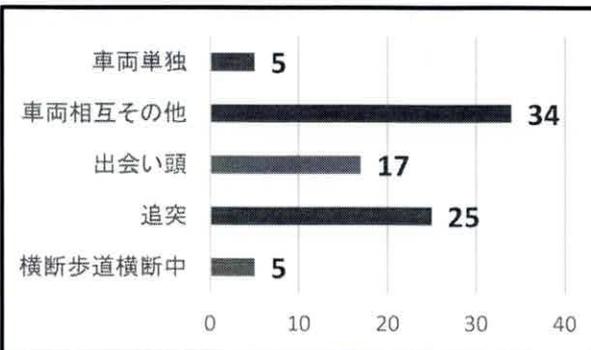
関係事故

	令和6年	構成率	増減数
高齢者	49	35.8%	9
子供	9	6.6%	5
二輪車	49	35.8%	6
自転車	28	20.4%	5

時間帯別発生状況



事故類型別発生状況



町名別発生状況

町名	令和6年	令和5年	増減数	町名	令和6年	令和5年	増減数
万世町	1	0	+1	平楽	2	1	+1
三春台	1	1	0	庚台	0	0	0
中島町	0	1	-1	弘明寺	0	0	0
中村町	1	6	-5	弘明寺町	3	4	-1
中里	9	7	+2	新川町	1	2	-1
中里町	0	0	0	日枝町	3	0	+3
二葉町	0	1	-1	東蒔田町	2	2	0
井土ヶ谷上町	3	1	+2	榎町	0	0	0
井土ヶ谷下町	5	3	+2	永楽町	1	2	-1
井土ヶ谷中町	2	0	+2	永田みなみ台	2	0	+2
伏見町	0	0	0	永田北	3	2	+1
八幡町	0	0	0	永田南	1	2	-1
六ツ川	18	13	+5	永田台	1	1	0
共進町	2	1	+1	永田山王台	1	1	0
別所	7	7	0	永田東	9	3	+6
別所中里台	1	0	+1	浦舟町	6	5	+1
前里町	2	4	-2	清水ヶ丘	2	0	+2
南吉田町	1	5	-4	白妙町	0	0	0
南太田	4	7	-3	白金町	0	1	-1
吉野町	1	4	-3	真金町	4	1	+3
唐沢	0	0	0	睦町	5	5	0
堀ノ内町	1	1	0	花之木町	4	0	+4
大岡	7	3	+4	若宮町	0	1	-1
大橋町	0	0	0	蒔田町	0	1	-1
宮元町	10	8	+2	西中町	0	3	-3
宿町	3	2	+1	通町	4	2	+2
山王町	0	1	-1	高根町	3	3	0
山谷	0	0	0	高砂町	1	2	-1

南警察署からのお知らせ



「(九都県市一斉)自転車マナーアップ強化月間 推進中！」

…自転車は手軽で便利な乗り物ですが、道路交通法で定める「車両」です。車の運転手としての「責任」を持ち、交通ルールとマナーを守って交通事故防止に努めましょう！

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

みんなでヘルメット!



～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～

神奈川県南警察署 交通課 045-742-0110

令和6年火災・救急概況

南消防署
1月1日～4月30日

1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別	令和6年	令和5年	増△減	
火災件数	14	17	△3	
火災種別	建物	11	11	0
	林野	0	0	0
	車両	1	1	0
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	2	5	△3
焼損床面積 (㎡)	332	158	174	
死者数 (人)	2	1	1	
負傷者数 (人)	2	3	△1	
主な火災原因	放火(疑い含む)	4	5	△1
	こんろ	4	1	3
	炉	1	0	1
	ストーブ	1	0	1
	電灯・電話等の配線	1	0	1
救急出場件数	4,918	4,724	194	
救急種別	急病	3,606	3,419	187
	一般負傷	870	871	△1
	交通事故	134	132	2
	その他	308	302	6

2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別	令和6年	令和5年	増△減	
火災件数 (件)	233	275	△42	
焼損床面積 (㎡)	2,399	2,745	△346	
死者数 (人)	14 (0)	6 (0)	8	
負傷者数 (人)	44	35	9	
救急出場件数 (件)	82,817	76,021	6,796	
救急種別	急病	58,572	53,319	5,253
	一般負傷	15,260	14,173	1,087
	交通事故	2,834	2,738	96
	その他	6,151	5,791	360

* 死者数欄()内の数値は、放火自殺者の内数

3 行政区別火災・救急状況

区分	年別	火災			救急		
		令和6年	令和5年	増△減	令和6年	令和5年	増△減
行政区別件数	鶴見	14	26	△12	5,969	5,747	222
	神奈川	14	23	△9	5,208	4,703	505
	西	12	12	0	3,373	3,114	259
	中	35	26	9	5,826	5,541	285
	南	14	17	△3	4,918	4,724	194
	港南	8	9	△1	5,021	4,540	481
	保土ヶ谷	11	10	1	4,497	4,109	388
	旭	13	18	△5	5,542	5,053	489
	磯子	6	6	0	3,838	3,474	364
	金沢	18	13	5	4,403	4,108	295
	港北	22	28	△6	6,613	6,078	535
	緑	9	9	0	3,821	3,413	408
	青葉	11	12	△1	5,063	4,480	583
	都筑	4	13	△9	3,538	3,269	269
	戸塚	16	24	△8	6,142	5,567	575
	栄	8	6	2	2,680	2,414	266
	泉	11	8	3	3,424	3,066	358
瀬谷	7	15	△8	2,929	2,599	330	

※本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災件数	受持消防団
太田東部連合町内会	1	第一分団
太田地区町内連合会	0	
寿東部連合町内会	2	第二分団
中村地区連合町内会	2	
蒔田連合町内会	2	第三分団
お三の宮地区連合町内会	0	
堀ノ内睦町連合町内会	0	
井土ヶ谷地区連合町内会	1	第四分団
北永田地区連合町内会	0	
永田みなみ台連合自治会	1	第五分団
本大岡地区町内会連合会	4	
大岡地区連合町内会	0	第六分団
別所地区連合町内会	1	
南永田・山王台連合町内会	0	
六ツ川地区連合自治会	0	第一～六分団
六ツ川大池地区連合自治会	0	
連合未加入自治会、その他	0	
合計	14	

区連会 5 月定例会資料
令和 6 年 5 月 20 日
南消防署総務・予防課

地区連合自治会町内会長 各位

南消防団長
南消防署長

南消防団夏季訓練会の実施について（ご案内）

向暑の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素から、南消防団、南消防署に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、南消防団では、地域防災力の向上を目的として毎年「南消防団夏季訓練会」を実施しています。

つきましては、次のとおり実施いたしますので、御多忙の折、大変恐縮に存じますが、消防団の激励に御来場いただきますよう、御案内申し上げます。

1 開催日時

令和 6 年 7 月 7 日（日）、9 時 00 分から 12 時 00 分まで

（予備日：令和 6 年 7 月 14 日（日）、9 時 00 分から 12 時 00 分まで）

2 開催場所

阪東橋訓練場（南区高根町 4-35 阪東橋公園）

3 実施内容等

別紙参照

4 その他

（1）会場は駐車場がないので、公共交通機関等を利用してご来場願います。

（2）雨天決行としますが、荒天の場合は予備日に順延する場合があります。

中止の判断は、当日の朝 6 時 00 分とし、判断基準は横浜市内で気象警報が発表された場合とします。中止の連絡については、各連合自治会町内会長宛てに連絡いたします。

※恐れ入りますが、出欠確認のためハガキにてご返信をお願い致します。

担当：南消防署総務・予防課
消防団係 芦葉、柏木
電話：045-253-0119

南消防団 夏季訓練会



訓練礼式



応急手当



小型ポンプ操法

夏季訓練とは

南消防団の全6分団が参加し、各種目を各分団で競うことで士気や技術の向上を目的とした訓練会です。今年度は①訓練礼式（迅速で規律ある行動を養う訓練）②応急手当（急病や怪我人への応急対応訓練）③小型ポンプ操法（小型ポンプを使用した放水訓練）の3種目を実施します。地域の共助の中核を担う消防団の雄姿をぜひご覧ください。

日時：令和6年7月7日（日）9:00～12:00（予備日：7月14日（日））

会場：阪東橋訓練場（南区高根町4-35阪東橋公園）





いつでも・どこでも
身近に防災を学ぼう

e-パーク

よこはま防災



1

70本以上の動画やミニテストなど、デジタル教材が充実!



2

火災、救急、地震、風水害など、幅広い分野をオールインワンで学習!



3

「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズで親子で楽しく学習! 全問正解してポケモンの修了証をゲット!!



横浜市消防局
YOKOHAMA FIRE BUREAU

よこはま防災 e-パーク

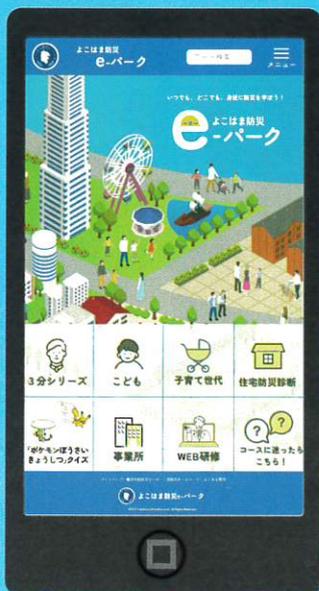
だれでも、かんたんにアクセスできます。

3分シリーズ



3分シリーズ

1本3分の動画により、防災の基本的な知識をスキマ時間で簡単に学習。何を学んでいいかわからない方はこのコースから！



子育て世代コース



子育て世代

こどもの好奇心が引き起こす思いがけない火災や事故の事例、乳幼児への応急手当など、こどもを守るために必要な知識を学習。

こどもコース



こども

未就学児、小学生、中学生など成長段階に応じて、楽しみながら防災を学習。消防車やヘリコプター等の写真の入った修了証をゲットしよう！

WEB研修コース



WEB研修

防災を深く学びたい方、地域で防災活動を担う方にオススメ！動画の視聴履歴など、受講状況の確認ができるほか、修了証のダウンロードが可能。

住宅防災診断コース



住宅防災診断

お家には危険がないかな？大地震への備えの状況や火災の危険性を診断。診断後は、結果に応じたアドバイスにより、防災対策を見直そう！

事業所コース



事業所

防火管理者や従業員の方にオススメ！防火管理の知識や消防用設備等の取扱い方法などを学習。消防訓練の実施方法等もこちらから確認！



「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズに挑戦/
ポケモンの修了証をGET!

一般財団法人ポケモン・ウィズ・ユ-財団の制作した「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズと連携。全問正解して、ポケモンの修了証を「GET」しよう！

GET
しよう!



自治会町内会長 各位

南区総務課長

緊急時情報システムを活用した災害情報の提供先の更新について(依頼)

日頃から地域防災活動にご尽力いただきましてありがとうございます。

近年、大型台風など事前の備えが必要となる事案が多数発生していることを踏まえ、南区役所では、平成 30 年 2 月より電話を活用し自動音声流す「緊急時情報システム」を使用し、自治会町内会の皆さまに災害情報等を提供させていただいております。

多くの自治会町内会の会長、副会長、防災担当者の方等にご登録いただいておりますが、今年度の出水期前に改めて、新規の登録及び更新をお願いさせていただきます。

1 緊急時情報システムとは

災害に関する情報など緊急に区民の皆さまにお知らせしたい情報を、電話による自動音声でお伝えするシステムです。発信する情報は大型台風接近など事前の備えが必要となる気象情報、その他区役所が緊急と判断した情報となります。

2 ご返信方法・期限

登録者を別紙 1 の「緊急時情報システム登録用紙」に記載の上、令和 6 年 6 月 18 日(火)までに南区役所総務課防災担当までご返信いただけますようお願いいたします。

【ご返信方法】

- ① F A X・・・2 4 1 - 1 1 5 1
- ② 電子メール・・・mn-bousai@city.yokohama.jp
- ③ 窓口・・・南区役所 6 階 66 番窓口
- ④ ご郵送・・・〒232-0024 南区浦舟町 2-33 南区役所総務課防災担当行

3 登録対象

自治会町内会ごとに、会長、副会長、防災担当者様など最大 4 名までとさせていただきます。登録内容に変更がない場合は、登録用紙の提出は不要です。なお、登録内容が不明な場合は、下記防災担当までお問い合わせください。

<発信イメージ>

4 受伝達訓練について

以下の日時に、受伝達訓練を実施いたします。

令和 6 年 6 月 25 日(火) 15 時～

発信元は **050-3187-6700** となります。南区役所の番号ではありませんのでご注意ください。

南区役所



【自動音声メッセージ】(例)
南区役所からのお知らせです。明日にかけて台風〇〇号の接近が予想されます。土砂災害などに警戒し、不要不急の外出は避けてください。
引き続き、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

なお、6月18日以降にご返信いただいた場合も、システムへの登録はいたしますが、受伝達訓練日(6/25)までに反映が間に合わない可能性がございます、ご了承ください。

5 その他

災害時に必要となる情報は、テレビやラジオで放送される災害に関する全般的な情報を確認するほか、別紙2に示すようなツールを使って、いち早く情報を入手しましょう。

お問い合わせ先

南区役所総務課 防災担当 Tel : 341-1225

「令和6年度緊急時情報システム登録用紙」

【ご返信方法】

- ① F A X … 2 4 1 - 1 1 5 1
- ② 電子メール … mn-bousai@city.yokohama.jp
- ③ 窓口 … 南区役所 6 階 66 番窓口
- ④ ご郵送 … 〒232-0024 南区浦舟町 2-33 南区役所総務課防災担当行

上記①から④のうちいずれかで、南区役所総務課防災担当宛に令和6年6月18日(火)までにご返信ください。

なお、前年度から登録者の変更がない場合は、自動更新しますので、本用紙の返信は不要です。

※6月 18 日以降にご返信いただいた場合も登録いたしますが、受伝達訓練日までに反映が間に合わない可能性がございますので、ご了承ください。

【緊急時情報システム登録希望者】

ご役職 ご氏名 お電話番号

ご役職 ご氏名 お電話番号

ご役職 ご氏名 お電話番号

ご役職 ご氏名 お電話番号

ご記入者

自治会町内会名

※いただいた個人情報は緊急時情報システム運用のみに使用するものとし、第三者に提供することはありません

安否確認と情報収集

■NTTが提供する 災害用伝言ダイヤル「171」

被災者が安否メッセージを登録し、それ以外の人が見聞きする「声の伝言板」です。



■災害用伝言板

携帯電話会社が提供し、携帯電話やスマートフォンから安否情報の登録や確認をすることができます。



■スマートフォンアプリ

ネットラジオアプリ、防災速報や地震情報アプリなど、スマートフォンには災害時に役立つアプリが数多くあります。



■公衆電話

災害時、通常の電話はつながりにくくなりますが、公衆電話は比較的つながりやすいと言われています。



▶横浜市および南区の防災情報ツール

X (旧Twitter)

横浜市総務局危機管理室
公式アカウント
(@yokohama_saigai)



南区災害情報
X (旧Twitter)
(@y_minami_saigai)



メール

■横浜市防災情報Eメール (要事前登録)

パソコンや携帯電話から事前に登録いただいた方に、地震、津波、気象警報・注意報、河川水位、緊急なお知らせなどを送信します。

横浜市 防災情報Eメール で検索

■緊急速報メール (登録は必要ありません)

横浜市内のエリアにある携帯電話 (NTTドコモ、au、ソフトバンクなど) に対し、横浜市の災害情報や避難情報などを配信します。

※対応機種などについては、ご利用の通信事業者へお問い合わせください

横浜市避難ナビ

「いま」から「いざ」に備えましょう!

いざ災害が起きた場合、適切な行動をとれるように
平時「いま」から災害時「いざ」まで一体的にサポートするアプリです。



ワンタッチで 操作は簡単!

プッシュ
通知



目で見て体験!
実際の災害に備えて

浸水状況を疑似体験



マイ・タイムラインを
作成して備えよう!

「災害時には避難情報を
マイ・タイムラインと連動して
プッシュ通知」



ハザードマップが
一目で分かる!

マップの種類を
簡単に切り替え



写真はイメージです。

避難所を検索

避難所へのルート案内
災害時には
避難場所の開設状況を
リアルタイムで確認



ダウンロード無料

横浜市危機管理室 地域防災課
TEL : 045-671-3456
Email : so-chiikibousai@city.yokohama.jp

横浜市避難ナビ 検索



令和6年度 自治会町内会向け 南区感震ブレーカー 補助制度説明会

※自治会・町内会・マンション管理組合単位で感震ブレーカーの導入を検討いただいている南区内の自治会・町内会・マンション管理組合の方（先着100名：1団体上限2名）を対象に、南区感震ブレーカー補助制度の説明会を実施します。

日時場所

令和6年6月26日（水）
10時00分～11時00分（受付は9時45分開始）
南区役所（南区浦舟町2-3-3）
7階 701・702会議

第1部

通電火災と感震ブレーカーについて

第2部

南区感震ブレーカー設置補助制度について

参加方法

令和6年6月12日（水）までに下記QRコードを読み込み『横浜市電子申請・届出サービス』から申し込むか、下記担当あて、お電話、もしくは電子メールにてお申込みください。

担当：南区役所総務課防災担当
TEL:045-341-1225
電子メール

mn-bousai@city.yokohama.jp

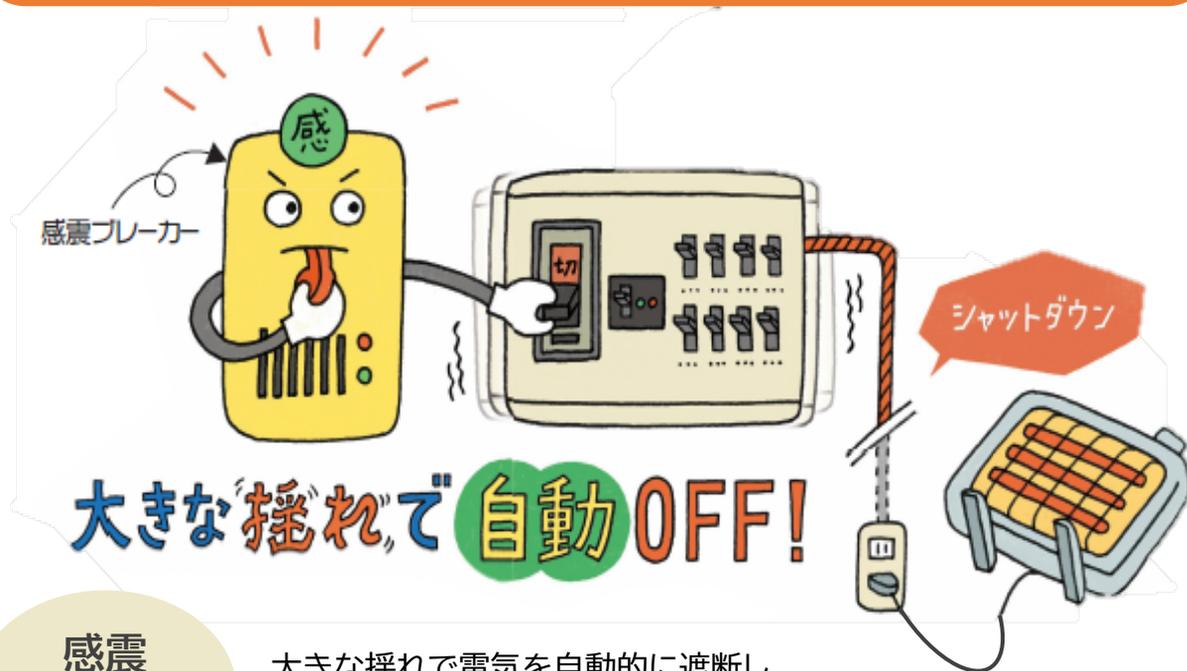
右のQRコード
を読み込んで申
込みください



最大
9/10
補助

〳〳 横浜市と南区からお知らせ 〳〳

地震火災防止のために 感震ブレーカーを設置しましょう



感震
ブレーカー
とは

大きな揺れで電気を自動的に遮断し、
地震火災の多くの原因と言われている
「電気出火」を防ぐ効果が大きい器具です。

対象地域を 市内全域に拡大

横浜市：先着6,000件
南区：先着200件

感震ブレーカー「簡易タイプ」の購入を
最大9/10補助します！

2ページでご確認！

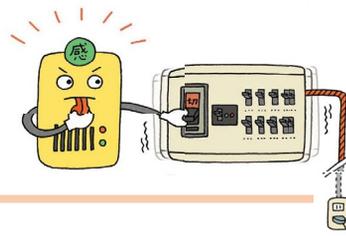
申込期間 令和6年6月1日～令和6年12月27日(必着)

申込について

申請期間	令和6年6月1日～令和6年12月27日必着
対象団体	横浜市内の自治会・町内会・マンション管理組合
補助要件	加入世帯の <u>10世帯以上</u> へ、補助対象製品を購入・設置すること
補助率	最大9/10（上限額：器具1個当たり3,600円補助、千円未満端数は切捨て） 例：1個3,000円×150個×消費税=495,000円 495,000円×9/10=445,500（端数切捨て） → 補助金額445,000円
補助件数	200個 ※200個を超えた場合、全市で6,000個まで1/2補助
対象製品	感震ブレーカー「簡易タイプ」（次ページ記載の 11器具 ）
申込方法	本ご案内付属の「補助金交付申請書」に必要事項を記入し、申込先へ郵送してください。（ <u>郵送代はご負担いただきます</u> ）
相談 申込先 <small>（横浜市が運営を委託しています）</small>	株式会社長寿乃里 感震ブレーカー設置補助受付担当 電話：045-900-4188



地震火災の
6割以上は
「電気」が原因

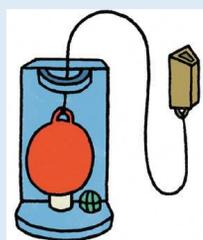


地震火災の
発生を抑えるのに、
「感震ブレーカー」
が役立ちます。

注意事項

- 本補助事業は、感震ブレーカーの購入・設置が条件となります。これが適正に履行されない場合は、補助金を返還していただくことがございます。
- 過去に感震ブレーカーの補助金申請をしたことがある自治会町内会でも、これまでの申請個数が、自治会町内会加入世帯数を満たしていなければお申し込みできません。
（※ただし、過去に横浜市の感震ブレーカーに関する補助や助成事業を利用し、器具の購入や取付けを行った世帯が自治会町内会やマンション管理組合の補助金を利用することは認められません。ご注意ください。）
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

おもり式



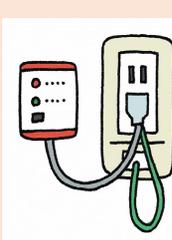
揺れを感知するとおもり玉が落下し、ブレーカーのスイッチを落とします。

バネ式/電池式



揺れを感知するとバネの力や電池によりバンドが作動してブレーカーのスイッチを落とします。

コンセント差込式



コンセントに差し込んで使います。基本的には漏電遮断器に配線されている系統の電気のみを遮断します。

ご案内の補助対象器具は、すべての分電盤に対応可能ではありません。分電盤の種類によって設置が困難なことがあります。判断が難しい場合は、各メーカーにお問い合わせください。

商品名	メーカー名	取付方法	参考	
おもり式	スイッチ断ボールⅢ	(株)エヌ・アイ・ピー	付属の両面テープで分電盤に取付	
	“光る”おもり君	(株)ブルーウッド	付属の両面テープで分電盤に取付	
バネ式／電池式	ヤモリ	(株)リンテック21	付属の両面テープで分電盤に取付	
	ヤモリ de セット		本体と作動部を付属の両面テープで壁と分電盤に取付	
	パワーヤモリセット	(株)生方製作所	壁に本体を、作動部を分電盤に付属のビス又は両面テープで取付	
	ピオマ			
コンセント差込式	震太郎	大和電器(株)	アース付きコンセントに取付	
	地震みはりロボ	(株)サルバ	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	KI感震センサー	ケー・アイ技術(株)	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	一発遮断	多摩岡産業(株)	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	瞬断	(株)エコミナミ	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	

商品の詳細や取付の可否については、横浜市HPもご利用ください
「横浜市 感震ブレーカーHP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



横浜市HP

1 購入製品/ 数量決定	自治会・町内会で購入製品と購入数のとりまとめをしてください。
2 見積依頼/ 購入額決定	購入金額が100万円以上（消費税込）の場合は、市内業者2社以上の見積書を比較して、購入額を決定してください。
3 申込/ 交付可否決定	<ul style="list-style-type: none">● 本紙付属の「補助金交付申請書」を下記【申請窓口】へ郵送してください。● 申込内容をもとに、横浜市が交付可否を決定します。● 交付決定後、「補助金交付決定通知書」「補助金交付請求書」「実績報告書」を郵送でお届けします。
4 請求書の提出 補助金の入金	「補助金交付請求書」を【申請窓口】へ郵送してください。 請求書の確認後、1か月半～2か月程度で申請口座へ入金されます。
5 購入・支払 設置	補助金の入金確認から、 <u>1か月以内</u> に手続きをお願いします。
6 報告書の提出	領収書を添付した「実績報告書」を【申請窓口】へ提出してください。 報告書確認後、「補助金額決定通知書」を郵送でお届けします。

【相談・申請窓口】 (横浜市より下記の事業者に運営を委託しています)

株式会社長寿乃里

住所 〒220-0012
横浜市西区みなとみらい3-6-3
MMパークビル12F
宛名 株式会社長寿乃里
感震ブレーカー設置補助受付担当
電話 045-900-4188

申請期間：令和6年6月1日～11月30日

大地震に備えて！



ガラス飛散防止フィルムの設置を補助します！

南区役所では、家の中の安全対策として、ご自身で対策することが難しいご家庭（高齢者世帯等）に、ガラス飛散防止フィルムの設置補助を行っています。

フィルムを設置することは、大地震が起こった時の、窓ガラスの飛散によるけがの防止や、**迅速な避難行動**につながりますので、ぜひご活用ください。

◆事業の対象

同居している家族全員が、下記の①～⑦のいずれかに当てはまる世帯（先着 20 世帯）

- ①65歳以上の高齢者
- ②身体障害者手帳の交付を受けている方
- ③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑤介護保険法による要介護認定または要支援認定を受けている方
- ⑥障害者総合支援法の障害福祉サービスの支給決定を受けている方
- ⑦中学生以下

※①～⑦のいずれにも当てはまらない同居家族がいる場合、申請はできません。

※この事業が利用できるのは一度限りです。以前利用したことのある方は申し込みができません。

◆注意事項

ガラスフィルムの設置は、区役所が業者に依頼して行います。ご自身で用意したフィルムの設置や、申請前に、ご自身でガラスフィルム設置業者に施工を依頼した場合は補助の対象とはなりません。

◆補助内容

○フィルムの設置費用（単価 7,000 円/㎡（フィルム代込））に対し、設置面積 **5 ㎡**分まで補助します。

○補助率は設置費用の **2/3（補助上限 23,400 円）** です。

【基準表】

設置費用	35,000 円（5 ㎡）
補助率	2/3
補助金額	23,400 円
自己負担額	11,600 円

◆例：設置面積 7 ㎡の場合は、**5 ㎡が補助対象**です。

→49,000 円（設置費用）－23,400 円（補助金額（上限））＝25,600 円（自己負担額）

裏面あり

◆申請方法

①申請書と②委任状に必要事項を記入し、③必要な添付書類と併せて、南区役所総務課（6階66番窓口）へ直接あるいは郵送にて、ご提出ください。（※申請書をご希望の方は、南区役所総務課防災担当まで、お問い合わせください。）

添付書類（例）

65歳以上の方は運転免許証、健康保険証等。障害者の方は障害者手帳。要介護者又は要支援者は介護保険証、要介護・要支援の決定通知等を添付してください。

◆申請先

まずは、お電話でお問い合わせください。申請書等をお送りします。

〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33

南区役所総務課防災担当(6階66番窓口)

TEL:341-1225 FAX:241-1151



【参考】～地震への備えは、身近な出来ることから始めましょう！～

備えは十分ですか？

災害はいつ起こるかわかりません。もしもの時に備えて、チェックしましょう！



家の安全対策

- 家の耐震性に問題はない
- 家具の転倒防止対策をしている
- ドアの前や廊下など避難路にはものを置かないようにしている
- 窓や食器棚などのガラスの飛散防止対策をしている
- 感震ブレーカーなど、出火防止の対策をしている



隣近所で助け合う関係を

- 日頃からコミュニケーションをとるなど顔の見える関係をつくっている
- 自治会町内会などの防災訓練へ参加している



家族で話し合う

- 災害時の連絡先・連絡方法を確認している
- 近くの避難場所(家族の集合場所)を確認している
- ハザードマップで家の周辺の危険箇所、避難ルートなどを確認している



備蓄品の点検

(備蓄する量の目安は最低3日分)

- 飲料水(1人3日分で9L)
- 食料(インスタント食品、缶詰など)
- トイレパック(1人3日分で15個)

広報よこはま 拾い読み

広報よこはまを
動画で紹介しています

「災害への備え」

広報よこはま拾い読み

最後にセロテープでニコをしっかり止めてください。



↓ 折り線①
2 3 1-8 7 9 0
0 0 3

横浜市中区北仲通四丁目40
商工中金横浜ビル5階
一般社団法人
横浜市建築士事務所協会
行

↓ 折り線④

↑ 折り線②

↑ 折り線③

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

令和6年度
年間
500件

横浜市と南区からのお知らせ

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

家具転倒防止器具の 取付けを代行します！



申込
期間

令和6年6月1日～令和7年1月31日
*必着



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和6年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため
転倒防止器具の取付けを無料代行します。
南区在住の方は器具代の一部も補助します。(先着35世帯まで)

対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
 - ② 身体障害者手帳の交付を受けている
 - ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
 - ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
 - ⑥ 中学生以下
- ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

家具転倒防止器具の購入代金の一部補助【南区のみ】

購入費用の **2/3 (補助上限5,200円)** を補助します。

さらに、「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」による対象地域にお住まいの方は、
購入費用の **9/10 (補助上限7,200円)** を補助します

注意事項等

- 事前調査及び取り付け作業は一般社団法人横浜市建築士事務所協会が実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です)
- 無料で取付代行できる家具は原則2つまでとします。(3つ目以降は御相談ください。)
- 器具はご自身で用意していただく他、一般社団法人横浜市建築士事務所協会にて用意することもできます。
※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがあります。また、購入代金の補助対象にもなりませんので、事前にご確認ください。
- 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

相談窓口 (横浜市が下記の事業者に運営を委託しています)

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 ●受付時間:平日10時～16時

電話

045-662-2711

FAX

045-662-8981

申込方法

郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。
 ※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策 **検索**

●電子申請QRコード



申請書が追加で必要な場合

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL:045-662-2711 へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時(12時～13時を除く)

※夏季休暇及び年末年始を除く。

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

利用可否決定

- ▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

訪問日の日程調整

▽ 「利用決定通知書」が届いた後、一般社団法人横浜市建築士事務所協会の担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

調査訪問

- ▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ▽ 器具購入のご相談も承ります。

取付訪問

- ▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。
- ▽ 購入代金の補助申請書を記入し、取付員に提出してください。



家具転倒防止器具取付申請書

(申請先) 横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人(下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください) 同居者全員がいずれかに該当しています。 <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている <input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下
住所	〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 (どちらかに○をつけてください)

【注意事項等】

- 事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。(後日、電話で日時調整します。)
- 事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
- 無料で取付代行できる家具は原則2つまでとします。3つ以上ご希望の場合は、御相談ください。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切り取り線

令和6年 よこはま防災研修〈基礎編〉のご案内

「よこはま防災研修」では、町の防災組織（自治会・町内会等）において、防災・減災活動の担い手を育成し、地域の防災・減災活動を推進してもらうことを目的としています。

今年度から集合型研修を廃止し、横浜市消防局が運用している「よこはま防災e-パーク」内で学ぶWEB研修となっています。

※昨年度の防災・減災推進研修〈基礎編〉から名称が変更となりました。

1 対象者

どなたでも受講することができます。

2 研修内容

次の4つのコンテンツから構成されています。

- ・日頃の備え（自助・共助・公助、自宅の備え、マンションの防災対策）
- ・風水害の備え（マイ・タイムラインの作成支援等）
- ・町の防災訓練（町の防災組織の取り組み）
- ・災害時の避難（新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難、在宅避難）

3 研修期間

「よこはま防災e-パーク」内で24時間受講可能です。

※11月以降にステップアップ編（旧応用編）及び事例発表会を開催する予定のため、早めの受講をオススメします。

4 研修受講方法

「よこはま防災e-パーク」の【WEB研修】に入ってください、自由閲覧内にある【よこはま防災研修】において各コンテンツを受講できます。受講後、修了証の発行を希望される場合は、新規登録をして受講いただくことで発行可能となります。

下記のURL、検索またはQRコードから指定のサイトにアクセスいただけます。

よこはま防災e-パーク

検索

<https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>



5 お問い合わせ

その他、ご不明な点は担当までお問い合わせください。

総務局地域防災課 佐久間・佐渡
電話：045-671-3456

令和6年 よこはま防災研修＜支援編＞のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。

1 実施方法

- (1) 対象・・・・・・・・自治会・町内会、マンション管理組合等
- (2) 日数・・・・・・・・1地域につき、1日1時間半～2時間程度（ワークを希望する場合は3時間程度）
- (3) 受付・・・・・・・・令和6年6月から10月末まで
- (4) 日時・・・・・・・・日程については地域の御担当者様と調整させていただきます。
- (5) 場所・・・・・・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますので、研修場所の確保をお願いします。

2 研修内容について

下記②～⑤の中から最大3つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整させていただきます。

研修プログラム（全団体共通）	所要時間
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	30分
研修プログラム（自由選択）※最大3つまで	所要時間
② 風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30分～60分
③ 地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成等）	30分～60分
④ マンション防災	60分
⑤ グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握等）	60分

3 申し込み要件

- 複数(5人以上)の研修参加者を確保することができること
- 研修実施場所を確保することができること

4 お申し込み方法・お問い合わせ

横浜市電子申請システムで必要事項を入力の上、研修希望日の2か月前までお申し込みください。



横浜市電子申請・届出システム

もしくは



5 研修受講の決定

研修受講の決定は、アドバイザーから直接申請者宛に御連絡いたします。その際に研修内容等の調整をさせていただきます。なお、申込状況や気象警報の発令等により、研修日を再調整させていただくことがあります。

希望する地域が多数の場合、調整により今年度の派遣ができない場合もありますので予め御了承ください。

6 問い合わせ

その他、ご不明な点は担当までお問い合わせください。

総務局地域防災課 佐久間・佐渡
電話：045-671-3456



いつでも・どこでも
身近に防災を学ぼう

e-パーク

よこはま防災



1

70本以上の動画やミニテストなど、デジタル教材が充実!



2

火災、救急、地震、風水害など、幅広い分野をオールインワンで学習!



3

「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズで親子で楽しく学習! 全問正解してポケモンの修了証をゲット!!



横浜市消防局

YOKOHAMA FIRE BUREAU

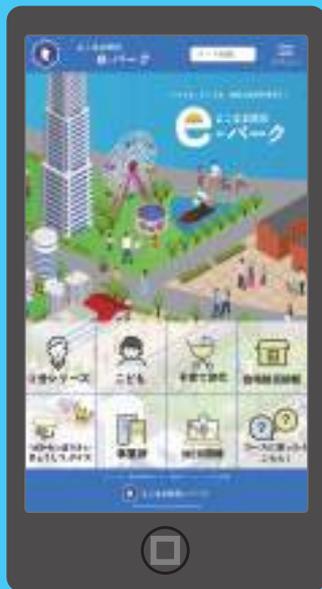
よこはま防災 e-パーク 🔍

だれでも、かんたんにアクセスできます。

3分シリーズ



1本3分の動画により、防災の基本的な知識をスキマ時間で簡単に学習。何を学んでいいかわからない方はこのコースから！



子育て世代コース



こどもの好奇心が引き起こす思いがけない火災や事故の事例、乳幼児への応急手当など、こどもを守るために必要な知識を学習。

こどもコース



未就学児、小学生、中学生など成長段階に応じて、楽しみながら防災を学習。消防車やヘリコプター等の写真の入った修了証をゲットしよう！

WEB研修コース



防災を深く学びたい方、地域で防災活動を担う方にオススメ！動画の視聴履歴など、受講状況の確認ができるほか、修了証のダウンロードが可能。

住宅防災診断コース



お家には危険がないかな？大地震への備えの状況や火災の危険性を診断。診断後は、結果に応じたアドバイスにより、防災対策を見直そう！

事業所コース



防火管理者や従業員の方にオススメ！防火管理の知識や消防用設備等の取扱い方法などを学習。消防訓練の実施方法等もこちらから確認！



「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズに\挑戦/
ポケモンの修了証をGET!

一般財団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団の制作した「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズと連携。全問正解して、ポケモンの修了証を「GET」しよう！

GET
しよう!



令和6年 二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間 横浜市実施要綱

目的

多発する二輪車の交通事故を防止するため、二輪運転者の交通安全意識を高める運動を市民総ぐるみで展開するとともに、暴走族（四輪を含む）追放気運を醸成して暴走族への加入防止と離脱の促進を図ります。

期間

6月1日から6月30日の1か月間

スローガン

運転に ゆとり やさしさ 思いやり
暴走は しない させない 許さない！

重点

- 1 二輪車の安全利用促進
- 2 暴走族の追放



横浜市交通安全キャラクター
まもるくん

◆◆◆令和5年中二輪車関係事故発生状況（区別）◆◆◆

	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)		件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)
	構成率				構成率		
鶴見区	185 29.6%	1	164	金沢区	181 33.7%	3	159
神奈川区	102 31.0%	1	93	港北区	199 30.3%	0	173
西区	68 26.1%	1	64	緑区	138 30.9%	1	123
中区	123 25.9%	3	105	青葉区	161 26.8%	0	148
南区	149 38.1%	0	134	都筑区	88 20.9%	1	72
港南区	144 28.9%	0	141	戸塚区	193 35.7%	0	178
保土ヶ谷区	141 40.9%	2	125	栄区	55 32.2%	0	54
旭区	175 36.3%	0	155	泉区	110 33.7%	0	99
磯子区	90 31.0%	2	80	瀬谷区	100 32.6%	0	86

横浜市全体	件数	死者	負傷者
	全事故に占める割合		
	2,402件 31.2%	15人 37.5%	2,153人 24.2%

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、暴走族追放条例・基本方針及びこの運動について周知を図ります。

横浜市・区

- 1 幅広い年齢層を対象に交通安全のための各種イベントを開催して、暴走族追放及び二輪車事故防止気運を盛り上げます。
- 2 地域ぐるみで暴走族追放のための気運が醸成されるよう各種施策を推進します。

警察

- 1 重大事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
- 2 二輪車指定路線に白バイを集中投入し、街頭活動を強化します。
- 3 二輪車を通勤や業務で使用する事業所等に対する二輪車安全運転講習を積極的に推進します。
- 4 二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットなどの着用を促進するための広報啓発を推進します。
- 5 暴走族の取締りを強化するとともに、暴走族相談員による加入防止・離脱促進や少年相談員等による立直り支援など関係機関・団体と連携し、暴走族追放のための施策を強力に推進します。
- 6 交通情報板等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会等交通関係団体及び地域関係団体

- 1 暴走族・二輪車の無謀運転追放のキャンペーンなどを実施し、地域住民に対する交通安全意識と暴走族追放気運の醸成を図ります。
- 2 地域における暴走族への加入防止や追放の取組を推進します。
- 3 家庭における交通安全の話し合いを奨励するとともに「交通安全ひとこえ運動」を推進します。
- 4 二輪車安全運転講習などの交通安全教育の場への積極的な参加を呼びかけます。

教育関係

- 1 神奈川県学校交通安全教育推進会議が推進する「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、交通社会の一員として思いやりと責任ある行動がとれるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。
- 2 暴走族の反社会性や暴走の危険、迷惑性などについて指導するとともに、「暴走族に入らない」、「見に行かない」など具体的な指導を行います。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 二輪車事故を防止するための交通安全施設などの整備を図ります。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 二輪車安全運転講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。
- 2 通勤・通学時の安全運転など、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。
- 3 暴走族について、なぜいけないのかなどを地域で話し合いましょう。
- 4 地域における様々な取組を通じて暴走族追放の気運を高め、暴走族を許さない環境づくりをしましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話 045 (671) 2323

令和6年度 南区運営方針

I 基本目標

区連会5月定例会資料
令和6年5月20日
南区区政推進課

地域の皆さまとともにつくる



「あたたかい 南区」



子育て世代など未来を担う若い世代を支援し、地域でともに活動する仲間を増やしていきながら、高齢者を支えていく等の好循環を創り出すことで、区制80周年で再確認した「あたたかい南区」を次世代につなげていきます。

誰もが“つながり”や“あたたかさ”を感じられ、ずっと住み続けたいと思える南区をめざし、地域の皆様と連携しながら、次の4つを重点として取組を進めます。

II 目標達成に向けた施策

賑わいにあふれ、あたたかさを感じられるまちづくり

下町情緒を感じさせる商店街、歴史ある寺社や文化財、区民に親しまれるまつりなど、南区らしさを感じられる魅力資源を広く区内外に発信します。また、自治会町内会をはじめとした地域の皆様と連携しながら、地域の賑わいやつながりをさらに高め、地域経済の活性化を図ります。

誰もが住み続けたい、子育てしやすいまちづくり

南区を子育てしやすいまちにしていくため、子育て支援の相談体制の充実や子どもの居場所づくりを支援するとともに、地域ぐるみで子ども・青少年の健全育成に取り組めます。また、ライフステージに合わせた区民の健康づくりや高齢者の介護予防、障害者支援など様々な取組を進め、一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちを目指します。

安全で安心して暮らせるまちづくり

脱炭素社会の実現に向け、GREEN×EXPO 2027 開催の機運醸成や一人ひとりの行動変容につながる意識啓発に取り組むとともに、引き続き、市民利用施設のLED化などの取組を推進します。また、自らの身を守る自助力や地域の防災力を高めるための啓発事業を実施するとともに、災害時要援護者への支援や平常時からの見守り等を地域の皆様と進めるほか、交通安全や防犯対策にも地域と協働で取り組めます。

地域の皆さまとともに歩む区づくり

各種広報媒体を通じて区の様々な情報の発信や区民ニーズの把握を積極的に行うとともに、地域活動に携わる人材の発掘・育成等に取り組めます。また、外国籍住民等との相互理解を深める取組などを通じて、多文化共生のまちづくりを進めます。

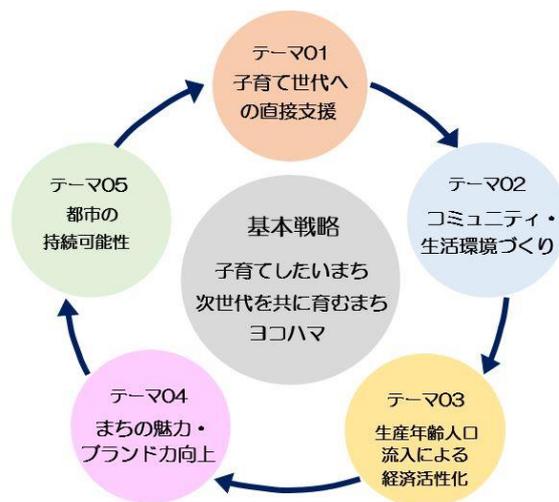
III 目標達成に向けた組織運営

- 全ての仕事の土台となる区民・地域と区役所との信頼関係を築きながら、区役所のチーム力を生かして目標達成に向けて取り組めます。
- 職員自らが学ぶ姿勢を持ち、能力向上に努め、これを組織として支援するとともに、DX・データ活用の推進により正確かつ効率的に業務を進めます。また、「市民目線」と「スピード感」を重視し、日常的に自由に意見が言える、新しいことに積極的にチャレンジできる組織風土を作ります。
- 自治会町内会や各種団体、事業者、学校や各施設等と連携し、地域の皆さまとともに事業を進めることで、「共感と信頼」、「横のつながり」を育み、暮らしやすく住み続けたいと感じられるまちづくりを進めます。

Ⅳ 基本戦略の実現に向けた取組

「横浜市中期計画 2022～2025」の基本戦略である「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、子育て世帯が実感できるゆとりを生み出すことや、地域とともに活動する仲間を増やしていきながら、高齢者を支えていく等の好循環を創り出すことで、誰もが自分らしく暮らすことができる南区、住んでよかった、住み続けたいと思っただけの南区となるよう、区役所一丸となって取り組みます。

また、環境にやさしい社会のあり方を世界に向けて発信する GREEN×EXPO 2027（国際園芸博覧会）の機運醸成を積極的に進めていきます。



テーマ01 子育て世代への直接支援

テーマ02 コミュニティ・生活環境づくり

テーマ03 生産年齢人口流入による経済活性化

テーマ04 まちの魅力・ブランド力向上

テーマ05 都市の持続可能性

参考 主な事業・取組

賑わいにあふれ、あったかさを感じられるまちづくり

新 新規取組

拡 取組拡充

G GREEN×EXPO 2027 の積極的な PR 実施

【事業名】	【概要・取組】
魅力発信・賑わいづくり事業 テーマ03 G	南区のファンを増やし、地域への興味・愛着を向上させ、定住促進につなげます。 ・区民がおすすめするお土産「みなみやげ」の追加認定 新 ・さくらや商店街、歴史ある神社仏閣等、南区らしさを幅広く伝えるポータルサイトの立ち上げ 新
みなみ桜まつり事業 テーマ03 G	まつりの開催を通して、区民相互の交流・地域のふれあいや賑わいを促進し、南区への愛着が湧く地域づくり及び区づくりを推進します。 ・大岡川プロムナードの桜のライトアップの実施 ・蒔田公園でのイベントの実施
みなみ商店街等活性化事業 テーマ03 G	地域のふれあいや賑わいを創出する魅力ある商店街づくりを支援し、地域及び商店街の活性化を図ります。 ・南区商店街連合と連携した商店街朝市や商店街フェスタの実施
区民文化・スポーツ支援事業 テーマ04 G	区民が主体的に行う文化活動及び市民活動を支援するとともに、区内の読書活動の推進を図ります。また「する・観る・支える」をテーマに、生涯スポーツを始めるきっかけとなる事業を推進します。 ・「あったかみなみ」活動支援補助金の交付 拡 ・みなっちスポーツフェスタやみなっちランニングフェスタ等の支援



大岡川プロムナードライトアップ



商店街朝市



南区文化祭

GREEN×EXPO 2027 の開催に向けた機運醸成 ～寄せ植え講習会～

日頃、公園の花や緑を管理していただいている公園愛護会会員を対象に「寄せ植え講習会」の実施等、区民の皆さんとともに 2027 年の開催に向けて、GREEN×EXPO 2027（国際園芸博覧会）を盛り上げていきます。



誰もが住み続けたい、子育てしやすいまちづくり

【事業名】	【概要・取組】
すこやか子育て支援事業 テーマ01 テーマ02	相談体制と子育て支援の充実を図るとともに、地域ぐるみで養育者を支援します。また、地域での見守りと子育て支援により、児童虐待の未然防止や障害児の地域からの孤立を防ぎます。 <ul style="list-style-type: none"> ・土曜両親教室の定員拡充 拡 ・混雑期のこども家庭支援課待合における見守りスタッフの拡充 拡
保育施設交流・入所サポート事業 テーマ01 テーマ02	地域と保育・教育施設の交流を通じ、園児の健全な育成を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てオンライン相談の利用時間拡大 拡 ・専門家等による子育て支援講演会の開催 新
健やか元気応援事業 テーマ02 G	若い世代からの生活習慣病の予防啓発、健康診断の受診勧奨等を通じ、心身の健康づくりを応援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・働き・子育て世代をターゲットにした生活習慣の改善に関する啓発イベント実施 拡 ・いきいきふれあい南なんデーの開催
高齢者・障害者地域包括ケア推進事業 テーマ02	高齢者の介護予防や認知症対策等に取り組むとともに、障害者の地域生活支援や、権利擁護・障害者理解の啓発等の施策を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・かいご予防サポーターの養成・活動支援 ・障害者の運動機会・健康づくりについて、障害福祉サービス事業所への調査の実施 新
地域福祉保健計画等推進事業 テーマ02	第4期南区地域福祉保健計画を推進するため、関係機関との連携強化、地域活動団体への支援等に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・第5期南区地域福祉保健計画の素案作成 拡
青少年育成事業 テーマ01 テーマ02	青少年の健全育成を図るため、区内学校の児童・生徒と、地域住民の交流活動を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童育成事業所における中学生ボランティア体験の定員拡大 拡



赤ちゃん学級



土曜両親教室



いきいきふれあい南なんデー

コラム ～南区の魅力発信～

南区PR動画～南の風はあったかい～

桜並木が続く大岡川を中心に、活気ある商店街、横浜最古のお寺など、下町の雰囲気根ざした南区は、粋な魅力に溢れています。

区民にとって馴染みの深い南区音頭にのせて、“あったかい”南の風が吹く魅力スポットをご紹介します。



▲南区PR動画
はこちらから



南区ガイドマップ発行中！

「大岡川プロムナードの桜並木」で有名な南区には、毎年多くの方がお花見にいらっやいます。南区では、プロムナードをはじめとした、区内の桜スポットや絶景写真スポット、区民おすすめのお土産情報など、南区の魅力が満載のガイドマップを発行しています。



▲南区ガイドマップ
はこちらから



安全で安心して暮らせるまちづくり

【事業名】	【概要・取組】
みなみ減災推進事業 テーマ05	災害時の「自助」意識向上、地域で共に助け合う「共助」、災害対応力向上のための「公助」に取り組みます。 ・区民の自助・共助意識の向上を目的とした防災フェスタの開催 ・災害時要援護者支援の取組事例をまとめた冊子の作成 拡
脱炭素行動普及啓発事業 テーマ05 G	GREEN×EXPO 2027の機運醸成、子ども向け普及啓発、緑に触れる機会の創出等、区民の脱炭素への関心を高め、行動変容を促します。 ・体験ゲーム等を活用した子ども向け普及啓発 新 ・区民利用施設における照明のLED化の推進
地域で守ろう私の安全安心事業 テーマ02 テーマ03 G	交通安全対策や防犯活動の支援・啓発を実施します。 ・小学生を対象とした「はまっ子交通あんぜん教室」の実施
みなみチャレンジごみ減量事業 テーマ05 G	横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ プラ5.3（ごみ）計画）の削減目標に向け、プラスチックごみの分別・リサイクル拡大及びごみの発生抑制と減量化を進め、きれいな街づくりを推進します。 ・ヨコハマ プラ5.3（ごみ）計画の広報及び住民説明会の開催 拡
食とくらしの衛生支援事業 テーマ02	食品衛生やペットの飼育マナー向上等について啓発を行います。 ・区内高校と協働した食品衛生に関するポスター作成及び配布 拡



地域防災拠点訓練での炊き出し



GREEN×EXPO 2027 の機運醸成



つながり清掃ウォーク

地域の皆さまとともに歩む区づくり

【事業名】	【概要・取組】
区役所運営事業 テーマ02 G	区役所利用者の利便性向上や庁舎環境を整備します。 ・戸籍課及び保険年金課の窓口混雑状況や住民票等お渡し窓口呼び出し状況の区HPへの掲載 拡
区民意識調査事業 テーマ02	区民の生活意識や区政への関心等を把握する区民意識調査を実施し、各事業の見直しや施策の検討につなげます。 ・区民3,000人に対し生活意識や区政への関心に関する調査の実施 新
みなみ多文化共生推進事業 テーマ02	区内在住の外国籍等の住人が暮らしやすくなる情報提供や生活相談等を行います。 ・こども家庭相談リーフレットのデジタル翻訳配信や対応言語の追加 拡 ・外国人ボランティアによる文化等を紹介するプログラムの実施 拡
地域の力応援事業 テーマ02	地域人材の発掘・育成や地域活動の好事例の発信や地域の実情に応じた取組の支援を行い、市民主体の地域運営を進めます。 ・地域の課題を深掘り・解決を支援する講座（課題解決型寺子屋みなみ）の開催 新
自治会町内会支援事業 テーマ02	自治会町内会への依頼業務の負担軽減を図り、連絡調整等を円滑に進めます。 ・自治会町内会長感謝会の開催
広報事業 テーマ02 G	迅速かつ丁寧な広聴の推進や SNS 等を活用した効果的な区政情報の発信を行います。 ・区民生活マップの発行及び転入者や希望者への配布 ・統計で知るみなみの発行



申請書作成サポート機器「Caora」



南永田団地国際交流イベント



地区懇談会

参考 各職場の取組目標

総務部

総務課 「仕事の基本」を大切に、組織マネジメントをしっかりと進め、適正な業務執行につながるよう各職場をサポートすることで、区民の皆さまから親しまれる区役所づくりを進めます。

区政推進課 データに基づいた施策立案を支援するとともに、区の魅力発信による賑わいづくりや地域課題の解決に資するまちづくりに取り組みます。区民の皆さまの声に耳を傾けながら、一人ひとりの豊かな暮らしに役立つ情報を発信します。

地域振興課 自治会町内会や各種団体・施設等と顔の見える関係を大切にしながら、地域に寄り添った支援や様々な担い手との協働等を進めます。

戸籍課 個人情報の取り扱いに細心の注意を払いながら、戸籍簿・住民基本台帳等を適正に管理します。また、マイナンバーカードの活用を推進し区民の皆さまの利便性向上に取り組みます。

税務課 健全な財政運営を支えるとともに区民の皆様に信頼されるよう、市税の賦課から徴収まで一貫して公平・公正に業務を行います。また、電話・窓口では丁寧な説明を心がけます。

区会計室 区における入出金の管理等を迅速に行い、支出関連書類の審査を通して適正な経理事務を行える人材の育成に努めて、区民の皆さまの信頼に応える適切な会計・経理事務を実現します。

福祉保健センター

福祉保健課 民生委員・児童委員や地域ケアプラザ等を支援することにより、地域の課題解決や見守り、支え合う地域づくり等に取り組みます。また、区民の皆さまの健康づくりや感染症対策等に取り組みます。

生活衛生課 食品取扱施設、医薬品等取扱施設、旅館や理美容所等、生活衛生関連施設の衛生管理について啓発・支援を行います。また、ペットの適正飼育啓発を通して、災害時の備えを推進します。

高齢・障害支援課 高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域や関係機関と連携して地域包括ケアシステムの構築等、様々な取組を進める他、要介護認定等の事務を適切に行います。

こども家庭支援課 妊娠期から切れ目なく必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます。また、関係機関と連携し、子育てを地域全体で支えます。

市立保育園（しろばら、永田、井土ヶ谷） 子どもたちが心豊かに成長できるよう一人ひとりを尊重した保育を提供します。他の保育・教育施設と連携を深め、南区の保育の質の向上を図ります。

生活支援課 生活にお困りの方のご相談に丁寧に対応します。また、必要な時に、速やかに区役所に相談できるよう、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の普及に努めます。

保険年金課 正確・迅速な業務を行い、サービス向上に努めます。国民健康保険特定健診の受診率向上に向け受診勧奨を行います。保険制度の安定運営のため、保険料収納率の向上に努めます。

南土木事務所

南土木事務所 道路・下水道・公園の維持管理や整備を進めるとともに公園・道路の美化活動を協働で行います。また、災害対策に関係機関と連携して取り組みます。

SDGs ～「誰一人取り残さない」社会を目指して～

「SDGs（イージー・ズ）」は、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で「誰一人取り残さない」を基本理念とする、国連サミットで採択された国際目標です。南区においても、施策や事業の推進において、SDGsの基本理念を意識して取り組んでまいります。



自治会町内会館の脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

1 趣旨

3月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシについて、新たな情報を追記しましたので改めて配布させていただきます。

(変更点は「3 チラシについて」のとおりです。)

引き続き、補助金の活用についてご検討ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。
定例会等で情報提供をお願いします。

3 チラシについて

別添のとおり

(2月配付時からの変更点：

- ①補助対象となる会館の拡大: マンションなどの集会所も対象とする旨の追加【表面】
- ②設備導入にあたって建築士のアドバイザー派遣 問合せ先の追加【裏面】

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和6年3月1日（金）～9月30日（月）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円※2

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。

(ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る)

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 WEB ページ)

【補助対象などに関するお問合せ・申請窓口】

横浜市住宅供給公社 (事務委託先)

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

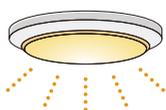


自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率 **2/3**

対象
製品

LED照明器具



補助上限額

60万円

省エネ性能

★★★★☆4.0

- 統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- 省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの
交換も対象
(トップランナー基準達成製品)

対象
製品

エアコン



補助上限額

130万円

家庭用

省エネ性能

★★★★☆2.4

統一省エネラベル省エネ性能
★2.4つ以上

業務用

トップランナー基準達成製品

対象
製品

断熱窓など



断熱窓



太陽光
発電設備



蓄電池

補助上限額

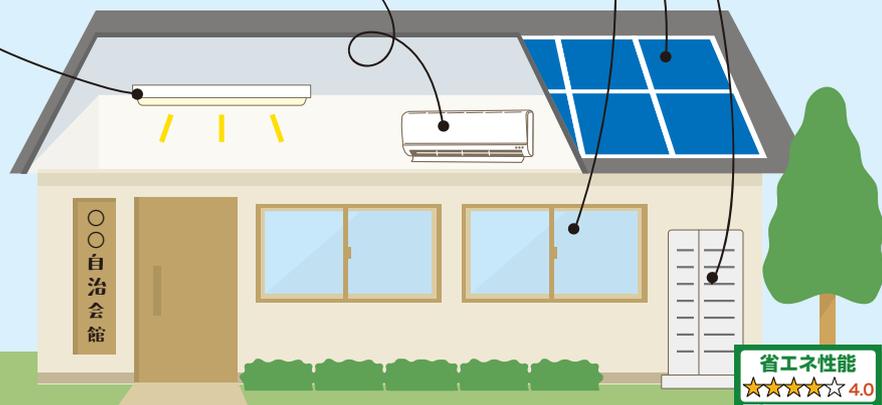
合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。

対象製品の要件、申請手続き等
の詳細は「**募集案内**」をご確認
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。



対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会** (地区連合町内会を含む)

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点と
している町内会等も補助対象となる場合があります。
詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

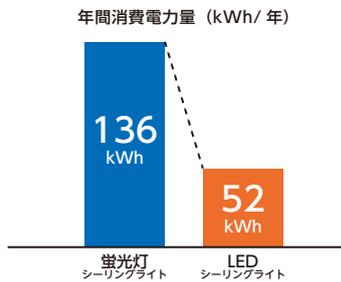
令和 **6年9月30日** 月 まで

令和6年12月までの整備が対象

導入効果

LED 照明器具

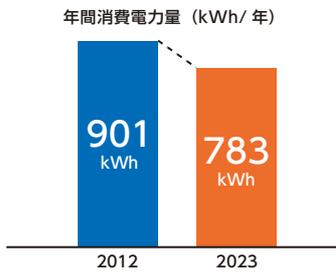
年間 CO₂排出量 1台あたり
約 **38kg 削減!**
年間電気代
約 **2,600円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

エアコン

年間 CO₂排出量 1台あたり
約 **53kg 削減!**
年間電気代
約 **3,700円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

断熱窓

冷暖房費削減効果
（施工前との比較）
年間 CO₂排出量
約 **340kg 削減!**
年間電気代
約 **23,600円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
※窓体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出
※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

手続きの流れ

意思決定・書類準備

補助申請

申請方法：
Eメール・郵送・委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）
申請期限：
令和6年9月30日（月）
なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

交付決定

契約・着手

施工業者へ支払

完了報告

令和6年12月27日（金）まで

交付額確定

補助金の請求

補助金の振込

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

お問合せ（申請方法等）

事務委託先 **横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

電話 **045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。相談・訪問にかかる料金は無料です。

お問合せ先 **横浜市建築士事務所協会**

電話 **045-662-2711**

受付時間

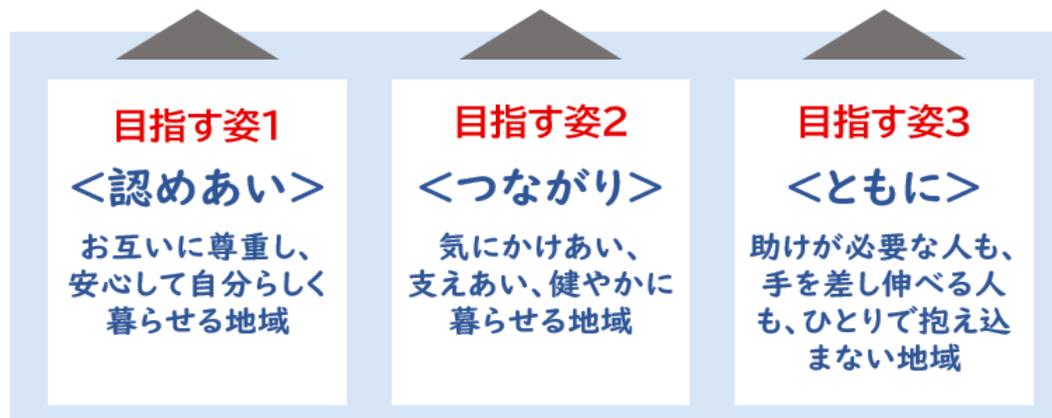
平日 9:00 ~ 12:00/
13:00 ~ 16:30

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

2 第5期市計画の全体像

<基本理念> ～計画の推進を通じて目指す目標像～

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなでつくろう



<推進のための取組>

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり
2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

3 第5期市計画を広く周知するための工夫

(1) 事例を多く盛り込んだ冊子

社会情勢を鑑みたテーマや市内の取組などの事例を紹介しています。

地域の先進的な取組や関連する市の施策など幅広く取り上げ、写真や図表を一緒に掲載することで、計画を具体的にイメージしやすくなる内容になっています。

(2) マンガ入りで分かりやすい概要版

計画の考え方をイメージしやすくするため、マンガを盛り込むなど分かりやすい概要版を作成しています。

なお、冊子及び概要版は、区役所広報相談係、区役所福祉保健課、各区社協、地域ケアプラザ等でご覧いただけます。

(3) 外国語版等も作成

より多くの人に読んでいただけるよう英語、中国語、韓国語の3つの言語に翻訳した概要版も作成しました。外国語版は市ホームページに掲載します。また今後は点字版の作成も予定しています。

第 9 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画
(よこはまポジティブエイジング計画) の策定について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和 6 年度から始まる「第 9 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画)」を策定しました。

多くの市民の皆様には本市の施策・事業を知ってもらえるよう「計画概要版」「パンフレット」を、市役所、区役所、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター等で配布しています。

また、市役所、区役所、駅、公共交通機関等にて、広報動画を放映しています。

2 お願いしたいこと

【区連長】計画の推進にご理解、ご協力をよろしくお願いします。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 よこはまポジティブエイジング計画の概要

本計画では、高齢者の皆様が歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して、

○自分らしい暮らしの実現に向けて (情報発信や利便性向上)

○いきいきと暮らせる地域づくりを目指して

(介護予防・健康づくり、社会参加や生活支援の推進)

○在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

(介護サービスの充実や医療と介護の連携強化)

○ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して (高齢者の施設や住まいの整備)

○安心の介護を提供するために (介護人材の確保・定着や介護現場の業務改善)

○安定した介護保険制度の運営に向けて (介護サービスの適正化・質の向上)

○認知症施策の推進 (認知症の人や家族への支援)

など、様々な施策に取り組んでいます。

4 参考

「計画概要版」「パンフレット」等については、市ウェブサイトで閲覧が可能です。

【横浜市ウェブサイト】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryō-fukushi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/chiikihoukatsu-care/9kikeikaku.html>



健康福祉局高齢健康福祉課
担当 郷原、武井、磯部
電話 045-671-3412 / FAX 045-550-3613
メール kf-keikaku@city.yokohama.jp

歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して

よこはま ポジティブエイジング計画 (概要版)

計画期間 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

第9期 横浜市 高齢者保健福祉計画

介護保険事業計画

認知症施策推進計画



目次

第1章 よこはまポジティブエイジング計画の趣旨	P. 1
第2章 横浜市の高齢者を取り巻く状況	P. 3
第3章 計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム	P. 7
第4章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開	P.11
第5章 認知症施策推進計画の施策の展開	P.40
第6章 介護サービス量の見込み・介護保険料の設定	P.52



第1章 よこはまポジティブエイジング計画の趣旨

1. 計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することが市町村に義務付けられた、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。

また「認知症施策推進計画」は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条において市町村が策定するよう努めることとされた計画で、これら3つの計画を合わせて「よこはまポジティブエイジング計画」としています。

本計画は、第8期計画（令和3年度～5年度）の終了に伴い、新たに第9期計画（令和6年度～8年度）を策定したものです。

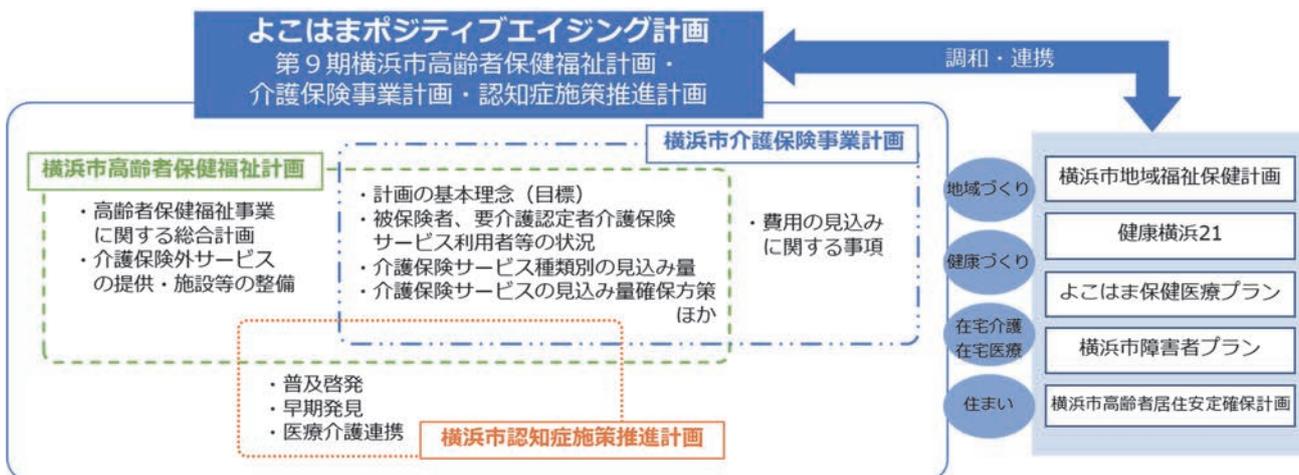
横浜市では、これまで増加傾向にあった総人口の減少が始まる中、令和7年（2025年）にかけて、後期高齢者人口が急速に増加することが見込まれるとともに、その後も令和27年（2045年）頃にかけて、高齢者人口が増加し続けることが見込まれています。そのため、医療、介護、生活支援などが必要になる市民がさらに増大することが予想されます。

これらの課題に対して「ポジティブ エイジング」を基本目標とし、歳を重ねることをポジティブに捉え、高齢者の皆様がいつまでも自分らしい暮らしができる地域をつくりたい、という思いの下、限られた社会資源の中で効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていきます。

本計画で推進する横浜型地域包括ケアシステムは、65歳以上の高齢者を主な対象としていますが、2040年を見据え、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けて、あらかじめ準備・行動できるよう取り組んでいきます。

横浜型地域包括ケアシステムが目指す地域は、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人など、多くの市民が共有することのできる地域共生社会の基盤の一つとなっていきます。そのため、横浜型地域包括ケアシステムを効果的に機能させていくために、高齢者福祉分野だけでなく、多分野での連携・協働を一層進めていきます。

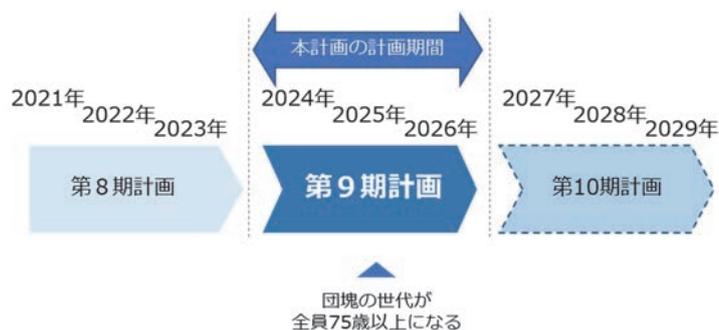
< よこはまポジティブエイジング計画と他の計画の関係 >



2. 計画の期間

本計画の計画期間は令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

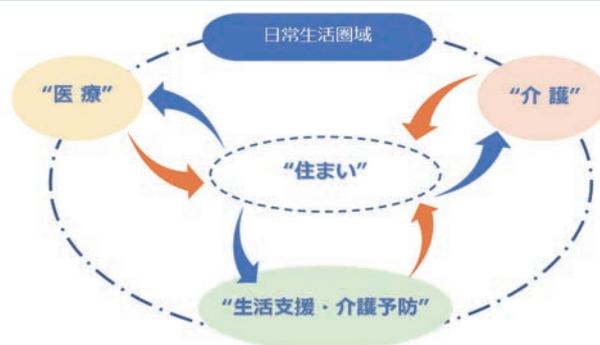
計画は3年ごとに見直しを行うことから、令和5年度（2023年度）に第8期計画の見直しを行いました。



3. 地域包括ケアシステムの目的

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるために、住まいを中心に、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供される日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービスの提供体制のことです。

団塊の世代全員が後期高齢者となる2025年を目途に、全国各地で構築が進められています。



<日常生活圏域単位での地域包括ケアシステム>

参考：厚生労働省資料

4. 計画の策定・推進体制

本計画は、庁内の関係区局による体制を基盤に、被保険者の代表や学識経験者、保健・医療・福祉関係者による介護保険運営協議会を設置して、多様な参加者による知見や意見を踏まえて策定・推進しています。

5. 計画の評価・点検

本計画では、被保険者数や要介護認定者数、サービスの利用状況について、令和6年度から令和8年度までの3年間の見込み量を定めるとともに、計画全体の達成状況を把握するための成果指標や事業量を独自に設定しています。

計画の推進に当たっては、PDCAサイクルを活用して、年度毎に各施策の実施状況や目標の達成状況を振り返り、計画の進捗状況を評価するとともに、達成状況を踏まえた課題の検証・分析を行い、次年度以降の取組に生かしていきます。

また、これらの評価・点検の実施に当たっては、介護保険運営協議会で報告、審議するとともに、その過程を一般に広く公開することとします。

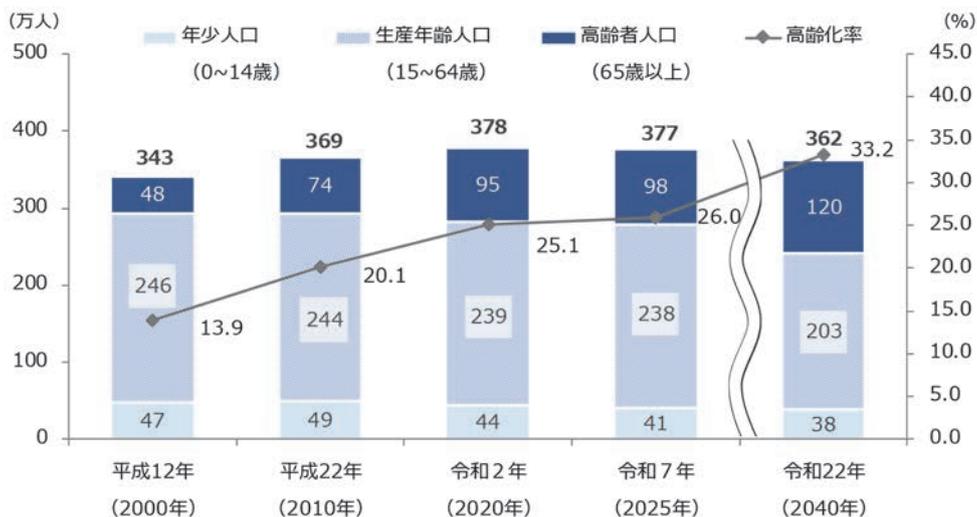
第2章 横浜市の高齢者を取り巻く状況

1. 統計データから見る横浜市の高齢者の状況

(1) 高齢者人口の増加・生産年齢人口の減少

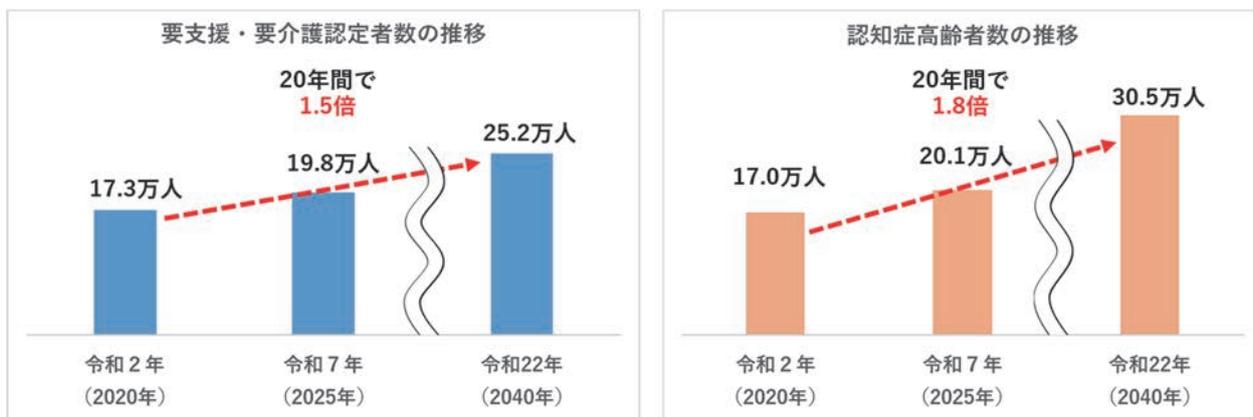
横浜市では、これまで増加傾向にあった総人口の減少が始まる中、65歳以上の高齢者人口は増加し続け、令和22年には高齢化率が33.2%となり「3人に1人が高齢者」となる見込みです。

一方で、生産年齢人口は減少し、介護サービスや地域を支える担い手不足が深刻化する懸念があります。



(2) 要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数の増加

高齢者人口の増加とあいまって、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数ともに増加が予想され、2040年にかけて医療・介護ニーズの急増が見込まれることから、介護サービスのさらなる充実が必要になります。

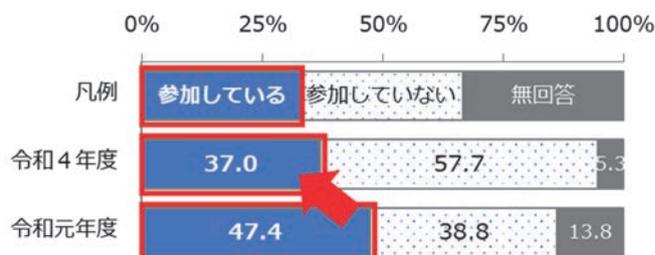


2. 高齢者実態調査の結果

コロナ禍による地域活動の停滞

要支援・要介護認定を受けていない、65歳以上の高齢者が「地域活動に参加している」割合が、令和元年度の47.4%から、令和4年度には37.0%に減少しています。

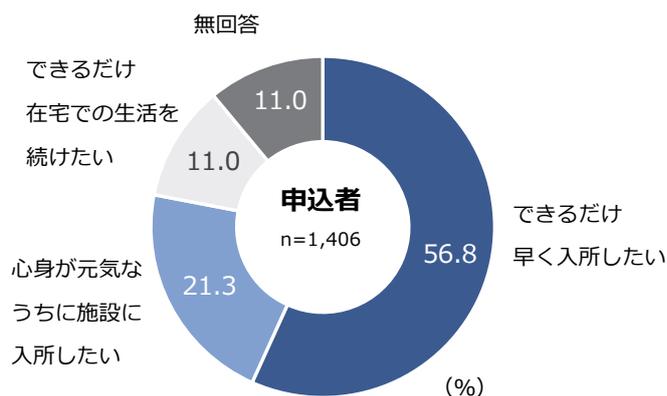
コロナ禍による外出制限や地域活動の中止が影響していると考えられますが、地域活動に代表される「社会参加」は、健康維持や介護予防・重度化防止にとっても大切です。



施設入所を希望する高齢者への対応

特別養護老人ホームに入所申込をしている高齢者の施設入所に対する考えは「できるだけ早く入所したい」という希望が56.8%となっており「できるだけ在宅での生活を続けたい」(11.0%)という希望を大きく上回っています。

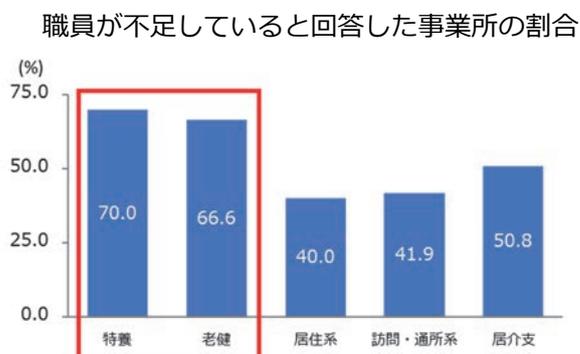
施設入所を強く希望する高齢者の施設・住まいの確保を進めることが必要です。



事業所における介護人材の不足感

市内の介護サービス事業所の職員の不足について「大いに不足」「不足」「やや不足」と回答した割合は、特に施設系サービス（特別養護老人ホームや介護老人保健施設）において高くなっています。

また、居宅介護支援事業所においても、半数以上の事業所で職員が不足していると回答しています。



第2章 横浜市の高齢者を取り巻く状況

3. 第8期計画における取組の成果と今後の課題

横浜市の第8期計画（計画期間：令和3年度～5年度）における各施策を評価するために設定した指標の達成状況や成果、課題は次の通りです。

【達成状況の見方】達成状況は、令和4年度（2022年度）末までの達成値により下記の基準で評価しています。

★★★★★：目標値以上の達成（100%以上） ★★★：達成度が50%以上 ★：達成度が0%以上
 ★★★★：達成度が75%以上 ★★：達成度が25%以上 —：計画時よりも低い

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
通いの場の参加者数（実人数）	47,000人	62,000人	89,764人	★★★★★
通いの場の参加率	5.0%	6.5%	9.6%	★★★★★
地域活動やボランティアに参加したことがある高齢者の割合	47.4%	50.0%	37.0%	—

【主な成果🌸と課題🔹】

- 🌸 多様な通いの場等に関する市独自の検討を踏まえ、情報収集や支援を行った結果、多くの市民が通いの場に参加しやすい環境づくりにつながりました。
- 🔹 新型コロナウイルス感染症の影響等により、地域活動等をしている高齢者の割合が減少しており、通いの場等のさらなる充実や、コロナ禍で停滞した地域活動等の再開に向けた支援が必要です。

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
在宅看取り率	23.9%	27.8%	33.1%	★★★★★
訪問診療利用者数	303,791人	378,000人	395,375人	★★★★★
地域包括支援ネットワークが構築されている割合	69.8%	80.0%	66.4%	—

【主な成果🌸と課題🔹】

- 🌸 在宅医療の充実や、医療と介護の連携が進んだことにより、高齢者が療養生活や人生の最終段階をどこで過ごすのかを選択できる体制が整ってきたと考えられます。
- 🔹 地域包括支援ネットワークが構築されている割合が低下しており、引き続き、区役所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の連携を支援する必要があります。

III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
特別養護老人ホームに入所した人の平均待ち月数	11か月	10か月	9か月	★★★★★
介護老人保健施設退所後の在宅復帰率	29.0%	33.0%	29.5%	★★★★

【主な成果🌸と課題🔹】

- 🌸 高齢者施設・住まいの相談センターによる出張相談の開催や特養入所待機者への個別アプローチを行ったことで、平均待ち月数を短縮できました。
- 🔹 介護老人保健施設の在宅復帰率が向上しない要因として、入所者及び家族等が在宅復帰よりも施設での入所継続を希望するといった事情等も関係していることが高齢者実態調査から見えてきました。調査結果を踏まえ、介護老人保健施設の多様な役割に合わせた支援を引き続き行います。

IV 安心の介護を提供するために

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
外国人従事者の人数	497人	800人	1,477人	★★★★★
介護職員の離職率	15.6%	14.1%	14.8%	★★★★

【主な成果❖と課題◆】

- ❖ 介護職員の住居借上支援事業や、外国人と受入介護施設等のマッチング支援事業の実施等により、一定の人材確保につながりました。
- ◆ 介護職員の離職率の低減に向けて、国の制度と連動した処遇改善を進めます。また、介護現場の業務効率化や職員の負担軽減等を目的とした ICT、介護ロボット等の導入・活用支援など、様々な取組を通じて、人材の確保・定着支援・専門性の向上、介護現場の業務改善（生産性向上）を図っていくことが必要です。

V 地域包括ケアの実現のために

【主な成果❖と課題◆】

- ❖ 高齢期の自分らしい暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」において、高齢者の社会参加促進のための地域活動に関する情報を新たに掲載しました。
- ◆ 高齢者実態調査の結果、人生の最終段階に向けた意思表示をしている人の割合が低下しており、エンディングノートやもしも手帳など、本人の自己決定支援に係る取組の普及啓発が必要です。

VI 自然災害・感染症対策

【主な成果❖と課題◆】

- ❖ 新型コロナウイルス感染症対策として、介護事業所が継続してサービスを提供できるよう事業継続に係る必要経費の助成を行うなど、事業所内での感染拡大防止に努めました。
- ◆ 高齢者施設等において、業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられましたが、令和4年度時点の策定率が低く課題となっています。各事業所がスムーズに策定できるよう支援することが必要です。

認知症施策の推進

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
本人ミーティング参加者数	140人	250人	151人	★★★
認知症にとっても関心がある人の割合	45.4%	55.0%	39.2%	—

【主な成果❖と課題◆】

- ❖ 若年性認知症に関わる相談支援の充実や関係機関との連携を推進し、若年性認知症支援コーディネーターを、市内1か所から4か所へ増配置しました。
- ❖ 本人ミーティングを年10回開催し、1回あたりの参加者数が増加しているほか、継続的に参加する方が多く、当事者同士の仲間意識や支え合いの力が高まっています。
- ◆ 認知症にとっても関心がある人の割合が低下しており、引き続き、認知症施策について充実を図りつつ、高齢者をはじめとした市民への普及啓発を拡充する必要があります。
- ◆ 若年性認知症支援コーディネーターを中心に、相談支援の充実や連携体制の構築、居場所の拡充をさらに進める必要があります。

第3章 計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム

1. 横浜型地域包括ケアシステム～2025年・2040年を見据えた中長期的な将来像～

目指す将来像

- 地域で支え合いながら
- 医療や介護が必要になっても安心して生活でき
- 高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる



横浜の強みを生かし、次の視点で「横浜型地域包括ケアシステム」を深化・推進します

視点 1

「地域ケアプラザ」を中心に、日常生活圏域ごとに推進します

視点 2

活発な市民活動や企業との協働を進めます

視点 3

「介護予防・健康づくり」「社会参加」「生活支援」を一体的に推進し、健康寿命の延伸につなげます

視点 4

医療と介護の連携など、多職種連携の強化を進めます

視点 5

高齢者が「地域を支える担い手」として活躍できる環境整備を進めるとともに、医療や介護などの人材確保・育成に取り組みます

視点 6

データに基づく施策立案を進めるほか、デジタル技術を有効に活用すること等により、介護現場における業務改善（生産性向上）に取り組みます

状態像別にみた地域包括ケアシステム

健康で自立した生活のために

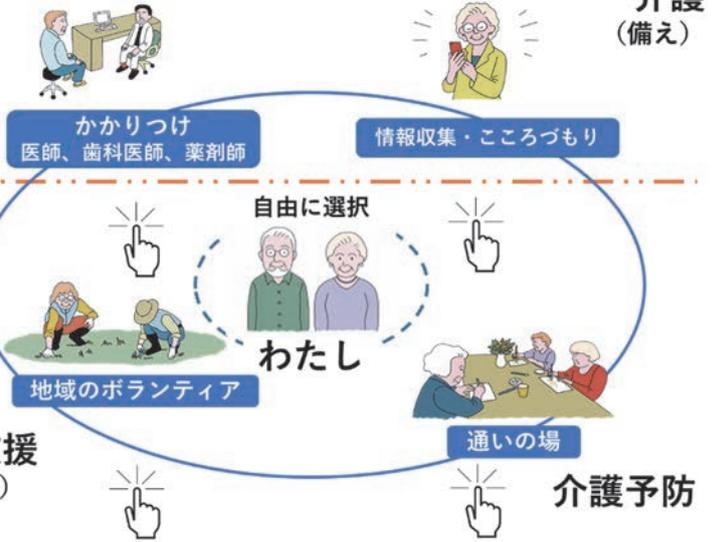
- ・身近な場所で、介護予防や健康づくりに取り組むことができます。
- ・知識や経験等を生かしたボランティア活動等に取り組むことができます。
- ・地域にかかりつけ医や薬局があります。
- ・医療や介護が必要になった時のために、必要な情報や相談窓口を知り、備えます。

医療

専門職によるサービス

地域の支え合い

生活支援 (担い手)



※円は、概ね中学校圏域（徒歩 30 分程度）を表す

心や体に変化を感じた時

- ・身近な相談窓口やかかりつけ医等に相談できます。
- ・身近な場所に、状態像に合ったリハビリや地域とつながる機会があります。
- ・日常生活の支援を、ボランティアや企業など多様な主体が実施しています。
- ・認知症を早期に発見する機会があります。

医療

専門職によるサービス

地域の支え合い

生活支援 (担い手・利用者)

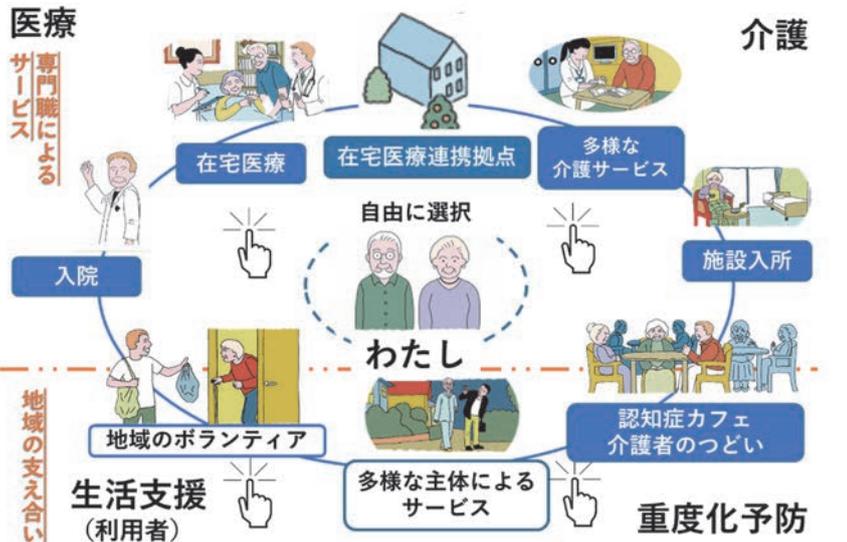
※円は、概ね中学校圏域（徒歩 30 分程度）を表す

医療

専門職によるサービス

地域の支え合い

生活支援 (利用者)



※円は、概ね中学校圏域（徒歩 30 分程度）を表す

医療や介護が必要になった時

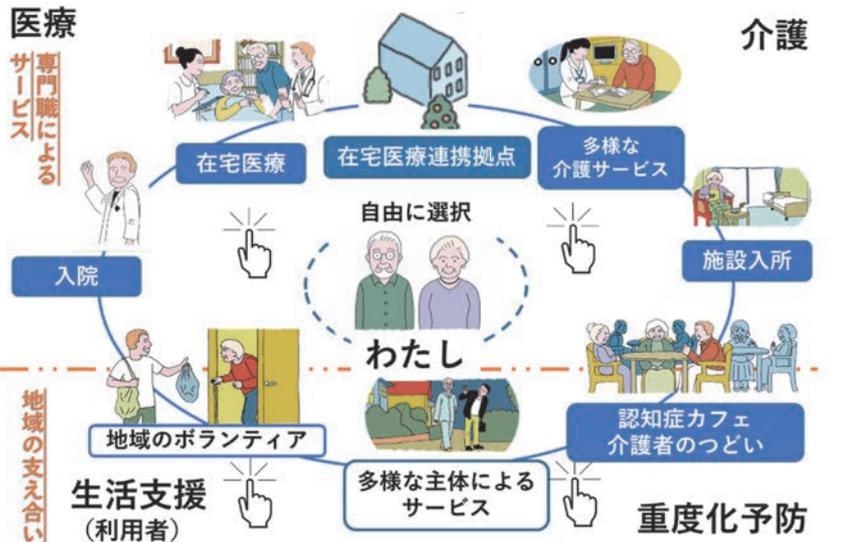
- ・本人の状態や希望に合わせ、多様な介護サービス等を選択できます。
- ・医療と介護の連携があり、入退院後も安心して在宅での生活を続けることができます。
- ・身近な場所に、認知症の人やその家族の居場所や、介護者支援があります。

医療

専門職によるサービス

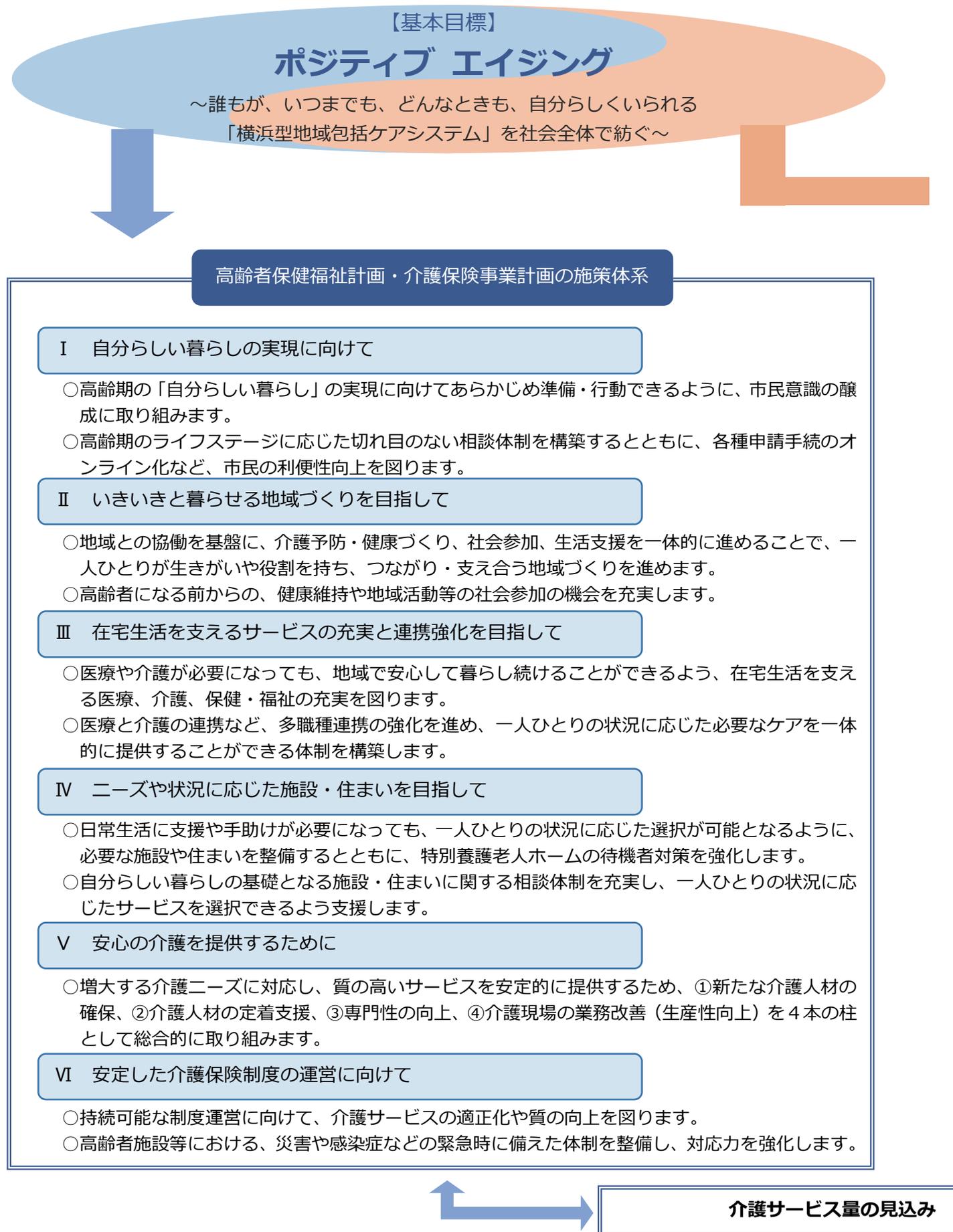
地域の支え合い

生活支援 (利用者)



※円は、概ね中学校圏域（徒歩 30 分程度）を表す

2. 第9期計画の基本目標と施策体系



ポジティブ エイジングとは

- 誰もが歳を重ねる中で、積極的に活力ある高齢社会を作りたい、人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい、という思いを「ポジティブ エイジング」に込めています。
- 「ポジティブ エイジング」は、心身の状態が変化したとしても、地域の助け合いや専門職によるケアにより、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの「生活の質（QOL ※Quality Of Life）の向上」につなげていくことを目指しています。

認知症施策推進計画の施策体系

認知症施策の3つの柱

共生

認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症と共に生きる、また、認知症であってもなくても同じ社会で共に生きる、という意味を示します。

備え

認知症を取り巻くあらゆる段階における、その状態に応じた個人、社会の心構えや行動を示します。

安心

認知症であっても希望を持ち、認知症の人や家族が安心して暮らせるという意味を示します。

1 正しい知識・理解の普及

○認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

2 予防・社会参加

○認知症の人やその家族が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

3 医療・介護

○認知症の人やその家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療や介護につなげることにより、本人や家族がこれからの生活に備えることのできる環境を整えます。また、医療従事者や介護従事者等の認知症への対応力の向上を図ります。

4 認知症の人の権利

○認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人々が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

5 認知症に理解ある共生社会の実現

○様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めます。また、若年性認知症の人やその家族が相談でき、支援を受けられる体制をさらに推進します。

・保険料の設定

第4章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

I 自分らしい暮らしの実現に向けて

1 高齢期の暮らしに必要な情報の発信と啓発～ヨコハマ未来スイッチプロジェクト～

施策の方向性

高齢期の暮らしに対する「不安」を「安心」に変えられるよう、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けて、あらかじめ準備・行動することの大切さを実感できるような広報・啓発に取り組めます。

高齢期の「自分らしい暮らし選び」応援サイト等の充実

拡充

事業内容	○部局ごとに分散していた情報を一元化し、高齢者やその家族等身近な方が知りたい情報をまとめた、 <u>高齢期の自分らしい暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」の充実に取り組めます。</u>	
	○知りたい情報が明確になっていない方にも、よくある困りごとや、体験談などから、様々な情報に触れ、高齢者の選択の幅が広がり、相談先をわかりやすくご案内できるよう、情報発信に取り組めます。	
	○主に高齢者を対象とした地域のサロンや趣味活動の場、日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いする活動の情報などを検索できる「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」等による情報発信に取り組めます。	

※サロン…高齢者の健康維持や仲間づくり、子どもとの世代間交流などを目的にした地域での居場所などのこと。

ポジティブエイジングの実現に向けた、動画等を活用した広報

拡充

事業内容	○高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるよう、「ヨコハマ未来スイッチ」を活用した動画等により、市民が高齢期に必要な情報を入手しやすくなるような広報活動に取り組めます。
------	--

「ヨコハマ未来スイッチプロジェクト」

～ポジティブエイジングの実現に向けて～

今後、ますます進展する超高齢社会に備えて、一人ひとりが社会や自分自身の変化を理解したうえで「その人らしい生き方」をあらかじめ考え、具体的に行動いただけるよう「ヨコハマ未来スイッチ」(※)のコンセプトを掲げ、広報に取り組んでいます。

※「ヨコハマ未来スイッチ」には、「未来を意識する“スイッチをONにする”」という意味と「どことなく消極的に捉えてしまう、歳を重ねることへの考え方を“切り替える”」という2つの意味を込めています。



介護予防の普及啓発（フレイル予防等の推進）

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○フレイル予防の4本柱である、運動、オーラルフレイルの予防、低栄養の防止、社会参加に一体的に取り組める環境づくりを進め、市民がフレイルについて理解し、自身や周囲の人のリスクに気づき、フレイル予防に取り組む人が増えるよう支援します。 ○フレイル予防の4本柱と併せて、こころの健康や認知機能の維持、疾病管理の3つの取組を推進します。 ○庁内外の関係機関や関係団体等と連携し、フレイル予防、ロコモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、社会参加の促進、こころの健康維持や認知症予防、健診・検診を含めた適切な受診等の効果的な普及啓発を行います。 ○民間企業等と連携し、介護予防・フレイル予防や健康づくり、社会参加に関する取組を行い、幅広い対象者に普及啓発を行います。 <p style="text-align: right;">「フレー！フレー！フレイル予防！」は 横浜市のフレイル予防取組推進の愛称です▶</p> 
------	--

※オーラルフレイル…噛む、飲み込むなどの口腔機能が低下した状態。

「フレイル」「ロコモ」とは

「フレイル」

高齢期に体力や気力、認知機能など、からだところの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高くなっている状態をいいます。日頃の小さな変化から、からだ、こころ、社会生活面など、多面的な要素が相互に影響し、フレイルに至ります。

「ロコモ」

ロコモティブシンドロームの略称。「加齢に伴う筋力低下や骨・関節疾患などの運動器の障害が起こり、立つ、座る、歩くなどの移動能力が低下する状態」をいい、フレイルや要支援認定を受ける方の代表的な状態像のひとつです。



本人の自己決定支援（エンディングノートの作成と普及等）

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配布し、活用講座を実施します。 ○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護事業所等の関係機関と連携しながらさらなる周知を図ります。 ○早い時期から自身のこれからの生き方を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。
------	--

住まいの終活の促進

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○住まいの終活を早い段階から進められるよう、居住中の高齢者世帯などに向けて「空家にしない『わが家』の終活ノート」などを活用した普及啓発を推進します。
------	--

※終活…自らの人生の最期に向けた活動のこと。

人生の最終段階の医療・ケアに関する検討・啓発

事業内容	<p>○もしものときにどのような医療やケアを望むのか、前もって考え、家族や信頼する人、医療・介護従事者たちと繰り返し話し合い、共有する「人生会議（アドバンス・ケア・プランニング：略称“ACP”）」の普及啓発を図ります。</p> <p>○もしものときの医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけとなることを目的に「もしも手帳」の配布を進めます。</p>
------	--

介護サービス情報の公表

事業内容	<p>○利用者が介護事業所等を適切かつ円滑に選択することができるよう、介護サービスの内容や運営状況等に関する情報をインターネット上の「介護サービス情報公表システム」で公表します。</p>
------	---

介護保険総合案内パンフレット及び介護サービス事業所リスト（ホームページ）の発行

事業内容	<p>○介護保険の利用者向けの情報をまとめた冊子を民間企業と協働で発行します。</p> <p>○総合案内パンフレットを多言語に翻訳し、横浜市ウェブサイト等で提供します。</p>
------	--

2 相談体制の構築と市民の利便性向上

施策の方向性

高齢期のライフステージに応じた切れ目のない相談体制を構築するとともに、各種申請手続のオンライン化など、市民の利便性向上を図ります。

※ライフステージ…高齢者の健康状態等に応じた各段階のこと。

※オンライン化…紙や対面で行っていた手続等を、インターネットなどで行うこと。

(1) 相談体制の構築

高齢期のライフステージに応じた相談体制の構築

事業内容	<p>○高齢期のライフステージに応じた相談体制の構築に向け、各区の福祉保健センターのほか、地域の身近な福祉保健の拠点である「地域ケアプラザ」や、高齢者の施設や住まいに関するサービスの情報提供を行う総合相談窓口である「高齢者施設・住まいの相談センター」など、様々な関係機関と連携して取り組みます。</p>
------	---

(2) 市民の利便性向上

介護保険等の各種申請手続の利便性向上

新規

事業内容	<p>○「横浜DX戦略」に基づき、要介護認定の申請や負担限度額認定証の発行など、介護保険業務に係る各種申請手続の一部オンライン化を図り、スマートフォン等で手続が完結できるようにします。</p>
------	--

※DX…デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

II いきいきと暮らせる地域づくりを目指して

1 介護予防・健康づくりと自立支援

施策の方向性

高齢者の医療、介護、保健データを活用した、効果的な介護予防施策・事業の立案に取り組みます。
 また、高齢者が積極的に介護予防や健康づくりに取り組み、身近な地域につながるができるよう「一人ひとりの健康課題に応じたフレイル対策」と「高齢者の誰もが参加できる、通いの場等が充実した地域づくり」を推進します。

※フレイル…からだところの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高くなっている状態。

(1) 効果的な介護予防施策の立案

データに基づく介護予防施策の立案

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の医療、介護、保健や社会参加状況等のデータを活用し、研究機関等との共同研究等を踏まえた多角的な分析を行います。 ○各種データの分析や地域情報等を積極的に活用した地域分析を行い、市や各地域の特性・健康課題を踏まえた介護予防・重度化防止の各種施策・事業を立案します。 ○健康づくり部門等と連携した地域分析や、健康づくりと介護予防が連動した取組を推進し、若い世代からの健康づくりの取組を将来の介護予防につなげます。
------	--

(2) 介護予防・健康づくりのための地域づくりの推進

高齢者一人ひとりの健康課題に着目したフレイル対策の展開

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○各種データの活用や地域活動等を通じて、生活機能の低下や生活習慣病の重症化など、フレイル状態にある高齢者やフレイルのリスクが高い高齢者等の把握を行います。 ○フレイル状態にある高齢者やフレイルのリスクが高い高齢者等に対し、状態像に応じ、生活機能の低下や疾病の予防等に着目した、各種医療専門職による支援(ハイリスクアプローチ)や、必要な情報提供等を行います。 ○高齢者が地域の中で他者とつながり、必要な支援を受けながら、介護予防や健康づくりに取り組めるよう、地域の活動等につなげる支援を行います。
------	---

※ハイリスクアプローチ…健康リスクが高い対象者に対して、働きかけること。

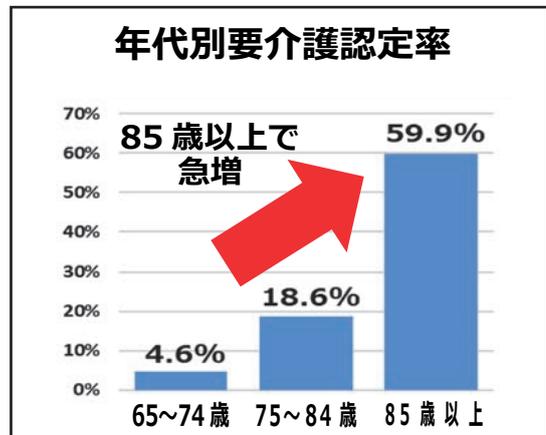


高齢者一人ひとりの健康課題に着目したフレイル対策の展開 ～高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業～

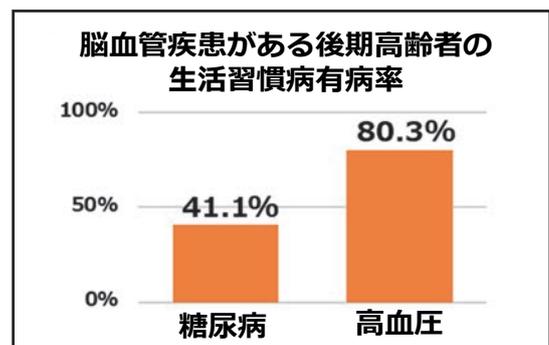
フレイル状態にある人は、老化などが原因でストレスに対抗する潜在能力が低下しており、筋力や認知機能などの心身機能の低下や、生活習慣病や加齢に伴う病気の発症・重症化が起こりやすい状態になっています。特に、75歳以上の高齢者は、多くの場合、このフレイル状態を経て、要介護状態に陥ると言われており、早めの対策が重要です。

また、要介護の認定理由の多くを占める脳血管疾患や認知症は、糖尿病、高血圧等の生活習慣病等が原因の一つになっています。フレイル対策には、ロコモの予防や改善、地域とのつながりづくり（社会参加）のほか、生活習慣病等への対策も必要です。

横浜市では、このような課題に対応する新たなフレイル対策として、生活習慣病の重症化予防等（＝保健）と心身機能の維持改善や社会参加等（＝介護予防）の両方の側面から、高齢者一人ひとりの健康課題に着目した支援を行う「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を開始します。



横浜市：令和5年3月末時点



横浜市：後期高齢者医療レセプト分析
(令和5年1月診療分)

- ※フレイル…からだところの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高くなっている状態。
- ※ロコモ…「ロコモティブシンドローム」の略称で、加齢に伴う筋力低下や骨・関節疾患などの運動器の障害が起こり、立つ、座る、歩くなどの移動能力が低下する状態。
- ※「フレイル」「ロコモ」についての詳細は、P.12 参照。

地域介護予防活動の推進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケアプラザや社会福祉協議会等、地域の関係機関と協力して地域の情報を分析し、地域の活動に必要な支援を実施します。 ○高齢者の興味や関心に応じた、また、身体機能や認知機能の低下など、どのような健康状態であっても参加できる社会参加の場（通いの場等）を多様な主体と連携し充実させます。例えば、体操（運動）、茶話会、趣味活動、農作業、多世代交流のほか、eスポーツ等デジタル技術を活用した活動など、様々な活動内容の展開を支援します。 ○通いの場等に参加する個人の状態（健康状態・機能維持状態）の経年変化や、場の機能評価等の状況分析を行い、必要な支援を行います。 ○元気づくりステーションのグループ活動を広げるとともに、地域の中で役割を發揮できるよう支援します。 ○地域で介護予防やフレイル予防を推進する人材の発掘・育成及び支援に取り組みます。また、より効果的に人材育成ができるよう、研究機関等と協力し、教材の配布や研修の実施、効果測定等を行います。 ○通いの場等の活動に参加しなくなった高齢者の把握と、専門職等による効果的な支援を行います。
------	--

※元気づくりステーション…住民と市が協働し、介護予防活動の核として自主的に活動するグループ。

リハビリテーション専門職等による地域づくり支援の充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が虚弱になっても役割を持ちながら継続して地域社会に参加できるよう、通いの場等や地域ケア会議等にリハビリテーション専門職を積極的に活用します。 ○多様な医療専門職（リハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士等）による地域づくり支援の充実を検討します。 ○介護予防・自立支援を行う個別支援にリハビリテーション専門職を活用します。
------	---

自立を支援するための介護予防ケアマネジメントの推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○区役所、地域包括支援センター、ケアマネジャーが高齢者の自立に資するケアマネジメントを実践できるための研修を実施します。
------	--

(3) 自立を目指した多様なサービスの充実

ボランティアや専門職によるサービスの充実

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○保健事業や介護予防の事業と連携し、地域での自立した生活を目指し、ボランティアや専門職によるサービスの充実及び支援を必要とする対象者の把握を進めます（サービスB・Cの見直し等）。 ○サービスAについて、国による検討会の議論も踏まえ、課題の把握を進め、あり方を検討します。
------	--

※サービスA…必ずしも専門的なサービスが必要でない方に、訪問介護員等に加えて、一定の研修修了者又は入門的研修修了者が、掃除、洗濯、調理、買い物などの生活支援を行う事業。

※サービスB…住民主体のボランティア等が行う訪問・配食・見守り・通所型支援への補助事業。

※サービスC…閉じこもり傾向のある虚弱高齢者に対し、区役所の訪問看護師及び保健師が3～6か月の短期集中的に自宅訪問し、対象者の生活機能を改善・向上させる事業。

2 社会参加

施策の方向性

高齢者がこれまでに培った知識・経験を生かし「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進め「活力のある地域」を目指します。また、社会参加を通じて、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

(1) ニーズやライフスタイルに合わせた社会参加

高齢者社会参加ポイント事業

新規

事業内容	○通いの場等への参加者に対し、インセンティブを付与する「高齢者社会参加ポイント事業」を実施し、通いの場等への参加を促進します。 ○通いの場等への参加状況や参加者の健康状態等のデータを収集し、医療、介護、保健データと掛け合わせた多面的な分析を行い、介護予防施策へと反映します。
------	--

※インセンティブ…行動を促す「刺激」や「動機」のこと。

シニア×生きがいマッチング事業「よこはまポジティブエイジング」

新規

事業内容	○高齢者個人のニーズに基づいて、地域活動団体や企業等から切り出した活動へのマッチングを行うことで、高齢者の社会参加を促進します。 ○高齢者の役割を有した形での社会参加を促進することにより、地域活動やボランティア活動に参加する人材の発掘・育成を図ります。
------	---

※マッチング…人と人（又は人が必要としている機会や仕事）などをつなげること。

シニア×生きがいマッチング事業「よこはまポジティブエイジング」

令和5年度よりモデル実施しているシニア×生きがいマッチング事業「よこはまポジティブエイジング」は、シニア世代と地域活動団体・企業等でのボランティア活動をつなぎ合わせるプログラムです。

コーディネーターが高齢者個人のニーズを丁寧に把握し、本人の希望に沿った活動を地域活動団体や企業等から切り出して、マッチングします。

シニア世代の社会参加は、健康寿命の延伸にもつながります。住み慣れた地域でいつまでも元気で過ごすために、持っているスキルや経験を生かせる活動を通じて、地域などで活躍しましょう！



よこはまシニアボランティアポイントの推進

事業内容	○活動者拡大のため、登録者への情報提供を継続的に行うとともに、活動対象の拡大や効果的な運営方法を検討します。 ○ボランティアの受入れに慣れていない受入施設に対して情報提供等を行い、ボランティアの受入れを支援します。
------	--

※よこはまシニアボランティアポイント…高齢者が、介護施設、地域ケアプラザ、病院、子育て支援拠点等で事業の手伝いやレクリエーション活動の補助などの活動を行った場合にポイントがたまり、たまったポイントに応じて寄附・換金ができる仕組み。

(2) 就労等を通じた社会参加の機会・情報の提供

高齢者の就業支援

事業内容	○公益財団法人横浜市シルバー人材センターにおいて、市内の事業所や家庭からの臨時的・短期的又はその他の軽易な仕事の注文を受け、就業意欲のある高齢者(登録会員)に対し、経験や希望に合った仕事を紹介し、就業を通じた社会参加を支援します。
------	---

(3) シニアの生きがい創出

かがやきクラブ横浜（老人クラブ）への支援による高齢者の生きがい創出

事業内容	(ア) 支え合い活動への支援 ○高齢者が住み慣れた地域で安心・安全な暮らしを継続するために、老人クラブが高齢者相互の支え合い活動など積極的な地域活動ができるよう、引き続き横浜市老人クラブ連合会と連携し、各区老人クラブ事業の運営を支援します。 (イ) 老人クラブの活性化への取組 ○会員加入の促進・減少防止のために、老人クラブ活動の周知の強化に加え、各区老人クラブ連合会のIT化支援や、未設置地域の加入希望者への広域的なクラブの設立支援、ニュースポーツ等の取組支援を行います。 ○新たなリーダーの養成や30人未満クラブの支援を引き続き行い、クラブの維持・存続を図るとともに、非会員も参加することのできる「横浜シニア大学」を開催して、高齢者の仲間づくりを支援します。
------	---

※IT化支援…各区老人クラブ連合会のウェブサイト整備など、業務の効率化を図る取組支援。

※ニュースポーツ…ボッチャ、グラウンドゴルフ、ペタンクなどの比較的新しく考案されたスポーツ。

敬老パスを利用した高齢者の外出支援（敬老特別乗車証交付事業）

事業内容	○高齢者等外出支援の観点で、敬老パスのICカード化により得られる利用実績等も踏まえながら、地域の総合的な移動サービスを検討する中で、敬老パス制度も検討していきます。
------	--

※ICカード化…紙製の敬老パスを廃止し、プラスチック製カードに変更したこと。

3 生活支援・助け合い

施策の方向性

高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けることができるよう、地域住民、ボランティア、NPO法人及び民間企業など多様な主体が連携・協力し、必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。

地域のニーズや社会資源の把握・分析

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域特性や地域課題等のニーズを把握するとともに、地域活動や民間企業の各種サービス等の社会資源の情報を収集・データベース化し、地域づくりに生かします。 ○医療、介護、保健のデータベースの拡充を図り、より多角的に地域分析を行うとともに、地域分析結果を地域等と共有します。
------	---

※データベース…系統的に整理・管理された情報の集まり。

多様な選択肢による個別ニーズとのマッチングの支援

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○多様化する個別ニーズに応えるため「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」等により、地域活動・サービスを選択できる環境を整備し、個別のニーズと取組のマッチングを支援します。 ○介護予防・社会参加に取り組む機会を提供するなど、生きがいや役割を持ていきいきと暮らせる地域づくりを支援します。
------	---

※マッチング…人と人（又は人が必要としている機会や仕事）などをつなげること。

ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ とは

さがせる！



みつかる！

横浜市では、主に高齢者を対象とした地域のサロンや趣味活動の場、日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いする活動の情報などを検索できる「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」で身近な地域活動情報を公開しています。

地域活動（サロン、趣味活動の場、生活支援等）をお探しの方、地域の担い手として活躍したいと考えている方や高齢者を支援するケアマネジャーなど、幅広い方に活用いただけます。



横浜 地域活動ナビ 検索



※サロン…高齢者の健康維持や仲間づくり、子どもとの世代間交流などを目的にした、地域での居場所などのこと。

横浜型プロボノ事業

事業内容	○課題を抱える地域活動団体等と支援したい方をウェブ上でマッチングし、地域活動団体等の課題解決につながる具体的な成果物の提供（チラシの作成、SNS の活用等）をすることにより、地域活動団体等の支援を行います。
------	---

※プロボノ…職業上の経験をボランティアとして提供し、社会課題の解決に成果をもたらす活動。

※SNS …LINE(ライン)や Facebook(フェイスブック)などのウェブサイト上の交流サービス。

住民主体による活動の支援

事業内容	○区社会福祉協議会や地域ケアプラザ等に配置されている生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展をきめ細かく支援します。
------	--

※生活支援コーディネーター…自治会町内会・ボランティア団体等の多様な主体と連携し、

地域における新たな活動や生活支援の担い手づくり等を支援する人。

多様な主体間の連携体制の構築

事業内容	○NPO 法人、社会福祉法人及び民間企業等の多様な主体と連携・協働する場（協議体等）を通じて、地域ニーズや課題等から目指す方向性を共有し、必要な生活支援の活動・サービスを創出・持続・発展させる取組を支援します。 ○身体的な衰え等により買い物や地域サロン等への移動が困難な方のために、多様な主体と連携した買物支援や移動支援等の取組を支援します。
------	--

民生委員等による見守り活動の支援

事業内容	○行政が保有する 75 歳以上のひとり暮らし高齢者等の情報を、民生委員や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）に提供することにより、支援を要する人を効果的に把握できるよう支援します。 ○把握した状況に応じて、民生委員、地域ケアプラザ、区福祉保健センターが情報共有しながら、相談支援や地域における見守り活動等に的確につながられるよう取り組みます。
------	---

自治会・町内会、地区社協との連携

事業内容	○地区連合町内会及び地区社会福祉協議会等との協働により、地域住民による主体的な課題解決の取組が進むよう、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）等関係機関が連携して支援する体制づくりを進めます。 ○自治会町内会等、地域で活動する団体等が継続的に活動できるよう、自主的な運営に向けた支援、地域の団体間の連携促進、地域人材の確保など多様な支援を行います。 ○市・区社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会等が持つネットワークや特性を生かして、住民の困りごとの早期発見や解決に向けた取組を推進できるよう、地区社会福祉協議会活動の充実・強化に向けた検討会を実施します。 ○地区社会福祉協議会の取組の集約・発信を通じて住民の理解の促進を図ります。
------	---

4 地域づくりを支える基盤

施策の方向性

地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域づくりの中心的な役割を担う地域ケアプラザ等の機能強化を図ります。 ※地域ケアプラザの機能強化については、25ページ参照

地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の円滑な運営

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域の身近な福祉保健の拠点」として「地域のつながりづくり」等を通じて支援が必要な人の把握や孤立防止等に取り組みます。 ○地域の身近な福祉保健の拠点・相談窓口として、地域ケアプラザの適切な運営を行います。 ○地域ケアプラザ及び一部の特別養護老人ホームを地域包括支援センターとして位置付け、保健・福祉の専門職員（保健師等、社会福祉士等、主任ケアマネジャー等）が総合相談や介護予防支援等を行います。
------	--

地域ケアプラザ ～地域の身近な福祉保健の拠点～

地域ケアプラザは「地域の身近な福祉保健の拠点」として「地域づくり」「地域のつながりづくり」を行うとともに、地域及び行政と連携し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげていく役割を担っています。

地域ケアプラザ

- ・福祉保健に関する相談・助言
- ・地域の福祉保健活動の支援やネットワークづくり
- ・地域の福祉保健活動の拠点として活動の場の提供
- ・ボランティア活動の担い手を育成

地域包括支援センター

- ・高齢者に関する相談・支援
- ・介護予防・認知症予防教室の開催など、介護予防の取組
- ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの権利擁護
- ・地域のケアマネジャー支援や事業者や地域の関係者などとの支援のネットワークづくり
- ・介護予防ケアマネジメントの作成

地域ケアプラザの主な職員

- 所長
 - 保健師等
 - 社会福祉士等
 - 主任ケアマネジャー等
 - 生活支援コーディネーター
 - 地域活動交流コーディネーター
- 地域包括支援センター
など



老人福祉センター

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○各区に1か所設置している老人福祉センターにおいて、健康寿命の延伸を目指し、元気なシニアが生涯を通して活躍できるよう「健康づくり」「体力づくり」「介護予防」や「社会参加」につながるメニューを充実します。 ○公共施設の適正化に向けた市民利用施設全体のあり方検討の中で、老人福祉センターのあり方や運営の効率化等についても検討を進めます。
------	---

Ⅲ 在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

1 在宅介護

施策の方向性

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの充実とともに、特に 24 時間対応可能な地域密着型サービスの整備・利用を推進します。

介護保険の在宅サービスの充実

事業内容	○訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーションなど、介護保険の在宅サービスを提供する事業所の新規指定・更新事務を実施するとともに、適正な運営を支援します。
------	---

24 時間対応可能な地域密着型サービスの推進

事業内容	○今後増加する在宅要介護高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護、又は、看護小規模多機能型居宅介護について、おおむね日常生活圏域に 1 か所以上の整備を進めます。 ○看護小規模多機能型居宅介護については、各区 1 か所以上の整備を進めます。 ○事業所の整備量を確保するとともに、地域特性を踏まえ、不動産事業者等との連携や公有地の活用等の方法により、未整備圏域の解消を図ります。 ○在宅で医療と介護の両方のニーズを持つ要介護者に対して必要なサービスが提供できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進めます。 ○事業者連絡会と連携し、市民や関係機関に対し、イベントやリーフレット、事例発表会等を通じてサービスの特徴やメリットの周知に努め、必要な方のサービス利用につなげます。
------	--

ケアマネジャーの支援

新規

事業内容	○ケアマネジャーの業務負担軽減に向けて、AI ケアプランの好事例の情報提供や、試験的導入の検討を行います。 ○相談技術向上のため、新任のケアマネジャーに対する研修や、連絡会等を活用した自主的な研修を支援します。 ○記録や事業所間の連携に係る事務負担の軽減を図るため、ケアプランをクラウド上で共有する「ケアプランデータ連携システム」の事業所への導入促進に向けた啓発を進めます。 ○ケアマネジャーの業務を利用者や家族に正しく理解してもらうためのリーフレットの作成を検討します。
------	---

※AI ケアプラン…医療や看護・介護・リハビリ職の知識・経験を学習した AI (人工知能) が文章を解析することでケアマネジャーのケアプラン作成を支援するもの。

2 在宅医療

施策の方向性

医療や介護が必要な場面に応じて適切なサービスが提供できるよう、在宅医療連携拠点を軸とした医療と介護の連携強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。

また、在宅医療の市民理解促進のため普及啓発を進めます。

(1) 医療と介護の連携強化

在宅医療連携拠点

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○横浜市医師会と協働して運営する「在宅医療連携拠点」において、病気があっても住み慣れた自宅等で、安心して在宅医療と介護を受けることができるよう、在宅医療や介護に関する相談支援を行います。 ○医療機関、訪問看護ステーション、介護事業所等の関係事業者間での多職種連携、市民啓発を推進します。
------	--

在宅療養に多く見られる疾患・課題への対応

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○多職種が連携して、高齢期に多く見られる糖尿病、誤嚥性肺炎、心疾患、緩和ケアなど療養上の課題の解決に向けた支援体制の構築を図ります。
------	--

(2) 在宅医療に関わる人材の確保・育成

医療・介護従事者の人材育成研修

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○より多くの医師が在宅医療に取り組めるよう、横浜市医師会と連携して研修を実施し、在宅医を養成します。 ○在宅医療・介護サービスを一体的に提供するために、医療・介護従事者がより質の高い連携をとれるよう、研修を実施します。また、ケアマネジャーが医療現場を学ぶ研修を実施します。
------	---

在宅医療を支える訪問看護師等の質の向上

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問看護師の人材育成の指標である「横浜市訪問看護師人材育成プログラム」の周知を進め、訪問看護ステーションの人材育成を支援します。 ○潜在看護師等に対する訪問看護への就業や転職支援による人材確保のため、セミナー（就職説明会）や入門研修を実施します。 ○訪問看護師の定着支援及び訪問看護サービスの質の向上を図るため、離職防止研修を実施します。
------	--

(3) 在宅医療の普及啓発

在宅医療を推進するための市民啓発

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○在宅医療についての講演会等を開催し、市民等の理解を促進するとともに、在宅医療の普及啓発を進めます。○部局ごとに分散していた情報を一元化し、高齢者やその家族等身近な方が知りたい情報をまとめた、<u>高齢期の自分らしい暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」</u>の充実に取り組みます。【再掲】
------	---

脳血管疾患ケアサポートガイド（医療・介護連携ケアパス）の活用

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○脳血管疾患による入院からその後の手続やサービスを、本人や家族があらかじめ知ることで先の見通しを立てやすくし、不安の軽減や必要なサービスが受けられることを目的としたパンフレットを配付します。○インターネットを活用し、脳血管疾患患者に必要なサポート等について、広く周知を図ります。
------	--

(4) 医療につながるための支援

ショートステイにおける受入れ促進

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○ショートステイにおける医療的ケアが必要な要介護高齢者の受入れを促進し、本人やその介護者の生活の質の向上を図ります。○介護者の急病時などに、医療的ケアが可能な緊急ショートステイの受入枠を確保します。
------	--

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局・薬剤師の普及

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○横浜市医師会地域医療連携センターにおいて、市民からの照会に対応して、一人ひとりに身近な医療機関を紹介するなど、かかりつけ医の普及やその必要性についての理解促進を引き続き図ります。○かかりつけ歯科医を持ち、口腔機能の維持・向上や摂食嚥下機能障害などの専門的ケアを定期的に受けることの啓発を進めます。○服薬状況を継続的に把握し、重複投薬や相互作用の防止等の役割を担う、かかりつけ薬局・薬剤師の必要性について啓発を進めます。
------	--

地域密着型サービスと医療連携

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○常時看護師による観察を行う療養通所介護サービスや、24時間の在宅生活を支援する看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の、医療ニーズにも対応する地域密着型サービスと医療の連携を推進します。
------	---

3 保健・福祉

施策の方向性

一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加に対し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を適切に把握し相談につながるよう、地域ケアプラザの機能強化、高齢者の権利擁護、見守り合う体制づくり等に取り組みます。

(1) 地域ケアプラザの機能強化

地域ケアプラザの強化（質の向上）

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○職員向け研修の充実や事例の共有を図ることで、相談・支援技術の向上による総合相談の強化等、地域ケアプラザの業務の質の向上に取り組みます。 ○高齢者等の生活課題の解決に向けて、地域の保健・医療・福祉等に関わる機関や組織、地域の活動団体などとのネットワークを構築します。また、地域の状況に合わせた多様な活動の創出・支援を行います。 ○夜間の利用方法を見直し、夜間時間帯勤務の職員を可能な範囲で日中勤務とすることで、近年件数が大きく増加している日中の相談支援の充実・強化を図ります。 ○利用者の利便性や満足度の向上を図るため、オンラインによる相談対応や事業実施等に取り組みます。
------	---

(2) 高齢者の権利擁護

成年後見制度等の利用促進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○横浜市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、中核機関である、よこはま成年後見推進センターを中心に、認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、制度の普及啓発を進めます。 ○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士等による専門相談を行います。 ○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。また、<u>成年後見制度による支援が必要になった方を適切に制度につなぎます。</u>
------	---

高齢者虐待防止

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を深めるとともに、地域の見守り活動や、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護事業所等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。 ○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や、養護者同士のつどいの活動の充実を図ります。 ○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止への相談・支援技術の向上に取り組みます。 ○施設等において、利用者一人ひとりの人格や尊厳を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や運営指導等の機会を捉え、適切な指導を行います。
------	---

(3) 介護者に対する支援

相談・支援体制の充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○区福祉保健センターや地域包括支援センターは、介護に関する高齢者や家族の相談を受けて、介護保険サービスにとどまらない幅広い地域資源等の情報提供も含め、適切な支援・調整を行います。○住み慣れた地域での暮らしを支えるために、本人、介護者等の自主的な活動を支援します。○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、関係部署間での横断的な連携を行いながら、支援策の検討や支援者の質の向上を図ります。
------	---

介護者のつどい

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護の経験者同士が、情報交換や交流を通じて介護の工夫や悩みを共有し、介護による負担が軽減されるよう、介護者や家族を対象としたつどいやセミナー等を開催します。
------	---

(4) 身寄りのない高齢者の支援

身寄りのない高齢者の支援

新規

事業内容	<p>(ア) 身寄りのない高齢者に向けた支援策の検討</p> <ul style="list-style-type: none">○身寄りのない一人暮らしの高齢者等に関する様々な課題について、関係部署間で連携しながら検討を進め、安心して高齢期の生活を送ることができるよう支援します。 <p>(イ) エンディングノートの作成と普及等【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none">○これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考えるきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配布し、活用講座を実施します。また、一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護事業所等の関係機関と連携しながら、さらなる周知を図ります。 <p>(ウ) 成年後見制度等の利用促進【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none">○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。また、成年後見制度による支援が必要になった方を適切に制度につなぎます。 <p>(エ) 緊急通報装置等による見守り</p> <ul style="list-style-type: none">○異変に気付かれにくい身寄りのない高齢者も含めた、デジタル技術を活用した見守り手法を検討します。
------	---

4 医療、介護、保健・福祉の連携

施策の方向性

利用者の状況に合わせて適切な支援ができるよう、医療、介護、保健・福祉の専門職等が連携した一体的なサービスの提供体制を推進します。

また、多職種間や地域との連携を強化するとともに、包括的・継続的なケアマネジメントを推進します。

地域ケア会議

事業内容

○多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤の整備につなげます。

「地域ケア会議」とは

地域ケア会議は、個別ケースの検討を行う会議を始点として、包括レベル、区レベル、市レベルの地域ケア会議で重層的に構成されます。

各レベルで解決できない課題は、より広域レベルで検討し、その結果をフィードバックすることで、地域づくりや政策形成にまでつなげていく仕組みです。

多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化

事業内容

○ケアマネジャーと医療機関との連携強化を図ることを目的として、地域包括支援センター圏域内のケアマネジャーとの定期的な連絡会や研修会を開催するとともに、区単位、近隣区、市単位での情報交換や関係機関との連携が推進されるよう支援します。

「包括的・継続的ケアマネジメント支援」とは

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるために、高齢者の生活全体を丸ごと（包括的）、どのような状態になっても切れ目なく（継続的）支援できるようケアマネジャーが活動しやすいよう環境づくりを支援します。

具体的には、個別事例への助言とともに、医療と介護の連携の取組や地域住民を含めた多様な支援者同士のネットワークの構築など、様々な関係機関との連携・協働の体制をつくります。

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

1 個々の状況に応じた施設や住まいの整備・供給

施策の方向性

要介護者から要支援者等まで、利用者のニーズに対応した施設や住まいを整備します。

	単 位	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R6 年度 2024 年度	R7 年度 2025 年度	R8 年度 2026 年度
介護保険施設（定員）							
特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	人	16,896 (446)	17,211 (315)	17,960 (749)	18,179 (219)	19,173 (994)	19,857 (684)
うち、地域密着型	人	84 (29)	113 (29)	113 (0)	142 (29)	142 (0)	142 (0)
介護老人保健施設	人	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)
介護医療院	人	272 (0)	272 (0)	212 (▲60)	233 (21)	283 (50)	333 (50)
居住系サービス（定員）							
認知症高齢者 グループホーム	人	5,966 (98)	6,050 (84)	6,177 (127)	6,258 (81)	6,483 (225)	6,708 (225)
特定施設 （介護付有料老人ホーム等）	人	15,785 (485)	15,933 (148)	16,364 (431)	16,664 (300)	16,964 (300)	17,264 (300)
※うち、介護専用型	人	6,162 (485)	6,383 (221)	6,880 (497)	7,030 (150)	7,180 (150)	7,330 (150)
※うち、地域密着型	人	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)
※うち、混合型	人	9,611 (0)	9,538 (▲73)	9,472 (▲66)	9,622 (150)	9,772 (150)	9,922 (150)
※※うち、混合型の 推定利用定員総数	人	6,727 (0)	6,676 (▲51)	6,630 (▲46)	6,735 (105)	6,840 (105)	6,945 (105)
※※うち、混合型の 必要利用定員総数	人	-	-	-	6,735 (105)	6,840 (105)	6,945 (105)

※R3・R4 年度は実績値、R5 年度は実績見込み値、R6～8 年度は計画値。

※上段：年度末の定員数、下段：年度中の増減。

※各年度の定員数は年度末（3月31日時点）を基準とする。

※介護医療院のR5年度までの定員数には「介護療養型医療施設」の定員数も含む。

※特定施設のうち、混合型の推定（必要）利用定員総数とは、特定施設（混合型）の総定員数に一定の割合（本市では70%）を乗じたもので、特定施設（混合型）の利用者のうち要介護者認定を受けた者の推定人数。

(1) 施設や住まいの整備

特別養護老人ホームの整備（地域密着型含む）

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○特別養護老人ホームは、第9期計画期間中に新規整備 700 人分程度を公募します。 ○ショートステイから特別養護老人ホームへの転換を 200 人分程度実施します。
------	--

特別養護老人ホームへの適切な入所のための仕組み（新たな待機者対策を含む）

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○特別養護老人ホームの入退所指針に基づき、入所を必要とされる方ができるだけ早く入所できるよう取り組みます。 ○新たな待機者対策として、以下の取組を進めます。 (ア) 経済的な理由でユニット型施設への入所ができない方への対策 ○保険料段階が第5～7段階相当で居住費（部屋代）の負担軽減（介護保険負担限度額認定）が受けられず、収入に対する施設利用料の負担割合が高くなることが見込まれる方に対し、市独自に新たな居住費（部屋代）を助成します。 (イ) 医療的ケアを必要とする方への対策 ○特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアを必要とする方のため、既存施設からの転換を含めて介護医療院を 150 人分程度公募します。 また、既存の医療対応促進助成を拡充し、医療的ケアを必要とする方の受入れをさらに促進します。 (ウ) 認知症の行動・心理症状(自傷・他害行為、一人歩き等)により入所が難しい方への対策 ○夜間に介護職員を手厚く配置し、認知症の行動・心理症状のある方を新たに受け入れた施設へ助成します。また、認知症専門医や精神科医と連携し、認知症の行動・心理症状のある方を受け入れる取組をモデル的に実施し、好事例を市内施設へ横展開します。 (エ) 利用率上昇に向けた対策 ○一部の特別養護老人ホームにおいて、入所申込者の減少等の理由により利用率が低下している状況がみられます。このため「高齢者施設・住まいの相談センター」の施設のコンシェルジュが、より積極的に入所申込者へ状況の確認を行うとともに、比較的早期に入所できる施設の案内を行うなど、さらなる支援を行います。
------	--

介護老人保健施設

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人保健施設は、一定の整備水準に達していることから、第9期計画期間においては新たに整備は行いません。 ○在宅生活への復帰を目指すリハビリ支援や、認知症高齢者への対応などのノウハウを生かした機能分担を充実させ、在宅復帰や在宅生活を支援するための施設としての役割を強化できるよう支援します。
------	---

介護医療院

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアを必要とする方のため、既存施設からの転換を含めて介護医療院を 150 人分程度公募します。【再掲】
------	--

認知症高齢者グループホーム

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症高齢者が増加し、グループホームを必要とする方が増える見込まれることなどから、年間 225 人分程度を公募します。○地域特性を踏まえ、日常生活圏域ごとに計画的に整備を進めます。特に、未整備圏域の早急な解消に重点を置きます。
------	---

特定施設（介護付有料老人ホーム等）

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○特定施設（介護付有料老人ホーム等）については、第 9 期計画期間中の 3 年間で 900 人分程度を公募します。○特定施設の公募については、公募条件として比較的低額な料金であること又は医療ニーズへの対応が可能であることなど、役割やニーズに対応した施設の整備を誘導します。
------	---

ショートステイ（短期入所生活介護施設）

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○第 9 期計画期間中の 3 年間で、ショートステイから特別養護老人ホームへの転換を 200 人分程度実施します。○特別養護老人ホームの空床を活用したショートステイサービスの利用推進を図ることで、必要なサービス量を確保します。
------	--

緊急ショートステイ・生活支援ショートステイ

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護者の不在や虐待等の理由により緊急にショートステイが必要な高齢者を対象に、特別養護老人ホームや介護老人保健施設にベッドを確保し、必要な支援を行います。また、医療的ケアが必要な高齢者を緊急に受け入れる専用のベッドも確保します。○介護者の不在や日常生活に支障がある等、在宅生活を継続すると本人の生命又は身体に危険が生じる恐れがある要介護認定等を受けていない高齢者を対象に、養護老人ホームによる短期入所サービスを提供し、必要な支援を行います。
------	---

（2）高齢者向け住まいの整備・供給促進

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○立入検査等を通して、整備運営指導指針に則した適切なサービス提供が行われる良質な住宅の供給を促進します。
------	--

第4章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

(3) 安心して住み続けられる環境の整備

介護保険の住宅改修

事業内容	○手すりの取付け、段差解消、滑りの防止等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への取替えなどの住宅改修を行った場合に、改修費用の一部を支給します。
------	--

緊急通報装置等による見守り

拡充

事業内容	○高齢者用市営住宅等の入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し、生活相談や助言、安否確認、緊急時の対応を行います。 ○高齢化率が高く、福祉的対応が必要な一般公営住宅への生活援助員の派遣を拡充します。 ○一人暮らし高齢者等を対象に、緊急事態が発生した場合に近隣の方等へすぐ連絡が取れるよう、あんしん電話（緊急通報装置）を貸与します。 ○デジタル技術を活用した見守り手法を検討します。【再掲】
------	--

健康リスクの軽減などに寄与する省エネ住宅の普及促進

拡充

事業内容	○冬季のヒートショックや夏季の室内熱中症など、高齢者の住まいにおける健康リスクの軽減に寄与する最高レベルの断熱性能や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」の普及を促進します。
------	--

(4) 高齢者の賃貸住宅等への入居支援

住宅セーフティネット制度の推進

拡充

事業内容	○高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅の空き室などを活用して、高齢者等の受入れを拒まない「セーフティネット住宅」の供給を促進します。 ○住宅確保要配慮者を受け入れる賃貸住宅のオーナー等に対する経済的支援として、家賃、家賃債務保証料、孤独死・残置物保険料の減額補助及び単身高齢者等への見守りサービスに対する補助を実施します。 ○居住支援を行う不動産事業者や福祉支援団体などを、横浜市居住支援協議会が「サポーター」として登録し、住宅確保要配慮者の状況に応じたきめ細やかな支援を進めます。
------	---

2 相談体制や情報提供の充実

施策の方向性

高齢者施設や住まいに関する総合相談窓口である「高齢者施設・住まいの相談センター」などにおいて、専門の相談員がきめ細やかな相談対応や情報提供を行います。

施設・住まいの相談体制や情報提供の充実

事業内容	<p>(ア) 高齢者施設・住まいの相談センター</p> <ul style="list-style-type: none">○特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や、高齢者の施設・住まいに関するサービスの情報提供を行うとともに、区役所や地域ケアプラザなど、より身近な場所で相談対応や情報提供を行います。○利用率上昇に向けた対策【再掲】 一部の特別養護老人ホームにおいて、入所申込者の減少等の理由により利用率が低下している状況がみられます。このため「高齢者施設・住まいの相談センター」の施設のコンシェルジュが、より積極的に入所申込者に状況の確認を行うとともに、比較的早期に入所できる施設の案内を行うなど、さらなる支援を行います。○相談者の利便性向上を図るため、引き続き、土日相談やオンライン相談を実施します。 <p>(イ) 横浜市「住まいの相談窓口」</p> <ul style="list-style-type: none">○横浜市居住支援協議会の相談窓口や「住まい・まちづくり相談センター 住まいるイン」など、住まいの相談窓口において、不動産関係団体や福祉支援団体等と連携して、民間賃貸住宅等への入居・居住相談や、高齢者住替え相談などを行います。
------	--

高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まいに関する相談窓口として、専門の相談員が、窓口や電話、オンラインでの個別・具体的な相談や、施設の基本情報・入所待ち状況などさまざまな情報を提供します。

提供している情報：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、
認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム など

住所 港南区上大岡西 1 - 6 - 1 ゆめおおかオフィスタワー14階
月～金 9:00～17:00 (土日祝休日、12/28～1/4は休み)
※第2・第4土曜日は予約相談を受付します
電話 045 (342) 8866 FAX 045 (840) 5816



相談は予約の方が優先になります。ぜひ『予約』をお電話か FAX でご連絡ください。

V 安心の介護を提供するために

1 新たな介護人材の確保

施策の方向性

高校生や介護職経験者、外国人など様々な人材層を対象とした支援を充実させ、介護職員の確保に取り組みます。また、小中学生を対象に介護の仕事と魅力を紹介するなど、将来の介護人材の確保につなげていきます。

介護職経験者の復職支援 新規

事業内容	○潜在介護福祉士等の介護職経験者を対象に、復職前研修や職場体験等により復職を支援します。
------	--

資格取得と就労支援 拡充

事業内容	○介護未経験の求職者などを対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援します。 ○高校生を対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援し、将来の介護人材の確保・育成につなげます。 ○これまで介護との関わりがなかった方などを対象に、介護に関する入門的研修をeラーニング動画により実施するとともに、就労支援を行うことで、多様な人材の参入につなげます。
------	---

住居確保の支援 拡充

事業内容	○新たに市内で介護職員となる者を雇用する法人に対し、当該介護職員用住居の借上げを実施するための経費を補助することで、介護人材の確保につなげます。 ○より利用しやすい補助金となるよう、補助要件を緩和します。
------	---

高校生の就労準備支援

事業内容	○高校生を対象に、介護施設での有給職業体験プログラム（職業体験+アルバイト）を実施して介護職のやりがいや魅力を伝えるとともに、高校生向けにアレンジした介護職員初任者研修を行い、介護施設等への就職をサポートします。
------	--

介護職の魅力の発信とイメージアップ啓発 拡充

事業内容	○小・中学生を対象に、介護職員の仕事内容や介護現場で働くことの魅力を、介護職員等が直接伝える出前授業の実施校数を拡充します。 ○小・中学校の教職員を対象に「介護に関する入門的研修」の受講を勧奨し、介護職への理解を深めます。また、定年退職前の市職員等も対象とすることで介護分野への参入促進を図ります。 ○介護の魅力向上につながるコンテンツ（動画・PRサイト・パンフレット等）を作成します。
------	---

介護人材就業セミナー

事業内容	○介護人材の確保を目的とした介護人材就業セミナーの開催を支援します。
------	------------------------------------

外国人活用に向けた受入促進

事業内容	○横浜市の介護現場での就労を希望する外国人や、介護福祉士養成施設への留学を希望する外国人を発掘し、介護事業所や介護福祉士養成施設とのマッチングを行い、外国人介護人材の導入を促進します。 ○海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、日本語学校の学費を補助します。 ○日本語学校卒業後に通学する介護福祉士専門学校の学生を対象に、神奈川県社会福祉協議会の奨学金では不足する学費を補助します。
------	---

※マッチング…人と人（又は人が必要としている機会や仕事）などをつなげること。

2 介護人材の定着支援

施策の方向性

働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減等を行い、介護職員の定着支援を推進します。

処遇改善加算等の取得促進

事業内容	○介護事業所・施設の処遇改善加算等の取得を推進するため、社会保険労務士によるセミナーや個別訪問相談を実施します。
------	--

外国人介護職員等への支援

拡充

事業内容	○市内の介護事業所に就労している外国人介護職員の定住・仲間づくりを目的とした交流会を実施します。 ○市内で働く外国人介護職員の質の向上及び定着のため、介護の現場で必要とされる日本語等の研修を実施します。 ○介護福祉士国家資格の取得支援の実施方法を見直し、外国人介護職員のさらなる定着につなげます。 ○外国人介護人材受入施設（受入予定施設を含む）の職員を対象に受入体制整備を推進することを目的とした研修を実施します。
------	--

介護事業者向けのハラスメント対策

新規

事業内容	○介護事業者向けにハラスメント対策の知識・対応スキルを習得できる研修の実施や、実際のハラスメント等への対応を相談できる「ハラスメント相談センター（仮称）」を設置し、介護職員をハラスメント被害から守り、安心して働くことができるよう支援を進めます。
------	--

3 専門性の向上

施策の方向性

介護現場の中核を担う人材の育成、専門性向上のための研修の実施、多職種連携による情報の共有など、介護人材の専門性を高める取組を推進します。

介護事業所のための質の向上セミナー

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○介護事業所の管理者向けのセミナーを開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、運営能力の向上、サービスの質の向上を図ります。 ○介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。
------	---

経営者向け研修

事業内容	○介護施設向けに施設運営に係る幅広いテーマの研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。
------	--

医療や介護に関わる専門機関を中心とした多職種による研修

事業内容	○高齢者の生活全体を丸ごと(包括的)、どのような状態になっても切れ目なく(継続的)支えるため、医療や介護に関わる専門機関を中心とした多職種による研修や連絡会を実施し、連携を強化します。
------	--

訪問介護事業所支援

事業内容	○在宅サービスを担う訪問介護事業所のサービスの質の向上を目指した研修や意見交換会等の実施を支援します。
------	---

地域密着型サービスに対する運営支援

事業内容	○地域密着型サービス事業所の質の向上を図るため、各サービス事業所連絡会と連携して事業所向けセミナー等を開催します。
------	---

認知症高齢者グループホームに対する運営支援

事業内容	○認知症高齢者グループホームの質の向上を図るため、事業所連絡会と連携してグループホーム間での職員交換研修やセミナー等を実施します。
------	---

事業所単位表彰制度

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の生活の質の向上につながるような、優れた自立支援の取組等を実施している介護事業所を評価し、事業所単位の表彰を行います。【再掲】 ○市内事業所全体のサービスの質が向上していくよう、表彰事業所の取組を他の事業所へ広く周知します。【再掲】 ○介護事業所にとってより魅力的な制度となるよう、事業内容や実施手法等について再検討を行います。
------	--

4 介護現場の業務改善（生産性向上）

施策の方向性

ICT・介護ロボット等の導入支援や各種様式の標準化等により、介護職員の負担軽減を図り、介護現場の業務改善（生産性向上）を推進します。

中高齢者又は外国人雇用を伴う介護ロボット導入支援

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の介護事業所における介護ロボット（センサーによる見守り機器、排泄予知機器、ポータブル翻訳機）等の福祉機器の導入費用の一部を補助し、介護現場の業務改善（生産性向上）を推進します。 ○補助要件や周知方法等について、より利用しやすい補助金となるよう見直しを行います。
------	--

業務改善（生産性向上）に向けた伴走支援

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○好事例の横展開やセミナーの実施等により、いわゆる介護助手等の活用や、多様な働き方の導入を促進します。 ○介護職員が担う業務の明確化と役割分担を図り、介護現場の業務改善（生産性向上）につなげます。
------	---

介護事業所・施設等の業務負担軽減

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○介護事業所・施設の業務負担軽減に向けて、申請・届出等の手続をオンライン化します。 ○ケアマネジャーの業務負担軽減に向けて、AI ケアプランの好事例の情報提供や、試験的導入の検討を行います。【再掲】
------	--

※オンライン化…紙や対面で行っていた手続等を、インターネットなどで行うこと。

※AI ケアプラン…医療や看護・介護・リハビリ職の知識・経験を学習した AI（人工知能）が文章を解析することでケアマネジャーのケアプラン作成を支援するもの。



外国人介護職員の活躍を紹介

外国人介護職員の活躍動画を横浜市ウェブサイトで公開しています。

【ベトナム編】

【中国編】

【インドネシア編】



介護施設で多くの仲間と助けあいながら働くアディトさんとヴィラさん。
2人が日本に来た想いとは・・・。



VI 安定した介護保険制度の運営に向けて

1 介護サービスの適正化・質の向上

施策の方向性

介護サービスを必要としている人が質の高いサービスを受けられるよう、適正な事務の実施や事業所の評価、指導・監査体制の強化を図ります。

(1) 介護給付の適正化

要介護認定の適正化

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○要介護認定の平準化・適正化を図るために、認定調査員・審査会委員を対象に研修を実施します。 ○要介護認定事務センターの運用により、調査内容の点検方法や業務の標準化に取り組み、認定事務の効率化を進めます。
------	--

ケアプラン点検

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援に資する適切なケアプランとなるよう、ケアマネジャーとともにケアプラン点検を実施します。ケアマネジャーの気づきを促しケアマネジメントの質の向上を支援するとともに、地域の社会資源や課題等を共有します。 ○居宅介護支援事業所等に対して、サービスの必要性等を確認するためのヒアリングシートを送付します。ケアプランや提供されたサービスが、利用者の心身状態に適合しているか等をケアマネジャーとともに確認します。
------	---

ケアマネジメントの質向上のためのケアプラン点検

令和4年度より、横浜市内で働くケアマネジャーを対象に、日頃作成しているケアプランについて、対話の中で悩み等を共有し、また、様々な考え方に触れることで新たに「気づき」を得ることを目的として、職能団体と協働で点検を行っています。

居宅介護支援事業所と横浜市が力を合わせ、市全体のケアマネジメントの質の向上を目指し、健全な介護給付につなげます。

第9期計画期間中においても、より多くのケアマネジャーに参加いただけるよう事業を拡充します。



(2) 介護事業所の質の向上、指導・監査

施設の第三者評価の実施

事業内容	○特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等が提供するサービスの質の向上に向けた自主的な取組等を支援するため、神奈川県の評価制度を積極的に活用するよう事業者に対し働きかけます。
------	--

認知症高齢者グループホーム等のサービス評価の促進

事業内容	○認知症高齢者グループホームは、毎年、外部評価を受けて、その結果を公表することになっています。事業者のサービスの質を向上させるため外部評価の受審を徹底します。 ○外部評価結果を分かりやすく公表することで、利用者や家族が自分に合った事業者を選択できるようにします。
------	--

介護事業所に対する指導・監査の実施

事業内容	○介護事業所に対し、集団指導講習会等を通じて法令等の周知や運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。 ○定期的に介護事業所等の運営状況を確認するため、外部委託による運営指導を行うなど、効率的・効果的な指導・監査を実施します。
------	--

宿泊サービスの適正化

事業内容	○宿泊サービスを提供している通所介護事業所及び居宅介護支援事業所に対して、本市の指針に沿って宿泊サービスの提供が行われるよう助言を行い、宿泊サービスの適正化を図ります。
------	--

(3) 苦情相談体制の充実

苦情相談対応の充実

拡充

事業内容	○利用者が安心してサービスを利用できるよう、各サービス事業所のほか、居宅介護支援事業所、区役所や地域包括支援センターの窓口等、利用者身近な場所で苦情相談に対応します。 ○高齢者施設等に関する利用者・家族からの相談をお受けし、問題の整理や、施設と円滑なコミュニケーションを図るための助言を行うコールセンターを新たに設置します。
------	---

2 緊急時に備えた体制整備

施策の方向性

地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、緊急時の対応力を強化します。

大規模災害発生時に向けた取組

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地震や風水害などの大規模災害が近年多く発生していることから、想定を超える災害が発生することを見越して、食料品や介護用品等の備蓄量の見直しや訓練の実施について、改めて高齢者施設等に周知し、必要な支援を行います。 ○併せて、高齢者施設等が大規模災害時に関係機関や地域と連携できるよう、日頃からの関係構築に向けた支援を検討します。 ○大規模災害発生時には、職員の不足が想定されることから、広域的連携も含めた相互応援体制について、事業者団体等と検討していきます。
------	--

自然災害・感染症発生時相互応援助成事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○特別養護老人ホーム等での自然災害の発生時や感染症発生による施設職員の自宅待機時等における業務継続を図るため、職員派遣に協力した施設等に対して協力を支給することで、高齢者施設等間での相互応援体制の強化を図ります。
------	--

福祉避難所の協定締結

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設等の社会福祉施設との間で、福祉避難所の協定締結を進め、災害時に在宅での生活が困難となった要援護者の受入れを行います。
------	--

災害時要援護者支援

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認、避難支援などの活動ができるよう、災害に備えた日頃からの地域による自主的な支え合いの取組を支援します。 ○個別避難計画作成の検討などの取組を通じて、本人含め、支援者、地域、関係機関等と連携した支援を進めていきます。
------	--

高齢者施設等の医療連携体制の強化に向けた取組

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症等の発生時に往診や入院を依頼できる医療機関を確保するよう、高齢者施設等に働きかけていきます。 ○高齢者施設等において、感染症及び大規模災害に備えた業務継続計画（BCP）に基づく必要な研修や訓練が円滑に実施できるよう支援を行います。
------	--

高齢者施設の感染症発生防止に向けた取組

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○特別養護老人ホーム等における感染症の発生を防止するとともに、発生時に適切な対応ができるような施設内体制を整備することを目的として、施設管理者及び感染症担当者等を対象とした研修を実施します。
------	---

第5章 認知症施策推進計画の施策の展開

1 正しい知識・理解の普及

施策の方向性

認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

(1) 認知症に関する理解促進

認知症の人や家族の思いを理解するための普及啓発

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○働き世代など認知症に関わりの少ない層も含め、全世代が認知症を我が事として捉えられるよう、認知症サポーターキャラバンをはじめとした認知症の理解促進に向けた取組について官民協働を推進するとともに、公共交通機関、図書館、インターネット、SNS等の様々な媒体を効果的に活用した啓発を行います。○「認知症の日（毎年9月21日）及び認知症月間（毎年9月）」の機会を捉えて、認知症に関する普及啓発イベントを集中的に開催します。
------	--

※認知症サポーター…認知症について正しく理解し、手助けをする応援者。

※SNS…LINE（ライン）やFacebook（フェイスブック）などのウェブサイト上の交流サービス。

認知症サポーターキャラバンの推進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。特に小売業をはじめとした認知症の人と関わる機会が多いことが想定される企業等での養成講座を推進します。○小・中・高等学校や大学において、認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための福祉教育や高齢者との交流活動等を推進します。○認知症サポーター養成講座のオンライン開催を支援するなど、新たな層の受講促進を図ります。
------	---

キャラバン・メイトの活動充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症サポーター養成講座を推進するために、講師役であるキャラバン・メイトの活動の充実を図ります。特に小売業・金融機関・公共交通機関等の認知症の人と関わる機会が多いことが想定される企業向けにキャラバン・メイト養成研修を実施し、企業内で認知症サポーター養成講座が実施できるような体制づくりを推進します。
------	--

(2) 相談先の周知

認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）の活用

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○横浜市版認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）を積極的に活用し、認知症の段階に応じた情報の提供やサービスの利用につなげます。 ○早期発見・早期対応の重要性等を周知するとともに、地域包括支援センター、区役所及び認知症疾患医療センターなどの相談先・受診先の利用方法について支援が必要な方に届くように周知を行います。 ○区役所や認知症疾患医療センター等におけるネットワークづくりに活用します。
------	--

認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）

★認知症ケアパスガイドとは

認知症ケアパスガイドとは、発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したものです。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよりよい環境で暮らし続けるという考え方を基本として作成しています。

★横浜市版認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）

横浜市では、平成27年度に認知症の人、その家族、医療や介護関係者等の間で共有し、認知症の人が状態に応じて、医療や介護サービス、インフォーマルサービス等の適切な支援が切れ目なく受けられることを目指し横浜市版認知症ケアパスガイドの作成を行いました。各区役所や地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等で配布しています。

認知症に関する相談先・受診先の利用方法、早期診断・早期対応の重要性等についての周知や、区役所及び認知症疾患医療センター等におけるネットワークづくりに活用されています。



※インフォーマルサービス…行政や介護保険サービスなど公的機関が行う制度に基づかないもので、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティアなどが主体となる支援やサービスのこと。

(3) 認知症の本人からの発信支援

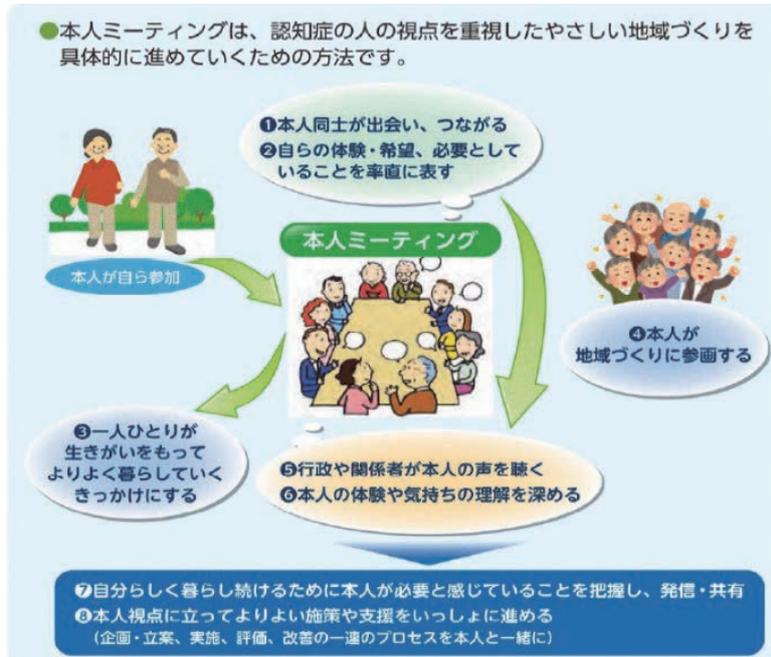
本人発信の場の拡大

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○本人からの発信の機会が増えるよう、イベントや地域における講座等での発信を、地域で暮らす認知症の人とともに進めていきます。 ○認知症の人が、自身の希望や必要としていることなどを本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。 ○本人ミーティングの場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努めます。 ○本人発信の場を本人の身近で開かれた場所で用意し、認知症についての普及啓発に努めます。
------	--

本人発信支援「本人ミーティング」とは

★本人ミーティングとは

認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合う場です。



平成 28 年度 一般財団法人長寿社会開発センター発行「本人ミーティング開催ガイドブック」より一部抜粋

<参加者の声>



同じ病気を持った人同士なのでざくばらんに話ができる。



同じ病気を持つ仲間と話しながら、今後の生活に役立つための情報収集をしている。

同じ病気を持つ仲間同士であると分かり合える。新たに参加した人には、自分の知っていることを色々と伝えられる。



2 予防・社会参加

施策の方向性

認知症の人やその家族が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

(1) 介護予防・健康づくり

身近な地域における認知症予防に資する可能性のある取組の普及啓発

事業内容	○庁内外の関係機関や関係団体等と連携し、フレイル予防、口コモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、社会参加の促進、こころの健康維持や認知症予防、健診・検診を含めた適切な受診等の効果的な普及啓発を行います。【再掲】
------	---

軽度認知障害（MCI）を含めた認知症予防の正しい理解推進 拡充

事業内容	○軽度認知障害（MCI）を含めた認知症予防について、普及啓発媒体を活用し正しい理解を促進します。 ○軽度認知障害（MCI）と診断された人が、認知機能の維持や低下を緩やかにするための生活習慣や社会参加の必要性を知り、認知症予防に資する活動に取り組めるように支援を行います。
------	--

軽度認知障害（MCI）

認知機能は、加齢とともに少しずつ低下していくと言われています。**軽度認知障害（以下、MCI）**とは、正常（年齢相応）と認知症の中間の状態、軽い認知機能の低下があって、難しい作業に支障は生じても基本的に日常生活は送ることができる状態の段階を指します。

運動や社会参加、適切な食事などの様々な生活習慣が、認知機能の維持や、認知機能の低下を緩やかにすることにつながると考えられています。

■ 認知機能の維持・介護予防に役立つ4つのヒント！

ヒント1 生活習慣病等の体調管理・治療

ヒント3 バランスの良い食事

ヒント2 適切な運動

ヒント4 社会参加・メリハリのある生活

詳しい内容は、MCIに関するリーフレット「認知症予防につながる早い気づきと4つのヒント」でご紹介しています。

MCIに関するリーフレットや「認知症予防大作戦（社会保険出版社）」の冊子を区役所や地域包括支援センターで配布しています。



「認知症予防につながる早い気づきと4つのヒント」



「認知症予防大作戦」

(2) 地域活動・社会参加

本人や家族の居場所の充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症の人、家族、関係者が集える場を増やすとともに、身近な場所に居場所があることを周知します。運営者に対して、参加者が気軽に参加できる場となるよう、研修を行います。また、介護者のつどい等の運営支援や広報を行います。○認知症の人が、自身の希望や必要としていることなどを本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。【再掲】○認知症カフェについて、認知症の人やその家族が地域の人や専門職等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場であることを周知します。また、<u>認知症カフェ同士の横の情報共有が行える体制づくりを推進します。</u>
------	--

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、医療や福祉などの専門職など誰でも気軽に集まれる場所です。

横浜市内には100か所を超える認知症カフェがあります。

認知症カフェが居心地の良い安心できる場所だと感じていただけるように、認知症カフェの運営者向けの研修を開催するなどの支援をしています。

○認知症カフェの参加者は何を目的に集まっているの？

「同じ立場の人と話をしてみたい」、「利用できる制度の情報が欲しい」など、一人ひとりが違った目的で利用しています。



○認知症カフェではどのようなことをしているの？

茶話会やミニ講座、健康体操など場所によって様々な取組をしています。



○認知症カフェはどこで開催されているの？

地域ケアプラザや医療機関、介護施設などで開催されています。
市内の「認知症カフェの一覧」は、横浜市ホームページをご覧ください。



本人が主体的に社会参加できる場の充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症になってもこれまでの地域との関係が保たれ、住民同士の支え合いができるように、地域活動団体や担い手への認知症理解の啓発を図ります。 ○認知症の人が、支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができるよう、地域活動やサロン、認知症カフェの運営等に参画する取組を推進します。 ○チームオレンジのモデル実施で取り組んだ内容や効果、課題等を検証し、方向性を検討して本格実施に移行します。 ○チームオレンジの好事例を周知し、取組の拡大を図ります。
------	---

※サロン…高齢者の健康維持や仲間づくり、子どもとの世代間交流などを目的にした、地域での居場所などのこと。

チームオレンジ

認知症の人が自分らしく過ごせる地域づくりを進める取組です。認知症の人及び家族の困りごとや希望に沿って、認知症の人や家族、地域の住民、地域の関係機関などがチームを組んで、様々な活動に取り組んでいます。

■活動の具体例・・・

- ・認知症カフェの開催後に、参加者の声や様子を共有し、認知症の人が活躍できる機会について話し合った。
- ・地域に認知症の人が集える場所がなかったのでキャラバン・メイトや民生委員などの関係者が話し合って当事者のつどいを立ち上げた。
- ・地域の見守り活動団体が主体となり地域のイベントでブースを設置し、認知症の見守り活動について啓発を行い、地域住民が自分事として認知症について考えるきっかけづくりをした。

チームオレンジが実現するとこんな街!



3 医療・介護

施策の方向性

認知症の人やその家族、周囲が認知症に気づき、早期に適切な医療や介護につなげることで、本人や家族がこれからの生活に備えることができる環境を整えます。また、医療従事者や介護従事者等の認知症への対応力の向上を図ります。

(1) 早期発見・早期対応

もの忘れ検診による早期発見・早期対応の推進

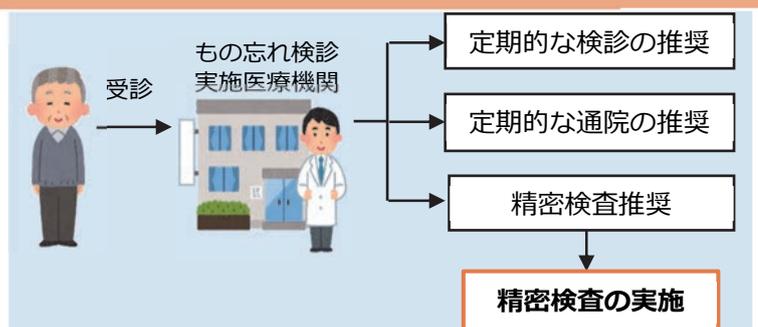
拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障害（MCI）に関する知識の普及啓発を進め、本人や家族が必要なときに適切な機関へ相談できるようにします。 ○身近な医療機関で受けられる「もの忘れ検診」をさらに周知し、認知症の早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。 ○軽度認知障害（MCI）と診断された人が、認知機能の維持や低下を緩やかにするための生活習慣や社会参加の必要性を知り、認知症予防に資する活動に取り組めるように支援を行います。【再掲】
------	--

もの忘れ検診

認知症の疑いがある人を早期に発見し、早期の診断と治療につなげることで、認知症の重症化予防を図ることを目的としています。

対象者は、50歳以上の市民で、認知症の診断を受けていない方です。



多機関連携による早期対応や相談支援の推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○区役所や地域包括支援センターにおいて、関係機関と連携し、高齢者や家族の認知症に関する相談対応と適切な支援・調整に取り組めます。 ○運転免許の自主返納又は行政処分により運転免許を失った高齢者の相談支援について、神奈川県警察と連携を図り、認知症の疑いがある人等の早期発見・早期対応を推進します。
------	---

認知症初期集中支援チームの活用と連携強化

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症初期集中支援チームの効果的な活用のため、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や地域医療機関、介護事業所等と連携を図ります。 ○認知症初期集中支援チーム間の情報共有や研修を通じて、チーム活動の活性化を図ります。 ○認知症初期集中支援チーム活動の評価等を通して、活動の充実を図り、積極的な活用につなげます。
------	--

第5章 認知症施策推進計画の施策の展開

(2) 医療体制の充実

認知症疾患医療センターを中心とした医療体制の強化や認知症支援の充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症疾患医療センターに外部評価制度を導入することで、専門医療機関としての機能、地域連携拠点としての機能等について、質の向上を図ります。○認知症疾患医療センターが、地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の医療・介護資源等を有効に活用するためのネットワークを構築します。○認知症の速やかな鑑別診断、症状増悪期の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療、BPSD・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制の整備等を行います。○診断直後の本人・家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等を行います。
------	---

※BPSD…記憶障害などの中核症状が元になり、本人の性格や素質、周囲の環境や人間関係などが影響して出現する症状。

認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターは、地域における認知症医療提供体制の拠点としての役割を担う専門医療機関です。保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、BPSDと身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談などを行っているほか、地域保健医療・介護関係者等への研修を開催しています。



(3) 医療従事者等の認知症対応力向上の推進

医療従事者等に対する認知症対応力向上研修の実施

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の病院勤務の医療従事者等に対する認知症対応力向上研修や、かかりつけ医を適切に支援する認知症サポート医養成のための研修を実施します。また、認知症サポート医の地域での活動状況を踏まえたフォローアップ研修を実施します。○かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施により、研修を受講した医師が、認知症の疑いがある人や認知症の人に対し、適切に対応し、必要がある場合は、適切な専門医療機関等へつなげられるようにします。
------	--

4 認知症の人の権利

施策の方向性

認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

(1) 自己決定支援

本人の自己決定支援（エンディングノートの作成と普及等）【再掲】

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配布し、活用講座を実施します。○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護事業所等の関係機関と連携しながらさらなる周知を図ります。○早い時期から自身のこれからの生き方を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。
------	--

(2) 権利擁護

成年後見制度等の利用促進【再掲】

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○横浜市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、中核機関である、よこはま成年後見推進センターを中心に、認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、制度の普及啓発を進めます。○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士等による専門相談を行います。○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。また、<u>成年後見制度による支援が必要になった方を適切に制度につなぎます。</u>
------	---

(3) 虐待防止

高齢者虐待防止【再掲】

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めるとともに、地域の見守り活動や、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護事業所等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や、養護者同士のつどいの活動の充実を図ります。○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止への相談・支援技術の向上に取り組みます。○施設等において、利用者一人ひとりの人格や尊厳を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や運営指導等の機会を捉え、適切な指導を行います。
------	--

5 認知症に理解ある共生社会の実現

施策の方向性

様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めます。また、若年性認知症の人やその家族が相談でき、支援を受けられる体制をさらに推進します。

(1) 認知症バリアフリーのまちづくり

認知症バリアフリーの推進 拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の人への対応について、交通事業者や金融機関等の接遇研修等への導入を働きかけ、認知症の人と関わる機会が多いことが想定される職域での認知症への理解を深めます。 ○日常生活や地域生活における様々な生活の場面で、認知症になっても利用しやすい生活環境の工夫や改善、支援体制づくりを進めます。認知症の人のニーズに沿って、関係機関が連携して取り組みます。 ○スローショッピングの周知や取組を進めます。 ○チームオレンジのモデル実施で取り組んだ内容や効果、課題等を検証し、方向性を検討して本格実施に移行します。【再掲】 ○チームオレンジの好事例を周知し、取組の拡大を図ります。【再掲】
------	--

※スローショッピング…認知症等の高齢者がボランティア等のサポートを受けて自分のペースで買い物を楽しむことで、自信や役割を取り戻すことを目的とした取組。

認知症バリアフリー

「認知症バリアフリー」とは、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていけるよう、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていくための取組のことです。国会で成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」においても、「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」が挙げられています。

「認知症バリアフリーにつながる生活環境の工夫」

認知症バリアフリーの取組の一つとして、生活環境の工夫やユニバーサルデザインがあります。認知症の人にとってやさしい環境は、あらゆる人にとってやさしい環境であると考えられます。

■ 認知症の人の特徴

認知症の人は記憶障害だけではなく、場所の認識や方向感覚の障害、判断力の低下などの症状がある上に、高齢化に伴う視覚や聴覚、身体の機能低下が加わります。環境の工夫により、本人が生活しやすく落ち着いて過ごせることや、介護がしやすくなることなどに繋がります。

■ 環境の工夫の具体例

- ドアの色の統一
- サインや目印の工夫
- ドア・手すり・壁・床などの色のコントラスト
- 便座の色を変えることによる認識のしやすさ



写真：クレールレジデンス横浜十日市場

(2) 見守り体制づくり

認知症の人の行方不明時における早期発見等の取組の充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりを進めます。また、行方不明になった際に早期発見・保護ができるよう、SOSネットワークの取組を推進します。 ○見守りシールについて、多方面への周知を行うことにより、認知度を上げて、利用者数を増やします。 ○厚生労働省のウェブサイト上の特設サイトの活用により、家族等が地方公共団体に保護されている身元不明の認知症高齢者等の情報にアクセスできるよう周知します。
------	---

行方不明時の早期発見の取組

認知症高齢者等 SOS ネットワーク

関係機関が連携し、行方不明の認知症の人の発見・保護に協力する仕組みです。



認知症高齢者等 見守りシール

行方不明になった認知症の人が早期に自宅に戻れるよう、個人情報を守りながら身元を特定できる「見守りシール」を配付しています。

<見守りシール見本>

衣服やよく持ち歩くものに貼って使用します。



(3) 介護者支援の充実

介護者のつどいや介護セミナー等の開催、情報発信の推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○介護者の視点から、より参加しやすい介護者のつどいの開催方法や関心のある内容について、支援機関向けに研修等を行います。 ○認知症高齢者グループホームや認知症対応型デイサービスと連携し、介護方法等の情報提供や相談などの介護者支援に取り組みます。 ○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、関係部署間での横断的な連携を行いながら、支援策の検討や支援者の質の向上を図ります。【再掲】
------	--

相談支援の実施

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○区役所や地域包括支援センターにおいて、関係機関と連携し、高齢者や家族の認知症に関する相談対応と適切な支援・調整に取り組みます。【再掲】 ○介護経験者や専門職等が対応するコールセンターを運営し、介護の悩みへの対応や、介護方法・医療情報の提供などの相談支援を行います。 ○幅広い世代の介護者へ、相談窓口や各種制度等についての情報を届けるため、インターネット等効果的な媒体を活用した周知を行います。
------	---

(4) 若年性認知症の人への支援

若年性認知症の人や家族の居場所の充実		拡充
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○若年性認知症について、早期に気づき、相談や医療につながるよう市民へ幅広く啓発を進めます。 ○若年性認知症の正しい理解、本人の雇用継続の一助となるよう、企業や産業保健分野への普及啓発を行います。 ○発症初期の段階から、症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら、適切な支援が受けられるようにします。 ○本人や家族に対する理解を深め、本人や家族のニーズに沿った支援を行うため、支援者を対象とした研修を実施します。 ○若年性認知症の人が通所できる介護事業所や障害事業所等を増やし、社会参加できる場を拡充します。 ○本人や家族がお互いに安心して情報交換や相談ができ、思いが発信できる場の充実に図ります。 	
若年性認知症支援コーディネーターを中心とした支援体制の推進		拡充
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の人が、自身の希望や必要としていることなどを本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。【再掲】 ○若年性認知症の人の受入れについて、介護事業所や障害事業所等へ周知や調整を図ります。 ○若年性認知症支援コーディネーターを中心とした関係機関等とのネットワーク作りを推進します。 ○若年性認知症支援コーディネーター間の情報共有や研修を通じて、支援の充実に図ります。 	

第6章 介護サービス量の見込み・介護保険料の設定

1. 主な介護保険給付サービスの見込量

(1) 在宅サービス

サービス種別			第8期計画（実績）			第9期計画（見込）		
			令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
訪問介護	介護給付	回数	7,198,235	7,546,766	7,969,400	8,399,700	8,618,100	8,764,600
		人数	357,158	363,081	383,500	404,200	414,700	421,700
訪問看護	介護給付	回数	2,793,732	2,927,885	3,091,900	3,258,800	3,343,500	3,400,400
		人数	258,209	276,591	292,100	307,900	315,900	321,300
	予防給付	回数	205,064	293,019	309,500	326,200	334,700	340,400
		人数	43,556	43,020	45,500	47,900	49,200	50,000
通所介護	介護給付	回数	2,451,755	2,440,952	2,577,700	2,716,900	2,787,500	2,834,900
		人数	262,598	268,452	283,500	298,800	306,600	311,800
通所リハビリテーション	介護給付	回数	761,267	733,921	775,100	816,900	838,100	852,400
		人数	87,985	87,045	92,000	96,900	99,500	101,100
	予防給付	人数	21,610	21,502	22,800	24,000	24,600	25,000
		回数	682,873	718,176	758,400	799,400	820,200	834,100
短期入所生活介護	介護給付	人数	57,277	61,222	64,700	68,200	70,000	71,200
		回数	6,583	7,068	7,500	7,900	8,100	8,300
	予防給付	人数	1,216	1,330	1,500	1,500	1,600	1,600
		回数	138,222	127,296	147,300	150,000	152,700	155,400
特定施設入居者 生活介護	介護給付	人数	15,396	14,977	17,400	17,700	18,000	18,300
	予防給付	人数	590,430	613,864	648,300	683,300	701,000	713,000
福祉用具貸与	介護給付	人数	149,013	156,546	165,400	174,300	178,800	181,900
	予防給付	人数						

(2) 地域密着型サービス

サービス種別			第8期計画（実績）			第9期計画（見込）		
			令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	介護給付	人数	10,291	9,908	10,500	11,100	11,400	11,600
地域密着型通所介護	介護給付	人数	164,436	176,691	186,600	196,700	201,800	205,300
小規模多機能型 居宅介護	介護給付	人数	28,786	28,893	30,600	32,200	33,000	33,600
	予防給付	人数	2,226	2,204	2,400	2,500	2,600	2,600
認知症対応型 共同生活介護	介護給付	人数	67,059	68,455	69,900	70,800	73,400	75,900
	予防給付	人数	156	159	200	200	200	200

(3) 施設サービス

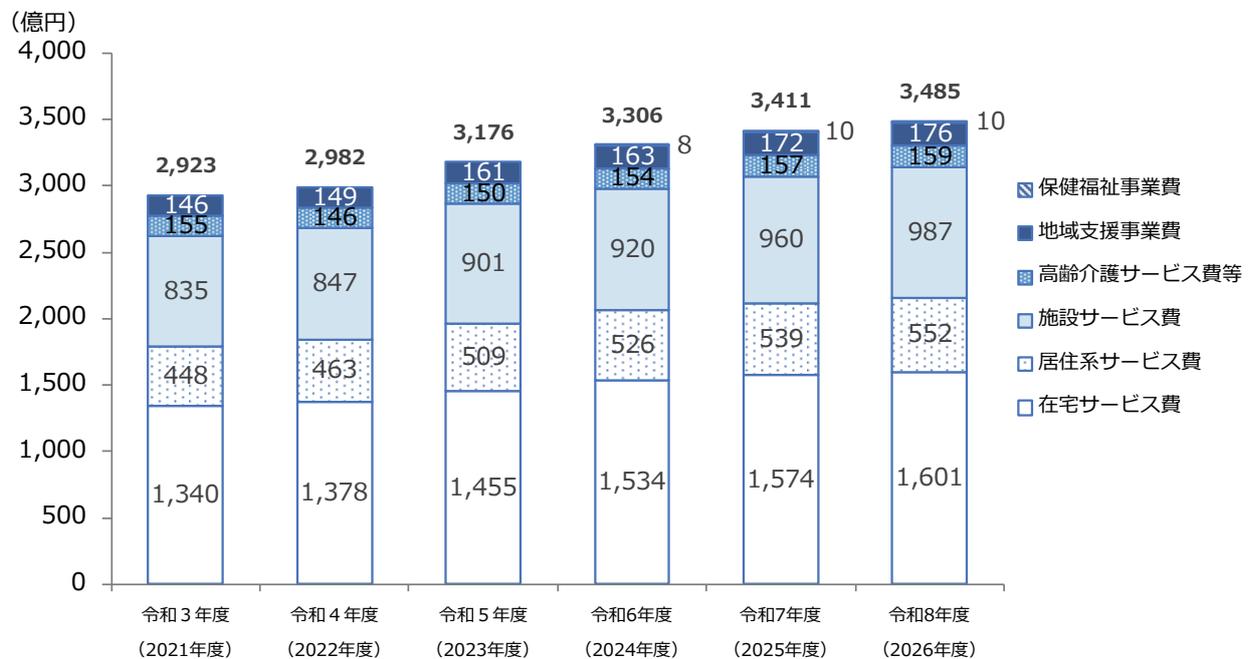
サービス種別			第8期計画（実績）			第9期計画（見込）		
			令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
介護老人福祉施設	介護給付	人数	186,910	188,108	203,300	206,100	219,300	228,100
介護老人保健施設	介護給付	人数	96,708	97,744	102,200	102,200	102,200	102,200
介護療養型医療施設	介護給付	人数	2,190	1,743	1,200	-	-	-
介護医療院	介護給付	人数	2,215	2,443	2,500	2,800	3,400	4,000

※令和3～4年度は実績値、令和5年度は実績見込み値、令和6～8年度は計画値

2. 介護保険給付費等総額

後期高齢者の増加により、介護保険サービス利用者も増加していることから、給付費が年々増加しています。

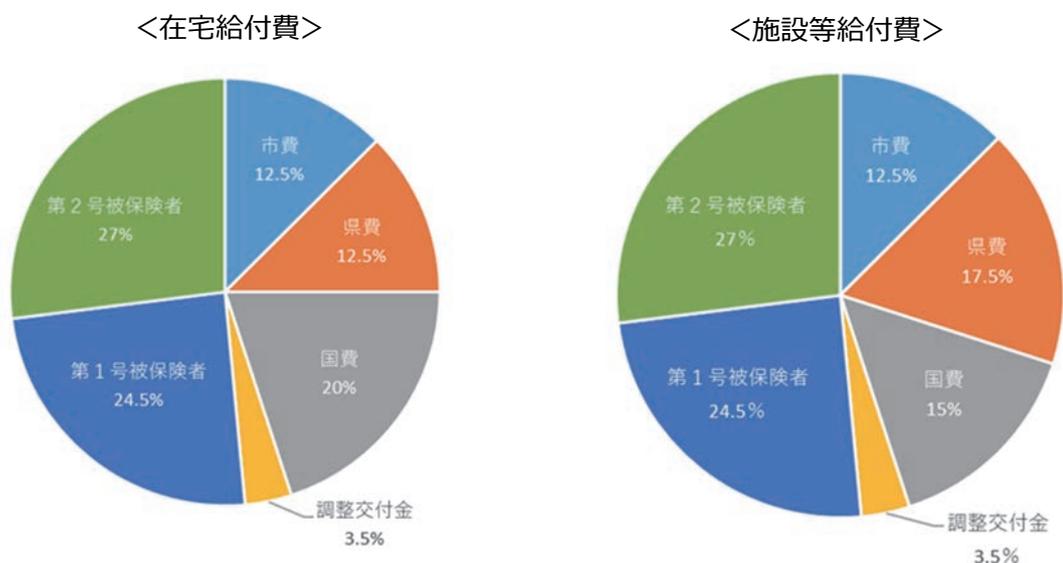
介護職員の処遇改善等にかかる介護報酬改定の影響も見込んでいます。



3. 介護保険給付費の財源

介護サービスを利用する場合、費用の原則1割が自己負担となり、残りの9割が保険から支払われます。その財源の約半分は公費（税金）により、国、都道府県、市町村が負担し、残りを被保険者の保険料で運営しています。

介護サービスの利用量に応じて被保険者の方の保険料が決まることとなります。

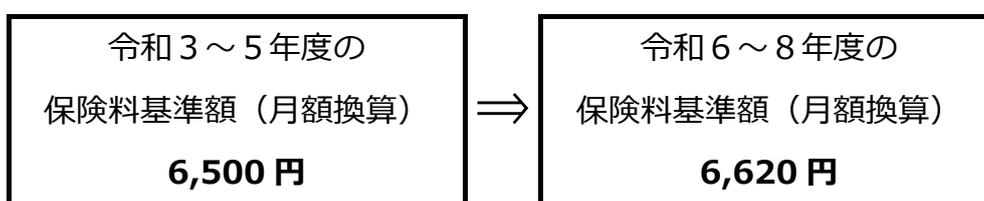


4. 第1号被保険者保険料

これまでの要介護認定者数、利用者数の伸び、サービスの利用実績、介護報酬の改定による影響等から、第9期計画期間内の給付費を約1兆200億円と見込みました。

これに、法令で定められた被保険者の負担割合（23%+調整交付金の不足分1.5%）を乗じた後の金額から、介護給付費準備基金の取崩額（約220億円）を引き、被保険者数に段階割合を乗じた補正被保険者数（約290.2万人）で除することにより保険料基準額を算出しました。

$$\left(9,956 \text{億円 (包括的支援事業・任意事業費以外)} \times 24.5\% + 216 \text{億円 (包括的支援事業・任意事業費)} \times 23\% + 28 \text{億円 (保健福祉事業費)} - \text{約} 220 \text{億円 (介護給付費準備基金の取崩額)} \right) \div 99.6\% \text{ (予定収納率)} \\ \div \text{約} 290.2 \text{万人 (補正被保険者数)} \div 12 \text{か月} = 6,620 \text{円}$$



（※端数処理を行っているため、完全一致しないことがある。）

5. 令和12年度及び令和22年度の見込み

総人口、第1号被保険者数の伸びなどから、要介護認定者数、サービス利用者数を見込み、令和12年度（2030年度）及び令和22年度（2040年度）の給付費と介護保険料を推計しました。

	第9期			第11期	第14期
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
総人口	3,770,466人	3,765,955人	3,760,663人	3,733,102人	3,616,948人
第1号被保険者数	943,400人	949,900人	956,500人	1,001,900人	1,165,300人
前期高齢者 (65歳～74歳)	394,300人	386,300人	383,500人	419,000人	554,700人
後期高齢者 (75歳以上)	549,100人	563,500人	573,000人	583,000人	610,600人
第2号被保険者数	1,371,100人	1,368,500人	1,363,400人	1,311,300人	1,148,300人
要支援・要介護認定者数	193,300人	198,200人	202,800人	223,100人	251,800人
介護保険サービス 利用者数	163,000人	168,300人	171,500人	176,000人	184,100人
年度給付費 (地域支援事業費含む)	3,306億円	3,411億円	3,485億円	3,548億円	3,772億円
介護保険料 (基準月額)	6,620円			7,700円程度	8,100円程度



ヨコハマ **未来** スイッチ
Positive Aging

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

よこはまポジティブエイジング計画（概要版）

横浜市健康福祉局高齢健康福祉課

横浜市中区本町6丁目50番地の10
☎045-671-3412 fax045-550-3613
✉kf-keikaku@city.yokohama.lg.jp
令和6年3月作成



歳を重ねても 自分らしく暮らせる まちを目指して

—— パンフレット ——



1

「ポジティブ エイジング」とは？

「ポジティブ エイジング」 = 歳を重ねても自分らしく暮らす

横浜市は、次のような思いを「ポジティブ エイジング」に込めています

誰もが歳を重ねる中で

- ▶ 積極的で活力ある高齢社会を作りたい
- ▶ 人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい



心身の状態が変化したとしても

- ▶ 地域の助け合いや専門職によるケアにより、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの「生活の質（QOL）の向上」につなげていきたい



横浜市は「自分らしい高齢期の暮らし」の実現のため、様々な取組を行います

健康で自立した生活のために（P2）

社会参加

将来への
備え

介護予防・
健康づくり
自立支援

地域活動

相談先
の充実

介護
サービスの
充実

心や体に変化を感じた時（P3）

医療や介護が必要になった時（P4）

認知症の
早期発見

医療と介護
の連携

認知症
施策



健康で自立した生活のために

社会参加の推進

高齢者の皆様が、「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進めます。
また、社会参加を通じて、介護予防・健康づくりにつなげます。※一部の区で実施、順次拡大

社会参加ポイント事業

スマホアプリを活用し、
「通いの場」への参加状況を記録



- ① 参加者に、参加状況に応じてポイントを付与
- ② 参加状況をデータ化し、収集・分析

シニア×生きがいマッチング事業

ボランティア活動への参加を支援する
コーディネーターが、

- ① 希望者の経験やスキルを聞き取り
- ② 経験等に応じた活動の有無を
地域活動団体や企業等に確認
- ③ 希望者と活動をマッチング

問合せ 健康福祉局地域包括ケア推進課 電話：045-671-3464 FAX:045-550-4096

地域活動・サービス情報の充実

ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ

高齢者を対象とした地域のサロンや趣味活動の場、日常生活の小さな困りごとをお手伝いする活動の情報などを検索できます。

地域活動（サロン、趣味活動の場、生活支援等）をお探しの方、地域で活躍したい方はぜひご活用ください。



問合せ 健康福祉局地域包括ケア推進課 電話：045-671-3464 FAX:045-550-4096

将来に備えるための支援

○ エンディングノート

元気なうちから、これからの人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記せるノートです。

【配布場所】各区高齢・障害支援課



◀ 18区のエンディングノート

- 金銭的なこと
- これからやってみたいこと
- 大切な人へのメッセージ

○ もしも手帳

もしものときの医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけにしたり、本人の考えを家族等と話すための手帳です。

【配布場所】各区高齢・障害支援課、地域ケアプラザ等



- 治療やケアの希望
- 代理者の希望
- 最期を迎える場所の希望

○ 成年後見制度

認知症をはじめ、自分ひとりで判断することが難しい方が安心して生活できるよう、制度の利用を支援します。

【パンフレット配布場所】各区高齢・障害支援課、地域ケアプラザ等



よこはま成年後見推進
センター ホームページ



心や体に変化を感じた時

介護予防・健康づくりと自立支援

医療や介護などの各種データ等を活用し、高齢者一人ひとりの健康課題に着目した、「フレイル」※の対策を実施します。 ※一部の区で実施、順次拡大

※フレイルとは…



高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

各種データ等から、フレイルやフレイルのリスクが高い高齢者の方をピックアップ

該当の方に介護予防サービスのご案内をお届け

希望者に医療専門職による介護予防サービスのご提供、地域活動のご紹介

問合せ 健康福祉局地域包括ケア推進課 電話：045-671-3464 FAX:045-550-4096
高齡在宅支援課 電話：045-671-4129 FAX:045-550-3612

相談先の充実

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局・薬剤師の普及を促進します。

かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局・薬剤師とは

健康の相談や体調が悪い時などにまず相談する医師、歯科医師、薬局、薬剤師のこと。日頃の状態をよく知る「かかりつけ医」等であれば、ちょっとした体調の変化にも気づきやすく、病気の予防や早期発見・早期治療が可能になります。

問合せ 医療局地域医療課 電話：045-671-2972 FAX:045-664-3851

認知症の早期発見・早期対応

もの忘れ検診

<目的>
認知症の疑いがある人を早期に発見し、診断と治療につなげ、認知症の重症化を予防します。

<対象者>
50歳以上の市民（認知症の診断を受けていない方）

もの忘れ検診
実施医療機関



受診

定期検診

定期通院

精密検査

精密検査の実施

の推奨

問合せ 健康福祉局高齡在宅支援課 電話：045-671-4129 FAX:045-550-3612

医療や介護が必要になった時

介護保険サービス等の充実

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう介護保険サービス等を充実します。

▶ 介護保険の内容は、P6「ハートページ」をご覧ください。

ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

高齢者の皆様が、日常生活の支援が必要になっても状況に応じた選択ができるように、必要な施設や住まいを整備します。

令和6年度～8年度新規整備数（公募数）

特別養護老人ホーム	特定施設 (介護付有料老人ホーム等)	認知症高齢者 グループホーム	介護医療院
700人分程度	900人分程度	675人分程度	150人分程度

医療と介護の連携強化

必要な時に適切な医療・介護サービスが受けられ、疾病の重症化や介護の重度化が予防できるよう、医療と介護の連携を進めます。

脳血管疾患ケアサポートガイド ～医療・介護連携ケアパス～

突然の脳卒中などの脳血管疾患で入院するとき、必要な手続きや受けられるサービスが分かる、本人・ご家族向けのパンフレットです。

【配布場所】各区高齢・障害支援課、地域ケアプラザ、一部の病院など



問合せ 健康福祉局高齢在宅支援課 電話：045-671-2405 FAX:045-550-3612

認知症の人や家族の居場所の充実

「本人ミーティング」の開催や、「認知症カフェ」の支援を行います。

本人ミーティング

認知症の方が集い、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、これからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場です。



認知症カフェ

認知症の人や家族、地域住民、医療や福祉の専門職など、誰でも気軽に集まれる場所です。

地域ケアプラザや医療機関、介護施設などで開催されています。

市内の「認知症カフェの一覧」▶



問合せ 健康福祉局高齢在宅支援課 電話：045-671-4129 FAX:045-550-3612

特別養護老人ホームの新たな待機者対策

○ 経済的な理由でユニット型施設への入所ができない方への対策

安価な多床室を希望する方が、ユニット型（個室）を利用できるよう、介護保険料が第5～7段階相当の方を対象に、市独自に居住費(部屋代)を助成します。

○ 医療的ケアが必要な方への対策

特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアが必要な方のために、介護医療院を150人分程度整備します。

○ 認知症の行動・心理症状により入所が難しい方への対策

夜間の介護職員を手厚く配置した特別養護老人ホームに、人件費を助成します。

問合せ 健康福祉局高齢施設課 電話：045-671-3923 FAX:045-641-6408

安心の介護を提供するために

増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①～④の施策を柱として総合的に取り組みます。

① 新たな介護人材の確保

② 介護人材の定着支援

③ 専門性の向上

④ 介護現場の業務改善（生産性向上）

▼ 介護人材に関する情報はこちら



横浜市ホームページ「介護人材関連情報」

<具体的な取組>

介護事業者向けのハラスメント対策

「ハラスメント相談センター(仮)」を設置し、介護職員をハラスメント被害から守り、安心して働くことができるよう支援します。

問合せ 健康福祉局介護事業指導課
電話：045-671-2356 FAX:045-550-3615

ケアマネジャーに関するリーフレット作成

ケアマネジャーの業務を利用者や家族に正しく理解してもらうためのリーフレットの作成を検討します。

問合せ 健康福祉局高齢在宅支援課
電話：045-671-2405 FAX:045-550-3612

介護職の魅力の発信とイメージアップ啓発

小・中学生を対象に、介護職員の仕事や介護現場で働くことの魅力を、介護職員等が直接伝える出前授業を実施します。

問合せ 健康福祉局高齢健康福祉課
電話：045-671-3920 FAX:045-550-3613

地域ケアプラザ

「地域の身近な福祉保健の拠点」です。
(おおむね中学校区に1か所あります)

誰でも利用でき、専門知識を持った職員が
高齢者等の地域での生活の困りごと等に関する
相談受付や支援を行っています。

下記サイトで、自宅の住所を入力すると、
担当の地域ケアプラザ(地域包括支援センター)
が表示されます。



▲ ふくしらべ「地域ケアプラザ検索」

高齢期に必要な情報

ふくしらべ

高齢者福祉の情報をまとめた、
高齢期の自分らしい暮らし選び
応援サイトです。



横浜市介護保険総合案内パンフレット 「ハートページ」

介護保険の利用者向けの情報をまとめた冊子です。

【配布場所】
各区高齢・障害支援課
市役所(市民情報センター)

ハートページ ▶
(WEB版・PDF版)



高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まいに関する相談窓口です。
専門の相談員が、窓口や電話での個別相談や、
施設情報・入所待ち状況などの情報を提供します。

(提供している施設の情報)
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、
認知症高齢者グループホーム、
有料老人ホームなど



住所 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー14階
受付 月～金 9:00～17:00 (土日祝休日、12/28～1/4は休み)
※第2・第4土曜日は予約相談のみ受付
電話 045-342-8866 FAX 045-840-5816

相談は事前予約制です。お電話かFAXでご連絡ください。

5

介護保険サービス等について

介護保険サービスの財源

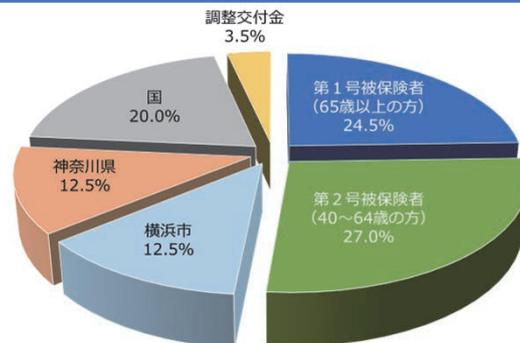
社会全体で「介護保険」を支えています

介護保険は、「公費」と40歳以上の方が納める「保険料」を財源として運営しています。

保険料は、介護が必要な方の介護サービス費用などをまかなうために使われます。

保険料の金額は、3年間のサービスの給付額等の見込みに基づいて算定します。

第9期の介護保険サービスの財源



介護保険料

将来の要介護認定者数、サービスの利用者数・利用実績等から給付費を見込み、保険料（※）を算出しました。

※ 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

第9期（令和6～8年度）
保険料基準額

6,620円/月

6

よこはまポジティブエイジング計画について

計画書（概要版）の配布場所

令和6年5月頃
から配布

- ・市役所（3階市民情報センター）
- ・各区役所
- ・地域ケアプラザ
- ・老人福祉センター
- ・地区センター など

計画書（全体版）を見るには？

令和6年4月頃
から閲覧開始

市役所（3階市民情報センター）
各区役所、市内図書館で閲覧できます。

計画書をインターネットで見るとは？

横浜市ホームページで公開しています。

横浜市 ポジティブ

検索



発行 横浜市 健康福祉局 高齢健康福祉課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話:045-671-3412 FAX:045-550-3613 ✉:kf-keikaku@city.yokohama.lg.jp

令和6年3月発行

南区介護予防健診

(新) お元気で21健診

各回共通 フレイルチェックシート
3つの体力測定
結果説明

握力

片足
立ち

5m
歩行

※フレイル:「健康」と「要介護状態」の“中間の状態”のこと

日程:

7月3日(水)

定員:各回30人

申込開始日:

6月11日(火)9時から

+歩行分析

時間:午前

10時~11時



+体組成測定

時間:午後

2時~3時



日程:※募集は後日

10月31日(木)

定員:各回30人

申込開始日:

9月11日(水)9時から

+物忘れ度チェック

時間:午前10時~11時

午後2時~3時



会場 南区役所 1階 多目的ホール

対象 おおむね65歳以上の方

申込

電話にて事前申し込み優先
(当日空きがあれば先着順)

主催・問合せ

南区役所 高齢・障害支援課 電話 341-1140 FAX 341-1144

受診者全員に
歯ブラシプレゼント



南保発第1号
令和6年5月20日

地区連合自治会町内会長 各位

社会を明るくする運動南区推進委員会

第74回「社会を明るくする運動」南区推進大会の
ご出席のお願いとちらし掲示依頼について

時下ますます益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より更生保護活動に対し格別のご理解ご協力を賜り、深く感謝いたします。

さて、本年も法務省主唱、「社会を明るくする運動」を全国各地で展開する時期となりました。

南区では貴会のご協力の下「罪を犯した人の更生を願い、犯罪の無い社会を目指して地域ぐるみで考える」機会として、平成25年度より「南区推進大会」を開催しております。

つきましては、地域の皆さまへの本大会の周知にご協力を頂きますとともに、お忙しい事と存じますが大会へのご出席をお願い申し上げます。

なお、各自治会町内会におかれましては、チラシの掲示にもご協力を頂きますようお願い申し上げます。

記

日時：令和6年7月7日（日）午後1時30分より

会場：南公会堂

内容：別紙チラシ

<問い合わせ> 事務局 南区社会福祉協議会

担当：中畑 電話：260-2510

第74回社会を明るくする運動 南区推進大会

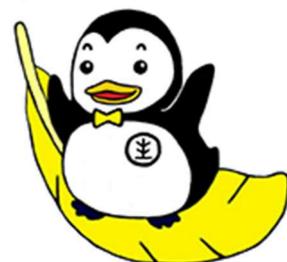
地域のチカラ

～犯罪のなみ 明るく社会を～

◇日時：令和6年7月7日（日）

午後1時30分より

◇会場：南公会堂 みなみん



◇内容：1部 式典「社会を明るくする運動」

標語優秀作品表彰 中学校の部／小学校の部



2部 イベント交流（順不同）

- ・南吉田小学校
- ・日枝小学校
- ・太田小学校
- ・共進中学校

皆様のご参加
お待ちしております!!

主催：社明運動南区推進委員会／南保護司会／南区更生保護女性会

後援：横浜保護観察所／南区役所／南区連合町内会長連絡協議会／南警察署
南区小・中学校長会／南区社会福祉協議会／薬物乱用防止指導員協議会

お問合せ：南保護司会・南区更生保護女性会 事務局（南区社会福祉協議会）

【担当】中畑 電話 045-260-2510

令和6年5月20日

地区連合自治会町内会長 各位

南区スポーツ協会
会長 平戸 善久

令和6年度南区スポーツ協会地域会費納入のお願いについて

新緑の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から南区スポーツ協会の活動に多大な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、南区スポーツ協会では、5月24日（金）午後7時00分より、総会を開催し、令和5年度事業報告等及び令和6年度事業計画等について審議し、活動を開始する予定です。

つきましては、令和6年度事業を円滑に行うため、例年同様、地域会費を御納入いただきたくよろしくお願い申し上げます。

- 1 金額 一世帯あたり 30円
- 2 納入方法 各連合町内会単位で一括納入をお願いいたします。
郵便局払込取扱票にての入金を基本としますが、各連合町内会の都合により相談させていただきます。
- 3 納入期限 7月31日（水）までをお願いします。

※ 依頼文、令和6年度地域会費目安額、令和5年度南区スポーツ協会決算書（案）を、各自自治会町内会長宅にお送りします。

郵便局への払込票は10万円を超えた金額は入金できません。その場合は複数枚の払込票で納入をお願いいたします。

【連絡先】 南区スポーツ協会事務局（南スポーツセンター内）
事務局長 中村 晶
TEL 716-5752 FAX 716-5753
携帯 090-8051-0077

令和6年5月20日

自治会町内会長 各位

南区スポーツ協会
会長 平戸 善久

令和6年度南区スポーツ協会地域会費納入のお願い

新緑の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から南区スポーツ協会の活動に多大な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、南区スポーツ協会では、5月24日（金）に総会を開催し、今年度の事業計画等について審議いたします。地域貢献事業では、『みなっちスポーツフェスタ』『みなっちランニングフェスタ』を計画しております。

つきましては、令和6年度事業を円滑に行うために、例年同様、地域会費を御納入くださいますようお願い申し上げます。また、誠に恐縮ですが、7月31日（水）までに御納入くださいますようお願いいたします。

1 納入方法

令和5年度より連合町内会単位での納入をして頂いております。連合町内会への納入方法は各連合町内会の事情にお任せいたします。

2 目安額

「各自治会町内会の加入世帯数×30円」が目安額です。自治会町内会毎の目安額は、「令和6年度地域会費目安額」を御参照ください。

（封入物）

- 1 令和6年度地域会費目安額
- 2 令和5年度南区スポーツ協会決算書

【連絡先】 南区スポーツ協会事務局（南スポーツセンター内）
事務局長 中村 晶
TEL 716-5752 FAX 716-5753
携帯 090-8051-0077

令和6年5月20日

自治会町内会長 各位

南区スポーツ協会
会長 平戸 善久

令和6年度南区スポーツ協会地域会費納入のお願い

新緑の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から南区スポーツ協会の活動に多大な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、南区スポーツ協会では、5月24日（金）に総会を開催し、今年度の事業計画等について審議いたします。地域貢献事業では、『みなっちスポーツフェスタ』『みなっちランニングフェスタ』を計画しております。

つきましては、令和6年度事業を円滑に行うために、例年同様、地域会費を御納入くださいますようお願い申し上げます。また、誠に恐縮ですが、7月31日（水）までに御納入くださいますようお願いいたします。

1 納入方法

郵便振替での納入となります。

同封した『郵便局払込取扱票』に必要事項を御記入のうえ、お近くの郵便局へお持ちください。令和4年度より手数料110円がかかるようになりました。

大変申し訳ありませんが、別紙記入例のように納入金額より110円を差し引いた金額を記入いただき、110円を手数料に充てて頂きたいと思っております。

なお、郵便局の窓口で交付される『振替払込請求書兼受領証』が領収証となります。

2 目安額

「各自治会町内会の加入世帯数×30円」が目安額です。自治会町内会毎の目安額は、「令和6年度地域会費目安額」を御参照ください。

（封入物）

- 1 令和6年度地域会費目安額
- 2 郵便局払込取扱票
- 3 郵便局払込取扱票記入例
- 4 令和5年度南区スポーツ協会決算書

【連絡先】 南区スポーツ協会事務局（南スポーツセンター内）
事務局長 中村 晶
TEL 716-5752 FAX 716-5753
携帯 090-8051-0077

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では、令和6年6月から、家計負担の軽減とCO₂排出量の削減、脱炭素ライフスタイルへの転換のきっかけづくりのため、市内の登録店舗で、対象となるエコ家電をご購入いただいた市民の皆様を対象に、ポイント還元を行う「エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）」を実施いたします。

つきましては、別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出いただき、市民の皆様への周知にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】自治会町内会あて掲示物を送付します。掲示についてご協力をお願いします。（可能な限り、令和6年12月26日（木）まで掲出いただきますよう、ご協力お願いいたします。）

3 キャンペーン概要

実施時期	令和6年6月6日（木）～令和6年12月26日（木） ※予算上限に達し次第早期終了 ※上記期間内に購入、設置、申請いただいたものが対象
対象製品	一定の省エネ性能を満たす、エアコン・冷蔵庫・LED照明器具
登録店舗	市内家電取扱店舗のうち、事前にご登録いただいた店舗
申請方法	オンライン申請または郵送申請
還元内容	本体購入価格（税抜）の20%（上限3万円）分を、 各種キャッシュレスポイントに交換できる「エコハマPay」ポイント または商品券で還元

★登録店舗など詳細な情報は、キャンペーンサイトへ

<https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/>



エコハマ

4 お問い合わせ先

キャンペーンの内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：045-900-4830、5/13（月）開設、土日祝・年末年始含む10時～18時）

掲示板への掲出に関すること

脱炭素ライフスタイル推進課エコハマ担当（電話番号：671-2661）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素ライフスタイル推進課 担当 東田・安室
電話 045-671-2661 /FAX 045-550-4838
メール da-ecohama@city.yokohama.jp

横浜市民限定

エコハマ

第2弾

横浜市 **エコ家電** 応援キャンペーン

節電効果の大きいエコ家電

本体購入価格(税抜)の20%^(1台あたり)_(上限3万円)分を還元!

キャンペーン
期間

2024年6月6日(木)…2024年12月26日(木)

※キャンペーン期間内に購入・設置・申請した場合に還元対象となります。 ※申請先着順で還元し、予算上限に達し次第、早期終了
※最終日(早期終了時は終了日)の申請は抽選での還元となる場合があります。 ※郵送申請は最終日(早期終了時は終了日)の消印有効

対象製品

下記の要件に該当する製品のうち、資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」に掲載されている製品が対象です。
キャンペーンサイトの「対象製品一覧」や店頭で、購入前に必ずご確認ください。

エアコン	冷蔵庫 (450L以下の冷蔵庫含む)	LED照明器具 (電球は対象外)
統一省エネラベル省エネ性能		
☆☆☆☆☆ 2.4以上 (目標年度2027)	☆☆☆☆☆ 【451L以上】3.0以上 ☆☆☆☆☆ 【450L以下】2.0以上	☆☆☆☆☆ 4.0以上



店頭では
このラベルが
目印!

※申請はお1人様
エアコン・冷蔵庫は各1台、
LED照明器具は2台まで。

キャンペーン対象者

キャンペーン期間内に登録店舗※で対象製品を購入し、市内の自宅に設置した後に申請した横浜市民の皆様

※本キャンペーン対象店舗としてご登録いただいた、市内の家電取扱店舗です。キャンペーンサイトの「登録店舗一覧」をご覧ください。

還元方法

各種キャッシュレスポイントに交換できる「エコハマPay」ポイント または 商品券※
(バニラVisaギフトカード)

※郵送での申請は、商品券での還元となります。※商品券をご選択いただいた場合、ポイント還元額が500円分以上1,000円分未満の場合は、一律500円分のQUOカードにて還元いたします。ポイント還元額が500円分未満となる申請は無効となります。※バニラVisaギフトカードは、VISAマークのある店舗やオンラインショッピングで使用できるプリペイドカードです。

申請方法

キャンペーンサイトからオンライン申請 または 郵送申請※

申請には対象製品購入時にお渡しする「申請チケット」やレシート、製品保証書、本人確認書類、LED照明器具の場合は設置前後の写真などが必要です。詳細はキャンペーンサイトなどでご確認ください。 ※郵送用の「申請用紙」はキャンペーンサイトまたはご購入店舗にて入手可能

お問い合わせ

お客様専用
コールセンター

エコハマ(横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾)

TEL.045-900-4830

[受付時間] 10:00~18:00(土・日・祝、年末年始含む) ※おかけ間違いにご注意ください。
[開設期間] 2024年5月13日(月)~2025年2月24日(月)まで

登録店舗・対象製品など、
詳しくはキャンペーンサイトへ

エコハマ

<https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/>



[二次元コード]

「GREEN×EXPO 2027」地域説明会の開催について【情報提供】

「GREEN×EXPO 2027」に係る意見書を令和 6 年 3 月 29 日に横浜市町内会連合会から市長へいただきました。これをふまえ、次のとおり「GREEN×EXPO 2027」の意義や概要をお伝えし、さらなる幅広い理解促進、機運醸成につなげるため、自治会町内会や公園愛護会等、地域活動にご尽力いただいている皆様を対象とした説明会を各区で開催します。

1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 ご承知おきください。

※ 開催日程等については当局が各区と調整します。

※ 区ごとの地域説明会の詳細が確定しましたら、市から地区連長および単位会長に対してご案内いたします。

2 開催概要

(1) 対象

単位自治会・町内会、公園愛護会、水辺愛護会、ハマロードサポーター、環境事業推進委員、横浜の森づくり活動団体 等

(2) 会場

公会堂、区民文化センターなど（約 300～400 名程度のキャパシティ）

(3) 説明者

横浜市長 山中 竹春

(4) 時期

5 月下旬～8 月末までに順次開催を予定

(5) 時間

1 時間程度

3 進行イメージ（詳細は調整中）

	内 容	時 間
冒頭	司会から進行事項の説明	5 分
	山中市長による説明	40 分
	意見交換	15 分
むすび	市長挨拶 等	5 分

<参考：「GREEN×EXPO 2027」の概要>

■名 称：2027 年国際園芸博覧会

■会 場：旧上瀬谷通信施設（横浜市瀬谷区・旭区）

■開催期間：2027 年 3 月 19 日（金）～2027 年 9 月 26 日（日）

■ク ラ ス：A1（最上位クラス・BIE 認定・AIPH の承認）

■参加者数：1,500 万人（ICT 活用や地域連携などの多様な参加形態を含む）
（有料来場者数：1,000 万人以上）